

上場会社に関する  
コーポレート・ガバナンス上の諸課題について

平成21年3月26日  
コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会  
(社)日本監査役協会



## 目 次

有識者懇談会を主催して	有識者懇談会座長	江頭 憲治郎	・ ・ iii
運営小委員会を主催して	運営小委員会委員長	伊藤 進一郎	・ ・ iv
名簿			・ ・ ・ ・ ・ v
懇談会及び運営小委員会の審議経過			・ ・ ・ ・ ・ vii
I. 緒論			・ ・ ・ ・ ・ 1 頁
II. 内部統制関係			・ ・ ・ ・ ・ 7 頁
III. 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について			・ ・ ・ ・ ・ 18 頁
(参考資料) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する委員の意見等			
1. 日本公認会計士協会 (友永委員)			・ ・ ・ ・ ・ 37 頁
2. 島崎委員			・ ・ ・ ・ ・ 45 頁
3. 関委員			・ ・ ・ ・ ・ 47 頁
4. 弥永委員			・ ・ ・ ・ ・ 51 頁
5. 大川委員			・ ・ ・ ・ ・ 55 頁
6. 徳住委員、神林委員、高橋委員			・ ・ ・ ・ ・ 58 頁
7. 阿部委員			・ ・ ・ ・ ・ 60 頁
8. 公認会計士等の独立性の強化等 (公認会計士法等の主な改正)			・ ・ ・ 62 頁
IV. 株主と経営執行との利害調整 (大規模第三者割当増資、買収防衛策)			・ 64 頁
(参考資料) 第三者割当増資の実態について			
1. 飛山委員、河野委員			・ ・ ・ ・ ・ 80 頁
2. 日本証券業協会 常務執行役・自主規制本部長	平田 公一氏		・ ・ ・ 81 頁

## 【資料編】

1. 「監査役制度に関する外部有識者懇談会（仮称）の設置（メモ）」  
日本監査役協会 関 哲夫会長  
(平成 19 年 11 月 8 日日本監査役協会常任理事会提出資料)・・・87 頁
2. 「有識者懇談会発足にあたって」  
日本監査役協会 関 哲夫会長（第 1 回懇談会提出資料)・・・89 頁
3. 「報告書のとりまとめにあたって」  
日本監査役協会 築館勝利会長  
有識者懇談会 伊藤進一郎座長代理  
(第 10 回懇談会提出資料)・・・104 頁
4. 「監査役制度の直面している諸問題と監査役制度の見直し―株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について（2）―」 岩原紳作委員（第 2 回懇談会報告資料)・・・105 頁
5. 「『監査役宣言』の表明に対する期待について」  
八田進二委員（第 11 回懇談会提出資料)・・・121 頁
6. 「上場会社と監査役をめぐるコーポレート・ガバナンス上の諸課題と提言について」  
武井一浩委員（第 10 回懇談会提出資料)・・・123 頁

## 【会議の主な資料及び議事要旨】

1. 有識者懇談会 資料及び議事要旨
2. 運営小委員会 資料及び議事要旨

注)「会議の主な資料及び議事要旨」は、日本監査役協会のホームページに掲載。

## 有識者懇談会を主催して

座長 江頭 憲治郎

昨年3月、わが国のコーポレート・ガバナンスを巡る諸課題について関哲夫前日本監査役協会会長の諮問を受け、本懇談会が設置された。本懇談会は、学識経験者、企業経営者、日本経団連、日本公認会計士協会、東京証券取引所、弁護士、監査役経験者の参画を得たほか、法務省、金融庁、経済産業省をオブザーバーとして迎えた。また、本懇談会のもとに運営小委員会を設置し、実務家を中心に構成することで海外主要国の動向調査を含む実践的な考察も深められる体制を採用した。そして、一年間にわたり、本懇談会を計12回、運営小委員会を計17回開催し、精力的に検討を重ねてきた。

本懇談会では、関前協会長が指摘した具体的な諸論点を手掛かりに、わが国のコーポレート・ガバナンスを巡る動向と諸論点について問題状況の把握と現状認識の確認を行うとともに、監査役がコーポレート・ガバナンスの一翼としての役割を確実に果たしていくため、監査役として採るべき行動の検証と考察を行い、コーポレート・ガバナンスの問題状況の改善を試みた。しかし、その過程で明らかになったことは、現実の企業社会においては、監査役が法が想定するような行動を体現するには、往々にして様々な困難が伴うということである。したがって、本懇談会では、そうした実務上の障壁を除去し、あるいは「あるべき」行動の実行可能性を高めるため、必要な法的措置の在り方についても、適宜射程に入れ検討を行った。

本懇談会における議論は、上場会社に関するわが国のコーポレート・ガバナンス上の諸課題のすべてを包摂するものではない。しかし、現況を改善し、又は前進させるための幾つもの有益な示唆と処方箋が示されている。本報告書に盛られた諸事項について、今後、日本監査役協会をはじめ、関係団体、関係当局等において、さらに議論が深められることを期待したい。

最後に、築館勝利日本監査役協会会長、座長代理及び運営小委員会の委員長として懇談会に有益な論点提示を行って頂いた伊藤進一郎座長代理、多忙な業務や研究の合間を縫って会議に参画頂いた委員及びオブザーバーの方々、更には会議でご報告頂いた各位に対し感謝の意を申し上げたい。

## 運営小委員会を主催して

座長代理・運営小委員会委員長 伊藤 進一郎

この数年、中国をはじめとする東アジアおよび資源国の発展に支えられ、資本主義はかつてない発展と繁栄を実現したが、目下は米国に端を発した経済危機が世界を厚く包んでいる。こうした中、世界第二の経済規模を誇るわが国は、経済成長の原動力たる企業の収益力向上と競争力強化が急務であるが、そのためには現状のコーポレート・ガバナンスの検証と立て直しが必須である。昨年、わが国企業のガバナンスを国際的に遜色のない水準に引き上げようとする関前日本監査役協会会長の問題提起は大きな共感を覚え、関前協会長より会議の運営協力への強い請託を受けたことから、はからずも運営小委員長の任を引き受けることとした。

運営小委員長として、監査役制度に関する本議論は、取りも直さず上場会社を巡り生じているガバナンス上の諸問題に直結するが故に、そこでの議論を通じて、わが国のガバナンス全体を俯瞰した総合的な考察と今後に向けた方向整理を行うことを企図した。

当懇談会の検討は、企業実務に立脚し、国際的な信認にも耐え得る仕組みや制度の構築を目指すとの視点から、メンバーとして、企業実務家、法曹専門家、公認会計士、市場関係者等多方面の有識者を配し、またオブザーバーとして関係諸官庁の方々も加わり実践的な検討を行う体制をとったほか、学術専門家をも積極的に招き海外の状況聴取を精力的に行った。本報告書が所期の目的を達成したかどうかは諸賢の評価に待つほかないが、当委員会が有益かつ充実した討議を行うことができたとすれば、それはひとえに江頭座長のご見識とご寛容の賜物であり、また、委員会に参画及び報告された方々並びに取りまとめに尽力いただいた事務局と会議運営に助力された築館会長にこの場を借りて深謝申し上げたい。そして、本報告書の内容が、監査役協会は勿論、証券取引所、公認会計士協会、経済諸団体及び関係諸官庁の研究会等に、礎として寄与することを期待したい。

## 有識者懇談会委員名簿

(平成 21 年 3 月 26 日現在)

座長	江頭憲治郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
副座長	伊藤進一郎	株式会社プロティビティジャパン最高顧問・ 関西大学大学院会計研究科客員教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	上村 達男	早稲田大学法学学術院長・法学部長
	大川 博通	第一法規株式会社代表取締役副社長
	尾崎 安央	早稲田大学法学学術院教授
	神林比洋雄	株式会社プロティビティジャパン代表取締役社長・ 公認会計士
	島崎 憲明	住友商事株式会社代表取締役副社長
	関 哲夫	株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 (注1)
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士
	築館 勝利	社団法人日本監査役協会会長・ 東京電力株式会社常任監査役 (注2)
	徳住 祥蔵	新日鐵住金ステンレス株式会社常任監査役
	飛山 康雄	株式会社東京証券取引所グループ代表執行役専務
	八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション科教授
増田 宏一	日本公認会計士協会会長	
弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 (注3)	
オブザーバー		
	江原 健志	法務省民事局参事官 (注4)
	萩本 修	法務省民事局民事法制管理官 (注5)
	池田 唯一	金融庁総務企画局市場課長
	三井 秀範	金融庁総務企画局企業開示課長
	新原 浩朗	経済産業省産業政策局産業組織課長
事務局	伊藤 智文	社団法人日本監査役協会専務理事

注1) 第8回懇談会から参画

注2) 第1回懇談会から第7回懇談会まで参画

注3) 第8回懇談会から参画

注4) 第1回懇談会から第9回懇談会まで参画。肩書は検討当時

注5) 第10回懇談会から参画

(順不同・敬称略)

## 運営小委員会委員名簿

(平成21年3月26日現在)

委員長	伊藤進一郎	株式会社プロティビティジャパン最高顧問・ 関西大学大学院会計研究科客員教授
委員長代理	徳住 祥蔵	新日鐵住金ステンレス株式会社常任監査役
委員	大川 博通	第一法規株式会社代表取締役副社長
	尾崎 安央	早稲田大学法学学術院教授
	小畑 良晴	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部 (注1) 経済法制グループ長兼税制・会計グループ副長
	神林比洋雄	株式会社プロティビティジャパン代表取締役・ 公認会計士
	河野 秀喜	株式会社東京証券取引所上場部長
	高橋 均	新日本製鐵株式会社監査役事務局マネジャー
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士
	友永 道子	日本公認会計士協会副会長
	那須 詳司	東京電力株式会社監査役業務部課長 (注2)
	細野 充彦	住友商事株式会社文書総務部長
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 (注3)
事務局	伊藤 智文	社団法人日本監査役協会専務理事

注1) 第17回委員会から参画

注2) 第13回委員会から参画

注3) 第13回委員会から参画

有識者懇談会委員の方々も随時参画した。

(順不同・敬称略)



## 懇談会及び運営小委員会の審議経過

### 有識者懇談会

会長提言と各委員からのプレゼンテーション	
<b>第1回 平成20年3月31日（月）</b>	
1. 会長挨拶及び有識者懇談会設置の趣旨について	
日本監査役協会会長	関 哲夫氏
2. 株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について	
【報告者】(株)東京証券取引所グループ代表執行役専務	飛山 康雄氏
日本公認会計士協会会長	増田 宏一氏
3. その他	
<b>第2回 4月23日（水）</b>	
1. 株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について—2	
【報告者】東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作氏
2. 質疑	
3. その他	

論点整理と各論の検討	
<b>第3回 5月28日（水）</b>	
1. 論点の整理	
2. 各論の検討（1）大規模第三者割当増資に対する監査役の関与	
<b>第4回 7月2日（水）</b>	
1. 第三者割当増資に関する前回の議論のまとめ	
（1）第三者割当増資の実態について	
【報告者】(株)東京証券取引所 上場部長	河野 秀喜氏
日本証券業協会 常務執行役・自主規制本部長	平田 公一氏
（2）前回懇談会の議論のまとめ	
2. 各論の検討（2）買収防衛策と監査役の関与	
3. 会計監査関連事項に関する今後の検討の進め方について	
<b>第5回 8月27日（水）</b>	
1. 各論の検討（3）会社法と金融商品取引法の問題①	
内部統制報告書及び同監査報告書と定時株主総会	

**第6回 9月22日(月)**

1. 各論の検討(4) 会社法と金融商品取引法の問題②
  - イ) 監査役(会)に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて
  - ロ) 監査役と財務・会計の知見
2. その他

**第7回 10月22日(水)**

1. 各論の検討(5) 監査役(会)機能の実効性確保のために検討すべき事項
  - 1) 監査役がその果たすべき役割を実効的に果たすために求められる人選、情報入手体制、その他の条件整備・環境整備のあり方(現実論に即して)
  - 2) 社外監査役の「社外」性・独立性
  - 3) 監査役会議長
  - 4) 監査役の活動内容を「見える化」など監査役の説明責任
  - 5) 監査役が関与することが望ましい他の領域の有無(株主提案、第三者調査委員会、代表訴訟関連)
2. その他

**報告書とりまとめの議論**

**第8回 12月1日(月)**

1. これまでの議論の整理と報告書素案の検討

**第9回 12月24日(水)**

1. これまでの議論の整理と報告書素案の検討
  - (1) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について
  - (2) 提言内容のうち積み残しの事項について(株主提案の取扱い等)
  - (3) 株主と業務執行者間の利益相反状況における監査役の役割  
(大規模第三者割当増資、買収防衛策の運用等)

**第10回平成21年2月3日(火)**

1. 最終報告書作成方針の確認
2. その他

**第11回 2月26日(木)**

1. 最終報告書案の検討

**第12回 3月26日(木)**

1. 最終報告書案の検討

## 運営小委員会

欧米主要国の状況調査と論点整理	
<b>第1回平成20年3月21日（金）</b>	
1. 運営小委員会の開始に当たって	
2. 有識者懇談会及び運営小委員会の当面の運営について	
3. その他	
<b>第2回 4月10日（木）</b>	
1. 欧米主要国（独、米、英、仏）における監査制度（会計監査制度を含む。）と我が国監査役（監査委員会）制度への示唆（1）	
【報告者】中央大学法科大学院教授	大杉 謙一氏
筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	弥永 真生氏
<b>第3回 4月17日（木）</b>	
1. 株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について－機関投資家の立場から－	
【報告者】(株)日本投資環境研究所 首席研究員	関 孝哉氏
2. 論点に関する討議	
<b>第4回 5月15日（木）</b>	
1. 株主・業務執行者の利害対立状況において非業務執行役員が果たすべき役割と我が国監査役（監査委員会）制度への示唆（2）	
【報告者】「英国における非業務執行取締役の役割について」	
京都大学大学院法学研究科准教授	戸田 暁氏
「ドイツにおける監査役制度の概要と展開」	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之氏
2. その他	
<b>第5回 5月21日（水）</b>	
1. 論点の整理	
2. その他	
<b>第6回 6月12日（木）</b>	
1. 株主・業務執行者の利害対立状況において非業務執行役員が果たすべき役割と我が国監査役（監査委員会）制度への示唆（3）	
【報告者】「フランスの法制について」	
早稲田大学大学院法務研究科教授	鳥山 恭一氏
「アメリカにおける非業務執行取締役の役割について」	
大阪大学法科大学院准教授	久保田 安彦氏

## 各論の検討

### 第7回 6月27日(金)

1. 各論の検討(1)、(2)
  - 1) 大規模第三者割当増資に関する前回の懇談会の議論のまとめ
  - 2) 買収防衛策と監査役の関与について
2. 会計監査関連事項に関する今後の議論の進め方について
3. その他

### 第8回 8月7日(木)

1. 各論の検討(3) 会社法と金融商品取引法の問題①-1  
内部統制報告書及び同監査報告書と定時株主総会

### 第9回 8月20日(水)

1. 各論の検討(3) 会社法と金融商品取引法の問題①-2  
内部統制報告書及び同監査報告書と定時株主総会
2. その他

### 第10回 9月16日(火)

1. 各論の検討(4) 会社法と金融商品取引法の問題②
  - イ) 監査役(会)に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて
  - ロ) 監査役と財務・会計の知見
2. その他

### 第11回 10月2日(木)

1. 各論の検討(5) ①監査役(会)機能の実効性確保のために検討すべき事項(事例報告1)  
【報告者】榊原製作所 監査役 大森 義夫氏  
【講 題】「今改めて考える『監査役』の役割～ペレストロイカとグラスノスチ～」

### 第12回 10月17日(金)

1. 各論の検討(5) ② 監査役(会)機能の実効性確保のために検討すべき事項
  - 1) 監査役がその果たすべき役割を実効的に果たすために求められる人選、情報入手体制、その他の条件整備・環境整備のあり方(現実論に即して)
  - 2) 社外監査役の「社外」性・独立性
  - 3) 監査役会議長
  - 4) 監査役の活動内容を「見える化」など監査役の説明責任
  - 5) 監査役が関与することが望ましい他の領域の有無(株主提案、第三者調査委員会、代表訴訟関連)

**第13回 11月12日（水）**

1. 各論の検討（5）③監査役（会）機能の実効性確保のために検討すべき事項（事例報告2）  
—委員会設置会社の監査委員(会)と監査役設置会社の監査役(会)との相違などから（特に企業実務の面から）—

【報告者】㈱東芝 取締役監査委員

小林 利治氏

2. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

**第14回 11月17日（月）**

1. 各論の検討（5）④監査役（会）機能の実効性確保のために検討すべき事項（事例報告3）  
—委員会設置会社の監査委員(会)と監査役設置会社の監査役(会)との相違などから（特に企業実務の面から）—

【報告者】ソニー㈱ 取締役 監査委員会・議長

山内 悦嗣氏

2. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

**報告書とりまとめの議論**

**第15回 11月27日（水）**

1. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

**第16回 12月18日（木）**

1. これまでの議論の整理と報告書素案の検討

- (1) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について  
(2) 提言内容のうち積み残しの事項について（株主提案の取扱い等）  
(3) 株主と業務執行者の間の利益相反状況における監査役の役割

（大規模第三者割当増資、買収防衛策の運用等）

**第17回平成21年1月28日（水）**

1. 最終報告書作成方針の確認  
2. その他

以 上



## I. 結論

わが国経済はバブル崩壊後の低迷に永らく苦しんできたが、98年に開始された金融システム改革（日本版ビッグ・バン）の進行をはじめとして、爾来十余年に亘り、資本市場の整備、会社法の制定、金融商品取引法の改定など、基本的な法的枠組みの整備が進められた。この間、海外においても、エンロン事件等を背景とした米国企業改革法の制定、EUにおける第8指令に基づく整備、さらには国際会計基準の統一化など、諸法規・制度の改革が進展した。しかしながら、こうした世界的な諸改革の進行をよそに、我が国においては、国民の生命・安全を脅かすような重大な企業不祥事が一向に跡を絶たない。また、米国に端を発した金融危機を契機として、世界のマーケットの中でも、我が国の資本市場の低迷ぶりを一段と露呈する事態に至っている。

こうした状況を背景として、企業に対する市場参加者の信頼喪失とそれに伴って生じる資本市場の地盤沈下は、企業にとって、持続的成長や企業価値の維持・増大、さらには企業競争力の向上に負の影響を及ぼすばかりか、わが国経済の健全な発展を根底から揺るがしかねない重大な問題を孕んでいる。資本主義経済の基盤を為す企業の収益力向上・競争力強化と資本市場の健全な発展を図り、もってわが国企業の永続的な成長を図っていくためには、企業不祥事の発生に伴う企業価値の滅失・毀損を最小化し、資本市場への信頼回復とその活性化を図ることにより、健全で持続的な企業成長のための強固な土壌作りを進めていくことが何よりも不可欠となる。

こうした観点から、わが国のコーポレート・ガバナンスを改めて直視するとき、難題が山積していることを率直に認めざるを得ない。そこでの問題・課題とは、従前から存在する制度や実務、あるいは近年行われた制度改革の裏に潜在していた部分に新たな光が当たることで発現した問題であったり、近時になり頻出するようになった新たな経済現象とでも言うべき性質の問題など様々である。最近の経済社会の複雑かつ急激な環境変化を反映して生じている諸事象、あるいは新たに認識されるようになったこうした諸問題を

前にして、本懇談会では、わが国のコーポレート・ガバナンスについて、新たな時代の要請にも耐えうるよう、グローバルな視点に立脚し、「再点検」を行う必要があるとの認識に至ったのである。

本懇談会では、まず最初に、前述した認識の下、わが国のコーポレート・ガバナンスを巡る動向と諸論点について、目下、資本市場において重大かつ喫緊の問題・課題と認識されている事案に着目し、上場会社に焦点を絞り、問題状況の把握と現状認識の確認を行うとともに、併せて監査役（監査委員）がコーポレート・ガバナンスの一翼としての役割を確実に果たしていくため、検討すべき論点を整理し、そのあり方の方向性を明らかにすることを目指すこととした<sup>1</sup>。また、その際の検討上の基本スタンスは、次のとおりである。第一に、わが国のコーポレート・ガバナンスを始めとする諸制度を「国際的、特に欧米諸国の制度と比較して、形式的のみならず実質的にも遜色のないものに創り上げていく」ことである。これは、わが国の資本市場への信頼回復を期すためである。第二に、制度設計を検討するに当たっては、「平易と透明性」を理念として志向することである。これは、国内外に対する説明のしやすさ、理解のしやすさを追求するためである。第三は、「現行の法制度や法解釈にとらわれることなく、実態的な改善のあり方を目指す」ことである。また、現状の監査役の資質や能力の制約を前提とするものではない。

このような視座に立ち、本懇談会では、わが国コーポレート・ガバナンスの「再点検」あるいは「棚卸し」を通じて浮かび上がった諸論点について、それを解決し又は実現を図るための基本的視点として、大きく次の三つに問題を集約し、論点整理を行った。

まず第一に、ガバナンスの組織にかかわる諸論点について方向付けを行うことである。換言すれば、コーポレート・ガバナンスの「ハード論」とでも言うべき分野に属する問題である。具体的には、①監査役設置会社制度と委

---

<sup>1</sup> 関前協会長「有識者懇談会発足に当たって」（102頁）及び「監査役制度に関する外部有識者懇談会（仮称）の設置（メモ）」（87頁）参照。



員会設置会社制度といった経営管理機構の基本構造にかかわる問題、及びその構成内容を為す取締役会、監査役会の機能にかかわる問題、②社外取締役又は社外監査役など株主総会で選任を受けた社外役員の役割や独立性を巡る問題、③会社の一機関としてその構成員の半数以上を社外監査役が占める監査役会機能の実効性を巡る論点などである。この分野では、近年、わが国において社外取締役の導入が進展しているとはいえ上場企業でも業務執行に携わる取締役が取締役会の過半を占める会社が大勢となっている状況がある中で、国内外の機関投資家や議決権行使助言機関は社外取締役の選任を強く推奨しているところである。こうした中、上場会社と株主との関係を巡って、社外取締役選任の意義やその役割、社外取締役と監査役会機能との関連・差異、さらには企業集団におけるガバナンスの問題として少数株主の利益保護の観点から親会社から子会社に派遣される社外役員の「独立性」要件の在り方にかかわる論点など、幾つかの重要な点で両者の利害・主張の対立が先鋭化するに至っている。

本懇談会においては、こうした諸事象について、問題状況の入念な把握に努めたところであるが、検討の時間的な制約もあり、それらの実態判断や改善・解決に向けた概念整理を含め、多くの点で認識の一致や方向性を見出すには至らなかった。しかし、後述する株主と経営執行との利害調整に関する分野とも深くかかわることであるが、「監査役会機能の実効性確保」に関しては、監査役は、買収防衛策の導入等に際して設置される「第三者特別委員会（独立委員会）」の構成員としての役割など、「非業務執行会社役員」といういわば新たな概念的枠組みの中で、その一員として応分の責任を果たし得ることを確認した。

第二に、資本市場を基軸とした企業行動を巡る論点として、株主と経営執行との利害対立が懸念される業務執行に関して、監査役はどう役割遂行できるかという問題である。この分野では、「少数株主の利益保護」がキーワードとなる。具体的には、前述のとおり、一つは買収防衛策の導入又は発動に際して設置される「第三者特別委員会（独立委員会）」の意義と機能並びに監査役会機能との関係、そして当該局面における監査役の意見のディスクロ

ーズの是非にかかわる論点であり、一つは会社の支配権の異動を伴ったり、あるいは少数株主の利益・財産が著しく毀損する可能性の高い大規模な第三者割当増資について、その決定プロセスの公正さや適正性の確保にかかわる問題である。前者の買収防衛策については、すでに現行法において監査役は買収防衛策の基本方針について意見を監査報告において述べるのが義務付けられている。しかし、買収防衛策の導入等の局面において、取締役会の任意の諮問機関として社外役員や外部有識者等で構成される「第三者特別委員会」が設置されるケースが多く、これと会社の業務執行から独立した機関である監査役会機能がどう位置づけられるかが論点となる。一方、後者の大規模第三者割当増資については、買収防衛策に関する監査役意見の開示のように、監査役による明示的な役割遂行が法的に規定されているものではない。しかし、本懇談会においては、監査役を諸外国における「独立取締役」のような、株主総会において選任を受け、かつ会社の業務執行とは一切関係しない業務執行者から独立した会社役員、すなわち「非業務執行会社役員」として捉えることにより、大規模第三者割当増資のような株主と経営執行者との構造的な利益相反が懸念される業務執行について、当該決定にかかる経営判断プロセスの適正性をモニタリングし、その結果等に関する意見を開示するなど、相応の役割を果たし得る可能性を見出している。そして、この分野は、株主・投資者の利益侵害に直結する重大な問題を多分に含むが故に、取引所規則等によるソフト・ローでの仕組みを構築することも、法的手当てを講じることと同様に重要な鍵を握ることとなる。本報告書では、取引所における今後の対応についても、強い期待を込めている（「Ⅳ．株主と経営執行との利害調整」参照）。

以上のほかにも、本懇談会では、親子会社上場の問題や株主提案の問題について検討を行った。親子会社上場については、わが国では親子会社が同時上場しているケースが往々にして見られるところ、親会社を有する会社が上場会社である場合には、当該上場する子会社の株主（一般的には多数の少数株主が存在する）と当該会社の親会社又は親会社株主との間に強い利害対立構造が認められることとなる。したがって、上場子会社の監査役には、親会社等との取引等において、十分なチェック機能の発揮が期待されることとな

る。一方、株主提案権の扱いについては、現状、監査役は、株主代表訴訟において、株主からの提訴請求を受けて取締役を提訴するか否かの判断を自ら下すこととされており、株主からの請求にどう対処すべきかという点において、株主代表訴訟と同様の考え方を一段と拡充できないか等について検討したところである。しかし、これらについては、必ずしも十分に考察を深めることができず、したがって方向性を見出すには至っていない。

第三に、資本市場における財務報告の信頼性を確実に確保し、将来に亘り粉飾決算を起こさせないようにするため、会計不祥事問題の解決に向けて道筋を付けることである。その一つは会社法と金融商品取引法の二制度にまたがる内部統制の問題であり、もう一つは会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定の在り方を巡る問題、すなわちいわゆる「インセンティブのねじれ」の問題である。前者の内部統制の問題については、内部統制を巡って、現状、会社法と金融商品取引法による二重の監査が錯綜する状況にあるが、上場会社のガバナンス充実の観点からは、金融商品取引法上の内部統制報告書をはじめとする開示書類についても、株主総会における議論の材料となるよう、株主総会への提出書類・報告事項とすべきではないかという論点がある。また、金融商品取引法上の内部統制監査では、監査役の監査活動は会社の統制環境の一つとして経営者の内部統制報告書の監査を通じて監査人の評価の対象にもなっているが、仮に監査役（会）が監査報告において内部統制システム整備は相当であると判断したとしても、後に作成される経営者の内部統制報告書又は監査人の内部統制監査報告書において重要な欠陥等に相当する記載がある場合には、監査役監査の信頼性を損ねる懸念があるという、いわゆる「期ずれ」の問題が実務的には極めて深刻な問題として指摘されているところである。本懇談会では、企業経営の根幹を為す内部統制の充実・強化が企業不祥事防止の防波堤になるとの認識に立ち、経営者の内部統制に関する説明責任の一層の履践徹底を模索すべく、会社法の事業報告について、内部統制の整備方針のみならずその運用状況や監査結果についても記載事項とすることや、現行法上、有価証券報告書の提出に際しては、その添付書類として株主総会に報告した計算書類及び事業報告が求められる関係で、財

務諸表監査と一体として作成される内部統制監査報告書等の提出が株主総会后となっている点につき、内閣府令の改正を視野に入れた検討を行った。

一方、後者の「インセンティブのねじれ」の問題は、会計不祥事の根絶のための一方策と位置付けられる。すなわち、監査を受ける立場にある業務執行者である経営者が同時に会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定の当事者となることは、利益相反に該当し、会計監査人に要請される本質的要件である独立性確保の大きな障害となるのではないかとの論点がある。また、国際的にみても、外観上、会計監査人の独立性に対する懸念が残るのではないかとの論点もある。さらに、粉飾決算を典型とする会計不祥事を防止するためには、会計監査人の独立性確保と監査役による会計監査に関する主体性発揮が要諦となるが、そのためには、会計監査人と監査役の連携を一層緊密に図るための環境を創出すべく、「ねじれ」を克服する必要があるのではないかとの論点が指摘されている。本懇談会では、本問題について、賛否合い交えた議論が激しく交錯し最も多くの審議を費やしたところであるが、本報告書にあるとおり、今後に向けて、大勢としては、見解一致を導き出すに至っている（「Ⅲ．会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について」「4．今後の課題」参照）。勿論、企業不祥事の防止はこれで万策ではない。しかし、本懇談会で検討された内部統制と会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定の在り方に関する議論が、企業不祥事の根絶に向けて、今後、力強く前進することを確信するものである。

以下、各論として、①内部統制にかかわる論点、②会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定にかかわる論点、③株主と経営執行の利害調整にかかわる論点について詳論する。

## Ⅱ．内部統制関係

### 1．現状認識

#### (1) 内部統制システムの法定化

会社法は、すべての大会社に対して、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（以下、「内部統制システム」という）の基本方針について、取締役(会)が決定又は決議することを義務付けた（会社法 348 条 4 項、362 条 5 項）。平成 14 年の商法特例法改正において導入された委員会等設置会社については、既に内部統制システムに関する規定が設けられていた（商法特例法 21 条の 7 第 1 項 2 号、改正前商法施行規則 193 条）が、会社法では、圧倒的多数を占めている監査役設置会社に、その適用範囲を拡大した。

他方、金融商品取引法にも、上場会社その他政令で定めるものに対しては、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制」（以下、「財務報告に係る内部統制システム」という）を評価した報告書（以下、「内部統制報告書」という）の提出を義務付ける（金融商品取引法 24 条の 4 の 4 第 1 項）とともに、内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人（以下、「監査人」という）の監査証明を受けることを求めている（同 193 条の 2 第 2 項）。

#### (2) 内部統制システムの規定に関する差異

会社法は、内部統制システムに関する取締役(会)の決定又は決議の内容の概要を事業報告に記載すべきこととし（会社法施行規則 118 条 2 号）、かつ監査役又は監査委員会は、内部統制システムに係る決定又は決議の内容が相当でないと認めるときは、監査報告において、その旨と理由を記載すべきこととした（会社法施行規則 129 条 1 項 5 号、131 条 1 項 2 号）。すなわち、会社法では、内部統制システムの整備の基本方針を取締役(会)の専決事項とするとともに、事業報告と監査役（会）監査報告を通じて、内

部統制システム構築の妥当性の評価を株主に委ねている。なお、取締役(会)が決定・決議すべき内部統制システムの範囲は特に限定されていない。

他方、金融商品取引法が要求するのは、財務報告に係る内部統制であり、明示的に対象とされている内部統制の範囲は限定されている。金融庁企業会計審議会の実施基準<sup>2</sup>においては、取締役会及び監査役が、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の構築・運用<sup>3</sup>を監視・検証していない場合、又は内部統制の整備状況に関する記録（業務プロセスに関する記述等）を欠いているために、財務報告に係る内部統制の有効性の取締役会及び監査役会による監視・検証ができていない場合は、全社的な内部統制の不備の事例に該当すると明記している<sup>4</sup>。

金融商品取引法においては、監査役の監査活動は、統制環境の一つとして監査人の評価の対象となっており、内部統制報告書に係る監査報告に影響を与える。他方、会社法では、監査役が会計監査人の監査の方法と結果が相当でないと認めたときはその旨及びその理由を監査役(会)監査報告に記載する（会社計算規則 155 条 2 号、157 条 1 項 2 号）とされている。確かに、会社法の下では、事業報告は会計監査人の監査の対象とはされていないから、会社法のみ適用を受ける会社にとっては、監査役と会計監査人とが相互に相手方の職務遂行をモニターするという事はない。しかし、上場会社であり、かつ会計監査人設置会社でもある会社においては、監査役が会計監査人の監査を、金融商品取引法上の監査人が監査役の活動を内部統制報告書監査において考慮に入れるという点で、相互に相手方の職務遂行状況をモニターするという関係がみられる。

また、いわゆる「期ずれ」の問題も存在する。会社法上は、会計監査人の監査報告を受領した上で、監査役(会)監査報告の作成を行い、最終的に株主総会の招集通知添付書類の一つとして株主に通知される。3月決算会

---

<sup>2</sup> 金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（平成 19 年 2 月 15 日公表）。

<sup>3</sup> 本報告書では、内部統制システムに関して、日本監査役協会の監査役監査基準等に則って「構築」と「運用」を合わせて「整備」との使い方をしている（但し、「財務報告に係る内部統制システム」の箇所では、整備・運用と記述しているところもある）。

<sup>4</sup> 実施基準・前掲注(1)Ⅱ.3.(4)①ハ.b 参照。

社の場合は、5月中旬の監査役(会)監査報告作成を経て、5月下旬の決算取締役会において株主総会の招集通知や参考書類の内容の決定が行われる。他方、金融商品取引法上は、有価証券報告書の作成プロセス等も、財務報告に係る内部統制システムの対象となり、実務的には、一連の株主総会参考書類関係の作成が一段落した後に、会社は有価証券報告書の作成を行うことが一般的である。これは、有価証券報告書の提出が定時株主総会を経た後となっているからである。したがって、3月決算会社の場合の一般的なスケジュールとしては、5月下旬～6月上旬に有価証券報告書の作成を終了させた上で、ほぼ並行的に経営者による内部統制報告書を作成し監査人に提出する。そして、6月下旬までに監査人の監査証明を受けた上で、株主総会終了以降、内閣総理大臣に有価証券報告書及びその添付資料と併せて内部統制報告書を提出する。

## **2. 現行法を踏まえた内部統制システムを巡る論点**

以上のように、会社法と金融商品取引法の規定と実務実態を踏まえると、内部統制システムを巡っては、大きく二つの論点がある。

第一は、経営者による内部統制報告書とそれに対する監査人の監査報告書に対しては、株主総会の場で、株主に対して開示・報告事項とすべきではないかという点である。また、本論点は、内部統制報告書及び監査人の監査報告書は、株主総会における経営者の説明義務の対象範囲であるのかという問題にも関係する。

株主総会は会社の最高の意思決定機関であり、また、株主総会の議案に取締役等の選任決議が含まれている以上、内部統制システムに関する取締役の適切な構築状況については、株主として関心が高い項目である。このために、会社法上、経営者は事業報告において、内部統制システム構築の基本方針の内容の概要を記載するとともに、監査役は監査役(会)監査報告において、その相当性を評価することになっている。他方、金融商品取引法上の内部統制報告書も、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況に対する経営者側の当該事業年度の自己評価であり、また、それに対して、第三者である監査人の監査報告書を添付することは、投資者のみ

ならず株主にとっても内部統制システムの実効性に関する判断を行う上で重要な情報である。確かに、金融商品取引法上の内部統制システムは、「財務報告に係る」という対象範囲の限定はあるものの、内部統制システムの構築・運用状況の適否は、実は財務報告の範囲に限定されるものではないからである。すなわち、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある場合は、当該会社の統制環境及び統制活動等の内部統制システム全般に関係している可能性もある。したがって、金融商品取引法上で規定された経営者による内部統制報告書の内容や、それに対する監査人の監査結果について、株主にとっても重要な関心事であるはずであり、株主総会の報告事項とすべしとの論点がある。

第二の論点は、監査役と監査人との相互連携のありように関する点である。前出のとおり、内部統制システムを巡っては、監査役と監査人は相互に相手方の職務遂行状況を監査する関係になっている。この点を監査役の立場から見れば、金融商品取引法上の内部統制システム監査では、監査役の監査活動は統制環境の一つとして監査人の評価の対象となっている。そして、監査役（会）監査報告において内部統制システムの整備が相当であるとの判断が示されたとしても、経営者の内部統制報告書又は監査人の監査報告書に重要な欠陥に相当する記載がある場合には、監査役監査の実効性について疑義が生じることにもなりかねない。現実的にも、監査役は、会社法に求められている事業報告及び計算関係書類に対する監査報告を作成するに当たって、財務報告に係る内部統制に関する「重要な欠陥」の有無の状況や重要な欠陥があった場合の改善の取り組み状況等を把握する必要がある。また、監査人も、重要な欠陥の内容及び是正結果を監査役に報告しなければならないとされている<sup>5</sup>。したがって、監査役と監査人とが実務に則って、いかに具体的かつ有益な相互連携を行うかが重要である。

---

<sup>5</sup> 例えば、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書では、監査人が監査役等とのコミュニケーションの対象事項の一つとして、監査人が発見した内部統制の重大な欠陥についても該当する旨を記載している。日本公認会計士協会内部統制監査に関連しての報告義務を定める企業会計審議会「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」Ⅲ3. (5)。



### 3. 審議の結果と内容

#### (1) 審議の結果

定時株主総会において、経営者は株主に対して議案等について説明責任があることから、金融商品取引法に基づく開示を待つまでもなく、重要な欠陥の存在や内容等を株主に開示・説明を行うべきであること、及び会社法と金融商品取引法の内部統制システムに関する規定の差異に伴ういわゆる「期ずれ」の問題等が生じており、この点に対して実務的に無用な混乱を生じさせないための必要な体制整備を行うべきであるとの点について、基本的な意見の相違はなかった。そして、株主に対する開示・説明について、まずは現行法の運用の中で工夫すべきであり、具体的には関係団体が文例のひな型を示した上で、経営者及び監査役（会）が事業報告や監査役（会）監査報告に自主的に記載することが考えられるとの点で意見が一致した。

また、有価証券報告書・内部統制報告書を極力前倒しに作成した上で、監査人監査を行い、事業報告及び監査報告作成後に発見された重要な欠陥等について、必要に応じて速やかに事業報告の Web 開示修正等を行うこと、また重要な欠陥の内容・改善策・財務諸表との関係などについて、東京証券取引所の適時開示の対象とすることについても、準備期間としての経過措置は必要であるものの、現実的に可能な方向であるとの意見が大勢をしめた。さらに将来的には、事業報告と監査役（会）監査報告の開示事項とする会社法又は法務省令の改正により、内部統制システムの運用状況と結果についても記載するような強制力を持たせることも考えられる。

一方、有価証券報告書・内部統制報告書の作成と監査人による内部統制監査を前倒しし、事業報告と監査役（会）監査報告に反映させること、及び内部統制報告書・有価証券報告書等については、株主総会への提出書類とすることについては、実務面も含め克服すべき課題があり、検討が必要との結論に達した。

なお、金融商品取引法上の内部統制報告書をはじめとする開示書類を何

らかの形で株主総会へ報告することを可能とする（開示府令の改正）<sup>6</sup>ことについては、特に異論はなかった。

具体的な検討課題である金融商品取引法上の内部統制報告書と監査人の監査報告書を株主総会の報告事項とする点に関して、会社側の有価証券報告書の作成時期や監査人の監査実務等から、現状大幅な日程の繰り上げが容易ではないため、会社法上の計算書類等と金融商品取引法上の開示書類との一元化（統一化）が行われ、実務的な負荷軽減等のインセンティブが働くような検討があわせて重要であるとの意見が出された。また、内部統制報告書・有価証券報告書等を株主総会に提出することについては、会社法と金融商品取引法の位置付けの整理とともに、有価証券報告書及び監査人の監査報告書の開示が株主総会日以降となっている現状を見直す必要が有る（開示府令の改正）との見解が示された。

## （2）主な審議内容

### ①株主への開示・説明

内部統制システムへの対応は、その目的や状況あるいは課題などについて、株主総会において経営者等が説明する義務があるのは当然である。したがって、金融商品取引法上の内部統制システムに関して、仮に会社法上の事業報告や監査役(会)監査報告に記載がされていなかったとしても、内部統制システムに関する問題や課題等が認識されていれば、株主総会で経営者から株主に説明すべきである。すなわち、経営者自らが内部統制上の問題・課題を発見し、あるいは監査人から重要な欠陥等の指摘を受けた場合は株主に説明すべきであることから、現行法の運用範囲の中でその対応が可能であるとの点は、基本的な意見の一致をみた。

しかし、内部統制システムの開示について、会社法は「構築」という視点を中心としており、「運用」結果の評価の開示に関しては、会社側に一方

---

<sup>6</sup> 金融商品取引法上の開示書類を株主総会へ報告するにあたり支障となっている開示府令の規定（有価証券報告書の添付書類として株主総会に報告した計算書類及び事業報告を求めている規定）の改正を意味するものであり、金融商品取引法上の開示書類について株主総会への報告義務を課すことまで意味するものではない。

的に任されている。すなわち、会社法上は少なくとも、経営者は事業報告の中で内部統制の構築の基本方針を記載することで足り、当該方針に基づきいかなる運用が行われ、かつ自己評価しているかについては、強制的な記載事項とはなっていない。その結果、株主総会において、会社が株主に対して、内部統制システムの運用や結果について強制的に開示・説明する制度とはなっていない<sup>7</sup>。このように、内部統制システムの運用状況とその結果に関する株主への説明の有無が、経営者の裁量に一方的に任されている点が問題であり、内部統制構築の基本方針に限らず、その運用状況や結果についても経営者が自ら総括し、その内容を株主に開示・説明することが重要である。すなわち、内部統制システムの運用状況やその結果に対する株主への開示・説明について、会社間での温度差を解消するための手立てが必要となってくる。

このための最も確実な方法は、内部統制システムの構築に限らず、その運用状況や結果も事業報告に記載され、それを監査役が監査した上で監査役(会)監査報告に記載する方法を採用することである。すなわち、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制システムに限らず、内部統制システム全体に関して経営者(会社)が重要な欠陥等を認識するに至れば、事業報告に記載するとともに、監査役は監査役(会)監査報告の中でその監査結果を示すことが、会社として株主への説明責任を果たしたことになる。

現行法上も、事業報告や監査役(会)監査報告に内部統制システムの運用状況や結果について記載してはいけないとの規定が設けられているわけではないため、各会社が自主的に記載する方向が考えられる。このために、日本監査役協会などの関係団体が事業報告や監査役(会)監査報告の文例のひな型を示すことは現実的かつ即効性のある方策である。他方、一層の強制力を担保するために、将来的には、事業報告や監査役(会)監査報告に対して内部統制システムの運用状況や結果の記載を義務付ける法務省令の改正も視野に入れるべしとの意見も出された。

---

<sup>7</sup> 他方、金融商品取引法上の内部統制報告書は、経営者が財務報告に係る内部統制についてその整備及び運用状況を自己評価している点で、会社法の規定とは、その性格が異なっている。しかし、金融商品取引法上は、あくまで「財務報告に係る」範囲に限定されていることに留意する必要がある。

## ②期ずれ問題

事業報告や監査役（会）監査報告の作成時期までに金融商品取引法上の重要な欠陥等が発見されれば、その内容の概要や評価を記載することは可能であるが、決算取締役会開催後、有価証券報告書・内部統制報告書及び監査人の監査報告書を作成する過程で重要な欠陥等が発見された場合は、事業報告等に記載することは時期的に不可能である。この点を解消する方法は、有価証券報告書や内部統制報告書の作成と監査人の監査報告書の作成を前倒しし、少なくとも事業報告や監査役(会)監査報告を作成するまでにはそれらを完成させることである。しかし、有価証券報告書と内部統制報告書の開示を切り離して監査報告書の作成を行うことは不可能であり、またこれらの書類を事業報告作成時期（3月決算会社の場合は、5月上旬～中旬）までに大幅に前倒しすることは実務的に容易ではないとの指摘がなされた。すなわち、会社法上の計算書類と金融商品取引法上の有価証券報告書の開示事項との接近が図られてきたとはいえ、有価証券報告書に記載すべき財務諸表の独自項目<sup>8</sup>が規定され、その作成のための一定期間の確保が必要なこと、有価証券報告書と内部統制報告書を分離独立させ、内部統制報告書に限定して監査人の監査報告書を添付することは不可能であることから<sup>9</sup>、内部統制報告書等の作成の大幅な前倒しは困難であるとの意見が出された<sup>10</sup>。また、有価証券報告書に添付すべき書類として、定時株主総会に報告し、又はその承認を受けた計算書類が含まれているため(金融商品取引法 24 条 6 項、開示府令 17 条 1 項 1 号)、株主総会日以降に有価証券報告書を公表せざるを得ないことから、開示府令の改正が必要とな

---

<sup>8</sup> キャッシュフロー計算書等がある。

<sup>9</sup> この点に関して、公認会計士委員からは、「監査人の監査報告書は、監査の対象となった財務諸表及び有価証券報告書の財務諸表以外の部分に載っている財務報告、さらには内部統制報告書とがセットとされた上で提出することとなっていることから、それらを分離して扱うべきではない」との意見が出された。

<sup>10</sup> 株主総会関係書類の作成等、会社法対応で忙しい時期に、金融商品取引法上の書類作成を前倒しすることは、それ相当のインセンティブ（計算書類と財務諸表の開示の一元化等）が必要であるとする経営者委員の主張があった。

る。

しかし、経営者による内部統制報告書やそれに対する監査人の監査報告書の内容、とりわけ監査役(会)監査報告を作成し決算取締役会で報告された後に、株主総会前までに内部統制上の重要な欠陥等の存在が明らかとなった場合は、株主総会において、経営者や監査役は株主に対して説明責任を果たすべきであり、事業報告と監査役(会)監査報告における記載の整合性について、同様に説明を行うことが重要である。この点についても、関係団体からの指針等により、その方向性を明確にしておくことが考えられる。

また、現実には、内部統制システムが適切に運用されているか否かは、期末時点で初めて明らかになる性質のものではなく、事業年度を通じた監査人や監査役の監査活動により把握するものである。具体的には、少なくとも重要な欠陥に相当するような経営者評価の結果と監査人の監査結果は、大方決算取締役会(3月決算の会社であれば、5月中旬から下旬が一般的)の時点までにはほぼ判明しているものと考えられ、またこの時点で判明するように実務対応を進めることは可能である。しかも、重要な欠陥等、内部統制システム上の課題や問題点が発見されたときには、監査人と監査役は都度相互に報告を行うべきことから、必要に応じて監査報告に記載することが考えられる。例えば、監査役は、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥の有無の状況について、監査人からの報告聴取や確認を通じ、監査役(会)監査報告を作成する。その際、監査役と監査人が独立した立場で監査するとはいえ、統制環境の中で相互に評価しあう構図の中では、各々の監査報告の整合性に留意する必要がある。このためには、監査人と監査役との間において、事業年度を通じた相互連携は不可欠であるが、そのための具体的な連携の方策が模索されているところでもあり<sup>11</sup>、今後の実務実態を注視する必要がある。

---

<sup>11</sup> 監査役と監査人の相互連携の具体的方策のために、日本監査役協会と日本公認会計士協会は共同して、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正版を公表した(平成21年2月17日)。

#### 4. 今後の方向性と課題

金融商品取引法上の内部統制報告制度は、平成20年4月1日以後開始される事業年度から適用があり、実務的には内部統制上の不備や重要な欠陥の解釈等の相違による運用上の混乱も想定されるため、内部統制報告制度が安定化した後に、実務を踏まえつつ、内部統制報告書等を株主総会の報告事項とすることを前提に検討する方向となろう。

一方で、内部統制を巡る会社法と金融商品取引法の期ずれの問題から生ずる混乱を回避するための対策は早急に必要である。このための方策として、前述した通り、内部統制システムの構築にとどまらず、金融商品取引法上の重要な欠陥に相当する事項を含めた内部統制システムの運用状況とその結果についても事業報告に記載し、また監査役(会)監査報告においてもその監査結果を記載するような文例のひな型を早急に提示することが必要である。

また、事業報告及び監査役(会)監査報告作成後に認識された重要な欠陥については、内部統制報告書が完成し監査人から監査報告書を受領した時点において、必要に応じて速やかに会社法の事業報告のWeb開示修正等を行うことが考えられる。そして、内部統制報告書と監査人の監査報告書の作成時期の大幅な前倒しは困難であったとしても、有価証券報告書の中で財務諸表と財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項の箇所が完成すれば、内部統制報告書の作成は可能であり、それに伴い監査人から会社に対して監査報告書の交付もできることから、実務上も現状からの前倒し(3月決算会社の場合、6月上旬程度)は十分に考えられる。

このように、今後の方向性として、重要な欠陥の内容・改善策・財務諸表との関係などについて、東京証券取引所の適時開示の対象とすることも考えられる<sup>12 13</sup>。もっとも、経営者・監査人の間で重要な欠陥についての

---

<sup>12</sup> 重要な欠陥の有無はインサイダー取引規制上の重要事実該当しないかという論点がある。しかし、インサイダー取引規制と適時開示の関係については、インサイダー取引規制におけるバスケット条項の適用の問題となるために、個別ケース毎に判断していくことになるとの見解が示された。

一方で、重要な欠陥が判明した場合に、開示対象と時期により、インサイダー取引規制にいう重大な事実該当することもあり得るので、本件についての取り扱いは、金融庁で検討を願う旨の要請が出された。

理解のレベルを合わせるには、それ相当の期間を有することを考慮する必要もあり、重要な欠陥をどこまで記載するかは相応の経過措置が必要である。

なお、内部統制システムの運用状況の評価に関して、財務報告に限定する大きな意義は見出せないことから、将来的には、関係団体によるひな型の定着度を見極めながら、内部統制の全体の運用状況とその結果を事業報告の記載事項とすること、及びその事業報告を受けて監査役（会）監査報告においても監査結果として記載するための法務省令の改正を行うことが考えられる。その際、会社法上の計算書類・事業報告と金融商品取引法上の開示書類の一元化（統一化）の実現とともに有価証券報告書や内部統制報告書及び監査人の監査報告書の作成の大幅な前倒しを行い、結果として事業報告等の記載に反映した上で、内部統制報告書や監査報告書の内容等について株主総会で扱うことが望ましい。

他方、内部統制報告書や監査報告書を株主総会の報告事項とすれば、会社法と金融商品取引法の調整とそれに伴う必要な開示府令の改正等の課題をクリアーする必要がある。しかし、株主に対する説明責任の観点からも、この点は今後の重要な検討課題となり得るであろう。

---

<sup>13</sup> 東京証券取引所からは、「適用初年度は重要な欠陥の評価のレベル感に相当のばらつきが想定されるため、制度の定着具合などを勘案しながら適時開示を考える必要がある」との判断から、平成 20 年度は開示対象からはずした旨の説明があった。

### Ⅲ. 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

会計監査人<sup>14</sup>が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から会計監査人に対して支払われるという、いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題については、これに応えていく必要があるのではないかとの提言<sup>15</sup>がなされている。

本問題については、提言書にも指摘されているとおり、わが国においては、平成19年6月20日に成立した公認会計士法等の一部を改正する法律案の衆参両院における国会審議（衆議院財務金融委員会平成19年6月8日、参議院財政金融委員会平成19年6月15日）において、「監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努める」との附帯決議が付されているところである。

また、これに先立ち討議された金融審議会・公認会計士制度部会においては、会計監査人の選任及び監査報酬の決定に関する適切な枠組みの整備に向けて、詰めた議論が行われたところであり、その報告書<sup>16</sup>においても、「会計監査人の選任議案及び報酬の決定に係る監査役等の同意権の付与を定めた会社法につき、関係当局において早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい」と指摘されていたところである。

本懇談会においては、金融審議会より既に3年弱が経過した状況を踏まえ、会計監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置について、実務上及び法律上の諸論点から、真剣かつ真摯に考察を試みたところである。

#### 1. 現行法の枠組みと現状認識

現状、わが国における会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定手続きについては、法律上、会社の組織及び運営等を規律する会社法においては規定があ

---

<sup>14</sup> 本報告書において「会計監査人」とは、会社法上の会計監査人と金融商品取引法上の監査人の双方を含む意味で扱っている。

<sup>15</sup> 関会長提言（101頁）参照。

<sup>16</sup> 金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」（平成18年12月22日）6頁参照。



るが、投資者保護等を目的とする金融商品取引法においては、何らの規定も存在しない。その会社法においては、会計監査人の選任は株主総会の決議により行われるものの、会計監査人の選任議案の決定権限は取締役会が有しており、取締役が当該議案を株主総会に提出するためには、監査役（監査役会設置会社においては監査役会）の同意を得ることが要件とされている。また、会計監査人の報酬については、取締役が決定権限を有しているが、その決定に当たっては、同じく監査役（監査役会設置会社においては監査役会、委員会設置会社においては監査委員会）の同意を得ることが要件とされている。会計監査人の選任については、さらに、監査役は、取締役に対し、会計監査人の選任議案を株主総会に提出するよう請求すること、又は会計監査人の選任を株主総会の目的とすることを請求することができることとされ、一定の積極的関与が認められている<sup>17</sup>。

このように、現行会社法において、会計監査人の選任及び報酬の決定について監査役に一定の関与が与えられている理由は、第一に、会計監査人の選任については、代表取締役、代表取締役以外の業務執行取締役、及び取締役会からの会計監査人の独立性を確保するとともに、監査役と会計監査人との職務上の密接な関係に鑑み、その選任につき監査役の意思を反映させるためである。第二に、会計監査人の報酬については、会計監査人の監査を受ける立場の取締役（経営者）のみがその決定に関わると、会計監査人が会社に対し十分な質と量の役務を提供することが困難な低い水準に報酬を抑制したいとのインセンティブが働いたり、逆に監査報酬・非監査報酬の対価が高過ぎることは、会計監査人と取締役の癒着の原因となりかねないためである<sup>18</sup>。

---

<sup>17</sup> 会計監査人の選任議案についての監査役（監査委員会）の同意は、昭和 56 年の法改正により規定された。一方、報酬の同意については、平成 17 年の会社法制定の際に導入された。会計監査人の報酬に関する決定権限を付与すべきであるとの意見もあったが、監査役及び監査委員は会社の業務執行権限を有しないことなどに鑑み、そのような意見は採用されていない（相澤哲「一問一答新・会社法」（商事法務）146 頁）。なお、委員会設置会社においては、会計監査人の報酬については監査役と同様に同意が要件とされているが、選任については、監査委員会が選任議案の決定権を有しており、選任議案の決定に関して監査役（会）と監査委員会の権限の内容に差がある。

<sup>18</sup> 江頭憲治郎「株式会社法第 2 版」（有斐閣）549 頁。

しかし、こうした会社法上の会計監査人の選任議案及び報酬の決定手続きにおける監査役の関与は、取締役会又は取締役によるそれらの決定に当たり、取締役の提案に対して同意の可否を受動的に判断することを前提とするものであり、一定の積極的関与が認められている会計監査人の選任手続きについても、あくまで取締役の提案に対する同意制度のもとで認められているものである。現行法上、監査役は、会計監査人の選任議案及び報酬の決定手続きについて、「常に主体的に」関与することが前提とされた制度とはなっていないのである。

## **2. 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定を巡る論点**

本問題を検討する上で欠かせない基本的な視点は、財務諸表の作成及び開示が適正に行われるための制度として、会社の業務執行者が作成する財務諸表が真実かつ公正なものであるかを監査する立場にある会計監査人の独立性を担保し、会計監査人による監査の実効性と信頼性を確保するため、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定が如何なる仕組みの下で行われることが、ガバナンスの在り方としてより望ましいのかということである。こうした視点を踏まえるならば、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定を巡り、大きく二つの論点を指摘することができる。

### **(1) 会計不祥事の発生可能性の低減**

第一は、粉飾決算を典型とする会計不祥事の防止である。資本の出資者である株主に対して財務報告を正しく行うことは、取締役として当然の義務であり、財務報告が正しく行われないことは、株式会社制度を根底から揺るがすことを意味する。時として資本市場を舞台として発生する不正会計が暗躍し、財務諸表の作成及び開示を適正に行い株主等の信頼に応えるという株式会社制度の大前提が崩壊することのないようにしなければならない。そのためには、近時の粉飾事例なども踏まえ、粉飾決算をはじめとする会計不祥事の発生の可能性を低減するような制度環境にしていくため、監査役と会計監査人の連携強化を図り、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権限を監査役等に付与する措置を講じるべきではないかという点である。

なお、現実には、現行法の下でも、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について、監査役がこれらの決定権を有するのと同等の実務運用を図ったり、あるいは実務効果を上げている会社も少なくない。しかし、そうした会社では、経営トップが監査役を信頼し、監査役の能力に期待しているからであり、そうした条件が整備されるかどうかは現実には微妙な人事上のバランスによるところが大きいとの指摘<sup>19</sup>もあるところであり、実効性が制度的に担保されているものではない。問題となるのは、そうした環境にないなどの理由により、決定権を有するのと同等の効果をあげることが困難な会社が現実には少なからず存在することであり、そうした会社の存在をできるだけ無くすような仕組みを制度的に担保することが、会計不祥事の発生の抑止につながり、ひいては一部の不誠実な経営者の行為により資本市場全体の信用失墜を招くという事態を回避することができるのではないかということである。

この点、現実問題として、会計不祥事を防ぐうえで重要な要素となるのは、監査役と会計監査人が連携して会計不祥事の防止に当たることである。粉飾決算を典型とする会計不祥事は、経営者が主導して行われることが少なくないが、これを防止するためには、内部統制システムの充実・改善を不断に図る必要がある。監査役は、業務監査及び会計監査の両面から、内部統制システムの構築及び運用の状況を日頃の監査活動を通じて監視・検証する立場にあり、経営者又は従業員による不適切な会計処理の防止に努めることが期待されている。また、監査役には、会社法上、会計監査すなわち会計監査人の監査の方法と結果の相当性についての監査を実施し、監査意見を述べることが求められており、内部統制システムに係る監査の一環として財務報告に係る内部統制についても、その構築及び運用状況を監視・検証し、自らの会計監査の意見形成に努めることとなる。

会計不祥事の防止は、監査役による監査活動に加えて、会計監査人による監査によっても期待される。しかし、監査役又は会計監査人のそれぞれが単独の監査を通じて会計不正の防止に努めることは勿論、より重要なことは、監査役と会計監査人は共に会社法上の監査を担う立場として、双方が一致協力してこ

---

<sup>19</sup> 関委員意見書（49）頁参照

れに立ち向かうことである。会計監査人の監査は、主として事後的な数値の分析等によって行われる一方、監査役の監査は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から受領した報告内容を検証し、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を日常的に行うものであり<sup>20</sup>、不祥事の端緒を早期に発見し、その発生を未然に防止することができる。経営者の暴走を抑止し、会計不祥事を防止するためには、会計監査人と監査役がそれぞれの監査の特徴を活かし、相互にその特徴を補完すべく連携することが不可欠となる。ところが、その連携の一方の担い手である会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権が業務執行者（経営者）にある現状では、会計監査人の独立性が十分に担保されているとは認められず、真の連携を図るうえでの障害となる可能性があるとする見解がある。会計監査人と監査役との実質的な連携をより高めるためには、制度的な仕組みが必須ではないかという指摘である。

## **(2) 国際的趨勢との調和**

第二に、資本市場が国際的な連携と一体性を高め、企業経営のグローバル化が一層進展する中で、株主等投資家の投資判断の基礎をなす会社の財務諸表は、国際的な信頼に耐え得るものでなければならない。そのためには、財務諸表が国際的な評価にも耐え得る会計基準に基づき作成され、かつ、監査の基準に基づき監査が実施される必要がある。さらには、そのような会計・監査制度を実効的に機能させることを担保するコーポレート・ガバナンスの在り方についても、同様に国際的な評価の対象となることを認識し、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定の在り方について、これら国際的な趨勢との調和を図る方向で検討する必要があるのではないかという指摘である。具体的には、二つの論点が挙げられる。

### **①「インセンティブのねじれ」と会計監査人の独立性確保**

一点目は、わが国における会計監査人の選任議案及び監査報酬は、業務執行者である経営者とその決定又は決定の当事者となる制度であり、いわゆる「イ

---

<sup>20</sup> 関委員意見書（49頁）参照。

ンセンチブのねじれ」が存在し、会計監査人の独立性確保の障害になっているのではないかという点である。こうした仕組みは、被監査者である経営者が会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権限を直接的かつ実質的に有するものであり、会計監査人と会計監査人から監査される立場にある経営者の間に利益相反が認められることとなる。経営者と会計監査人の間の利益相反の存在は、会計監査人の独立性に重要な影響を与える可能性があることから、財務諸表の信頼性を毀損する懸念が常に付きまとうこととなる。

言うまでもなく、会計監査人の独立性は監査報告書に対する信頼の基礎をなすものである。法定監査の究極的目標はつねに客観的な意見の表明であり、監査意見は客観的で偏りのない視点に基づかなければならない。しかし、客観性は心理状態であり、人間の心理は容易に検証できないことから、監査を行うに当たっての会計監査人の客観性を損なうように見える可能性を排除するものとして独立性が位置づけられており、「独立していること」と「会計監査人」とは切り離すことはできず、会計監査人の独立性は監査の本質である<sup>21</sup>。会計監査人の独立性については、これまでも、公認会計士法等の一連の法改正においても拡充されてきたところであるが<sup>22</sup>、会社法の分野においてもさらなる拡充に向けた方策がないのか、監査役の監査体制の在り方等を含めた幅広い検討の必要性が指摘されている<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 弥永真生「監査人の外観的独立性」(商事法務) 6頁。

<sup>22</sup> 公認会計士法又は証券取引法(金融商品取引法)における一連の改正については、62頁参照。

<sup>23</sup> わが国における外部監査制度は、会社法に基づく要請のほか、金融商品取引法においても、上場会社等に導入が義務付けられている。そのため、会社法の要請に基づく会計監査人と金融商品取引法に基づく監査人とで設置の有無に違いが生じたり、あるいは両制度で異なる監査法人又は公認会計士を設置することが理論的にはあり得る。本問題を検討するうえでは、わが国の外部監査制度を巡る会社法と金融商品取引法によるこうした二重規制の状況を考慮する必要があるが、現実には、取引所の上場規程において、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査人として選任するよう努めることとされており(東京証券取引所・有価証券上場規程 440条)、上場会社においては、会社法上の会計監査人と金融商品取引法上の監査人はほぼ例外なく同一者となっている。会社法における会計監査人の選任手続きについて業務執行者からの独立性が確保されるならば、金融商品取引法上の監査人の選任手続きの独立性についても、結果的に同時に担保されることとなる。

## ②会計基準及び監査を巡る国際的動向

二点目は、会計基準及び監査を巡る国際的動向にどう対処するかという点である。海外の主要国においては、会計監査人の選任及び報酬の決定手続きについて、会計監査人の監査が適正に行われることを監視する立場にある機関が決定し、又は決定手続きに深く関与しているのが実態である。グローバルにみれば、会社の業務執行者から独立した立場にある者が、会計監査人の選任について権限と責任を有することが、国際標準かつ常識になっている<sup>24</sup>のである。

例えば、証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会ステートメントにおいては、「専門委員会は、各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである。」と指摘されている。また、EC会社法第8号指令においては、上場会社については、監査委員会の推薦に基づき選任議案が作成され、株主総会において選任されるべきであると規定されている（41条3項）。このように、会計監査人の選任等については、監査委員会等の経営者から独立した機関が権限及び責任を有すべきこととされている<sup>25</sup>。また、会計監査人の報酬については、前述のIOSCOの専門委員会ステートメントの指摘のほか、EC会社法第8号指令において、適切なルールによって報酬が提供されるように保証すべきとされ、監査業務以外の追加的なサービスの提供により影響されないことなどが規定されているところであり（25条）、選任手続きと同様の考え方が採られている<sup>26</sup>。以上のとおり、

---

<sup>24</sup> 会計監査人の選任等についての業務執行者からの独立機関の権限及び責任を巡る国際情勢等については、日本公認会計士協会意見書（40頁）参照。

<sup>25</sup> 実際上、会計監査人の選任について、主要国では、アメリカでは監査委員会が選任するものとされているが、イギリスでは株主総会で選任され、上場会社では、選任議案は監査委員会の提案に基づき提出される（監査委員会の提案に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載）。フランスでも株主総会で選任され、上場会社では、選任議案の作成には、業務執行者は参加できないものとされている。また、ドイツにおいても株主総会で選任されるが、上場会社については、コーポレート・ガバナンスコードにおいて、監査役会が指名することが提案されている。

<sup>26</sup> 実際上、会計監査人の報酬決定について、主要国では、アメリカやドイツでは監査委員会（監査役会）が決定権を有している。イギリスでは、株主総会で決定するものとされているが、監査委員会の承認が必要とされている。また、フラン

諸外国においても、会計監査人の独立性が重視されているところであり、非業務執行の会社役員が会計監査人の選任及び報酬決定に関与すべきとの考え方が共通したものとなっている。

そうした中、現在、会計基準を巡っては、国際財務報告基準（IFRS）と各国制度との差異の解消に向けたコンバージェンス（国際的収斂）に向けた議論が各国で進められ、わが国においても、2011年に向けた検討が行われているところである。今後は、会計基準のコンバージェンスから派生して生じる監査のコンバージェンスの流れが加速し、EUの同等性評価は、会計基準だけでなく、監査についても対象になることが想定される。同様に、IOSCOの専門委員会ステートメントが指摘する「実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関」について、わが国では委員会設置会社ではなく監査役設置会社が支配的となっている実態に鑑み、監査役の同意が要件とされているとはいえ、会計監査人の選任及び報酬の決定について会社の業務執行者が主導権（イニシアティブ）を有する現状においては、その合理性を説明することは困難であると認められることも否定できないとの指摘もある。わが国の監査役が有すべき機能について、これら国際的な趨勢と整合的なものとしていく必要があるのではないかという点である。

さらに、より実質的な問題として、会計基準が世界的に国際会計基準へと収斂していく中で、わが国会計基準の国際会計基準へのコンバージェンスの進行は、わが国の従来のコーポレート・ガバナンスの在り方についても、変革を迫る可能性が高いということである。すなわち、わが国の会計基準においては、一定の数値基準・指針に基づき会計基準の適用が判断され会計処理が行われるが、国際会計基準においては、会計基準の適用が原則主義に基づき判断され、かつその際の会計処理の範囲や金額については、経営者自らが判断しなければならない。したがって、経営者による見積りや将来予測の要素が一層拡大することから、当該経営者の経営判断に対する評価やモニタリングが益々重要性を増し、市場から会計処理の品質が厳しく問われてくることは想像に難くない。

---

スでは、経営者と会計監査人との交渉により定められるが、報酬額につき争いがあればその解決は第三者機関（会計監査役高等評議会）に委ねられている。

監査役としては、裁量余地の増した経営者の経営判断が健全かつ妥当に行われるよう、当該経営判断プロセスを従来に増して厳しくチェックしていく必要があり、監査役と会計監査人が一層緊密な連携を図り、ともに充実したかつ責任ある監査を実施することが肝要となる。これを一層推進するには、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について、監査役に権限及び責任を担わせる必要があると考えられる。会計基準の国際的収斂がもたらすこうした監査の変容に適切に対応していくためにも、コーポレート・ガバナンスの観点から、この問題にどう対処するのが論点となる。

以上のとおり、会計監査人の選任及び報酬の決定の在り方については、外観の上から国際的な説明責任に耐えうるものであるかという視点のほか、会計基準のコンバージェンスがもたらす会計監査の質的变化、さらにはコーポレート・ガバナンスへの影響なども考慮し、これらの国際的動向を踏まえつつ、戦略的観点から将来を見据えた検討が必要となる。

### 3. 審議の内容と結果

本問題は、会計監査人の選任議案の決定の在り方、さらには会計監査人に対する監査報酬の決定の在り方という、二つの内容を含むものである。本懇談会においては、これらについて、監査役の権限の在り方に関する立法論の問題、いわゆる「インセンティブのねじれ」といわれる状況をどう捉えるのかという現状認識にわたる問題、さらには、会計監査人の選任議案及び監査報酬について、その妥当性や適切性の判断に関する経営執行サイドと監査役の立場の違いを巡る問題など、多角的な角度から幅広い議論が行われたが、各論点において見解の一致点を見出すには至らなかった。

一方、監査役の権限の在り方にかかわらず、①監査役が会計監査人の選任議案の決定と監査報酬の決定について主体性を持って関与すべきであるという実質の在り方、②会計不祥事を防止するため監査役と会計監査人が連携を強化してこれに取り組むことの合目的性と必要性などについては、見解の一致を見ることができたと判断される。本問題を巡る議論については、大きく五つの論点に整理することができる。



## (1) 「インセンティブのねじれ」に関する認識

第一に、現状をどう認識するかということが、本問題を考えていく上での出発点となる。この点について、旧来の監査基準の前文において会計監査人の役割の一つとして企業に対する助言機能が示されていたことを背景として、経営者と会計監査人は会社を良くして行くという点において目標を共有しており、そうした機能から生じている効果もあることから、両者の関係について「利益相反」の一点を持って評価すべきではないとの指摘がある。また、わが国の監査役制度は、欧米に類例を見ない独特の制度であり、監査役を諸外国の監査委員会と同列視し、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に対する監査役の権限の是非を論じることは妥当ではないとの指摘もある。

しかしながら、前述した金融審議会・公認会計士制度部会報告においては、「監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われる、という仕組みには、『インセンティブのねじれ』が存在しており、これをどう克服していくかが重要な課題となる」と指摘されていたところである。現行会社法においても、会計監査人の選任議案及び監査報酬は経営執行者が直接的かつ実質的に決定する制度であり、「インセンティブのねじれ」が存在することは、客観的事実としてもはや共通の認識<sup>27</sup>になっていると考えられる。また、会計監査人が充実した質の高い監査を実施することにより、会社の良いガバナンスの実現に寄与することは、むしろ当然のこととすることができ、経営執行者と会計監査人がそうした共通課題を有するからこそ、それぞれが別個独立した機関として機能を十分に発揮することができるよう、両者の利益相反を排除するための枠組みを整備することが肝要と考えられる。

さらに、確かにわが国の監査役制度は、諸外国の監査委員会等と異なり、取締役会における議決権や会社の業務執行権を有するものではない。しかし、諸

---

<sup>27</sup> 経営者と会計監査人との間のインセンティブのねじれ又は利益相反については、日本公認会計士協会意見書（38頁）及び徳住委員、神林委員、高橋委員による連名の意見書（58頁）参照。

外国においては、会計監査人の選任及び報酬の決定について、会社の業務執行者による実質的な関与を回避する方策が採られており、前述の IOSCO のステートメントにおいて指摘されているように、経営陣から法的に独立性が確保され、かつ会社の業務執行を担当しない会社役員（非業務執行会社役員）にそれを担わせることにより、業務執行者と会計監査人との利益相反が排除されているところである。こうした考え方を踏まえるならば、非業務執行会社役員である監査役に会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定にかかる権限と責任を負わせることは、世界的な趨勢に合致するものであり、そのための枠組みを整備することは、極めて重要と考えられる。

## (2) 「同意権」と「決定権」の異同

第二に、現行法すなわち会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に係る監査役の関与について、現行の同意のままでは不十分なのかという点である。換言すれば、「同意権」と「決定権」で差異はあるのか、またある場合、それは何かということである。

これについては、第一に、法理論面について、同意権は「拒否権」に相当するものであり、さらに選任については、議題の提案権及び議案の提出請求権を有していることから、選任について言えば、決定権と同じ法的効果を有すると解釈できるとの指摘がある。実際上も、会計監査人の選任議案又は監査報酬について、監査役(会)は同意権を有することから、それを妥当でないと判断するときは、当該議案又は報酬に同意しないことにより監査役の意見を反映することができ、取締役に対する牽制を効かせることができる。第二に、監査役(会)は、選任議案の提出請求権も有しており(会社法第 344 条)、取締役はこれに拘束されることから、監査役(会)は会計監査人の選任に関し積極的イニシアティブをとることができ、現行法上、選任権はあるともいえる。実際上も、現状の同意権においても相応に機能し、監査役が決定権を有するのと同等の実務を行っている会社もあるとの指摘もある<sup>28</sup>。第三に、会社法により監査役に同意権

---

<sup>28</sup> 同意権が十分に行使されていないとするならば、まず、監査役・監査役会の職務に対する怠慢を責めるべきであるとの指摘もある（阿部委員意見書（60 頁）

を導入してもなお、会計監査人の独立性にかかる監査役の機能を発揮できていないとすれば、それは監査役側及び社内体制等の問題であり、その問題を先に改善しない限り、さらに決定権まで付与しても状況が改善されるとは認められない、との指摘がある。

しかしながら、こうした指摘については、第一に、選任に関する同意権は、実際に提案権及び拒否権が行使できる環境にある場合に限り、初めて決定権と同等の効果を発揮することが可能となるほか、監査報酬については、現行法上、監査役は、提案権さえ与えられているものではない。現実にも、多くの会社においてそうであるように、監査役より経営執行者のほうが事実上強い立場にある場合には、会計監査人の選任議案ないし監査報酬の提案権を有している経営執行者の提案に対して、監査役が「拒否権」を発動することは、極めて困難なこととなる。實際上、同意権の場合には、同意権者側（監査役）は自らの主張の正当性について実務上、説得責任を負うことになるかと予想される。すなわち、提案者の提案内容を拒否し、又は修正するためには、相当の事実と証拠がないと困難である。そのため、監査役が不同意を行うことができるのは、法解釈上はともかくとして、事実上、提案の内容が明らかに不適切又は不合理な場合に限られ、より適切かどうかというレベルでは為されない可能性が高い。こうした構造的な理由に加えて、前述のとおり、社内において事実上人事権を掌握し強い立場に立つ経営執行者の提案に対し、監査役が拒否ないし修正をすることは、極めて制約的である。したがって、現実には、多くの場合、監査役が真に自らの意思で何らの制約やためらいもなく拒否権を行使することができない状況にあることが問題の本質であり、会社毎の実務のバラツキを生じさせることなく、いかなる会社でも同等の効果をあげることができるよう、制度的な担保を設けることが不可欠と考えられる<sup>29</sup>。

---

参照)。

<sup>29</sup> これに関連して、弥永委員は竹内昭夫教授の次の指摘を引用される。「制度の実効性を担保する仕組みが制度自体に組み込まれておらず、もっぱらその制度を動かす人の個人的性格にたよろうとしている場合には、われわれはそのような制度に信頼することはできないわけである。……法律制度としては、できるだけ無理のない仕組みを作り、とび抜けて勇氣にあふれた人でなくてもその職責を果たせるような仕組みにしておかなければならない」（会社法の理論Ⅱ129頁）弥永委

第二に、現行の同意権の場合には、殆どの場合、同意権者である監査役は、提案者である経営執行者から提案された内容の限りにおいて当該提案の内容の妥当性について検討するにとどまり、当該提案の内容について実質的に吟味できる立場に立ちえない。しかし、監査役に決定権を持たせた場合には、提案者である監査役が、自らふさわしいと考える監査計画の内容（監査対象、監査手続き等）を検討し、当該監査計画と表裏一体の関係にある監査報酬の額の妥当性についても、監査役が主体的に検討・吟味できる立場に立つことができる。また、決定権を持つ場合には、その決定に必要な情報が社内の関係部署及び会計監査人から自ずと監査役に上がる構造が生じることが考えられ<sup>30</sup>、監査役には、会社法上の責務でもある会計監査をさらに力強く推進するための環境整備にも、一層寄与することになると考えられる。

第三に、「監査役側及びそれを取り巻く社内体制等の問題」については、そうした問題を解消するための実務的な対応策、例えば、決定を行う際における判断基準の一定の指針の提示などを併せ講じることにより、対応していくことが考えられる。また、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定を監査役会が持つことにより、監査役の権限が強化され、監査役にはより「責任をとる監査」が求められることとなる。すなわち、監査役会に決定権を付与することは、「責任のとれる監査役」のための相対的な処方箋ではあるが、監査役(会)が会計監査の適切性に対する最終担保責任者であることがより鮮明になり、監査役(会)の監査責任に対する自覚と認識が一層高まることが期待できる<sup>31</sup>。

なお、大勢の見解の一致を見たものとして、社内監査役のうち1名以上は会計に関する知見を有するものの選任が望ましいが、場合によっては、社外監査役に同様の知見を求めることも考えられる。さらに、必要な情報が収集しうるようなスタッフの充実等の環境を整備する必要があるという点が挙げられる<sup>32</sup>。この点については、現在でも、監査役は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する義務を負っており、監査報酬の見積りの基礎となる監査計画

---

員意見書（53頁）参照。

<sup>30</sup> 弥永委員意見書（54頁）参照。

<sup>31</sup> 大川委員意見書（56頁）参照。

<sup>32</sup> 徳住委員、神林委員、高橋委員による連名の意見書（58頁）参照。

の妥当性の判断に当たっての必要な知見とは、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するのに必要な知見と同程度のものであり、監査役のうち少なくとも1名の財務・会計の知見を有する者が選任されることが望ましい<sup>33 34</sup>。

### (3) 会計不祥事防止の観点

第三に、ガバナンスの成否に直結する重大な問題として、粉飾決算をはじめとする会計不祥事を如何に防止するかという点である。これについては、一部の不見識な業務執行者（あるいは、それに同調する会計監査人を含む）による会計不祥事は、経営者の意識や会計監査人の倫理観の欠如が問題であって、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではなく、決定権の所在と会計不祥事に因果関係があるとは思われないとする指摘<sup>35 36</sup>がある。また、会計監査人は、専門性が高いプロであり、会社からの報酬額、ひいては監査計画に関する不当な圧力が仮にあったとしても、毅然として適正な監査を行う職責があるとの指摘もある。さらに、会計監査人の監査報酬の決定について、そのプロセスにおいて会社の業務執行者が一切関与しない形で報酬額が決定されることは、企業経営の実態に照らしても合理性があるとは考えにくく、会計監査人が非効率な監査を実施しようとした場合に無用なコストの増加に歯止めをかけることができるのは、経営責任を負う取締役であり、監査役(会)は適任ではないとの指摘<sup>37</sup>がある。

しかしながら、こうした指摘については、第一に、倫理観の問題は、会計不

<sup>33</sup> 日本公認会計士協会意見書（41頁）参照。

<sup>34</sup> 日本監査役協会の調査によると、経理知識があると思われる監査役を1名以上置いている会社は、全体の73.0%に上る。これは、同協会が2007年に実施した調査（「監査役制度の運用実態調査」（月刊監査役第534号臨時増刊号））において、監査役就任前の過去の業務経験（社外監査役においては現職を含む）として「経理・財務」又は「監査・検査・審査」を選択した者の人数を集計したものである（第6回有識者懇談会（平成20年9月22日）「資料8」5頁参照）。

<sup>35</sup> 島崎委員意見書（46頁）参照。

<sup>36</sup> 選任議案提出権限や報酬決定権限を取締役会が有していることを理由として、取締役会におもねって不正な会計処理を看過するような会計監査人のモラルの欠如こそがこの問題の本質であり、会計監査人も株主に選任されていることを重く捉え、その負託に応えるべく努力すべきであり、またその自覚と自信を踏まえて、職業倫理に基づき、不当な要求に対しては毅然とした態度をとるべきである、との指摘もあった。

<sup>37</sup> 島崎委員意見書（45頁）参照。

祥事に関し人の倫理観のみを問題とするならば、監査は不要と言うに等しいことである。そもそも倫理など期待できない経営者や執行サイドが会計不祥事を起こすのであって、人の倫理観を問題とすることは、不毛である<sup>38</sup>。この点、会計監査人の精神的独立性の確保の観点から、現状、会計監査人の選任議案の提案と報酬見積りを協議する経営者に対して、公認会計士が重要な監査上の懸念や課題を協議するという構図は、監査人としての精神的独立性を保持する上で極めて困難な状況を生じることになる。したがって、経営者から独立した立場にある監査役が会計監査人の選任及び報酬の決定権を有するならば、会計監査人の精神的独立性を確保する上で、極めて重要な基盤となると考えられる。また、経営者側の意識に関しても、関前会長の提言書にも指摘されているとおり、公認会計士による監査は、経営者側における「会計顧問契約」により行われるとの意識<sup>39</sup>が未だ完全に払拭されたとは認められず、財務諸表の作成責任を負う経営者側のそうした意識を改めずして公認会計士の倫理観のみを問うことは、本末転倒と言うべきであろう。さらに、経営トップの立場からは、会計監査人と監査役が真に連携し、執行から独立して厳正に監査を行ってほしいというのが経営トップの切なる願いであり、その意味で、経営トップとCFO（最高財務責任者）は立場が決定的に違うとの指摘<sup>40</sup>もあるところである。こうしたことから、会計不正をガバナンスの問題として捉え、これを構造的・制度的に抑止する措置の在り方を検討することが、会計不正の根絶に必須と考えられる。

第二に、より本質的な問題として、会計不祥事の防止の観点からは、監査役と会計監査人の連携強化を図ることが肝要となる。この点、両者の連携を強化するためには、会計監査人の経営者からの独立性が確保され、かつ監査役による会計監査が主体性を発揮できるかが要点となるが、経営者の暴走を抑止し、会計不祥事を防止するためには、会計監査人と監査役等の連携が不可欠であるところ、現状では選任議案及び監査報酬の決定が経営執行者にあること

---

<sup>38</sup> 関委員意見書（49頁）参照。

<sup>39</sup> 関会長提言書（101頁）参照。

<sup>40</sup> 関委員意見書（47頁）参照。

から、実質的な連携をより高める制度的な仕組みが必要と考えられる<sup>41</sup>。これについて、現行会社法上は、監査役会に会計監査人の選任議案及び監査報酬の同意権が付与されているものの、経営から法的に独立した監査役がその主体性を発揮し、会計監査人と一体となって会計不祥事を防止するためには、実務上、同意権と決定権では差があることから、同意権ではなく、決定権とする意義は大きいと考えられる。また、監査役は、会社法上、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断することにより、その会計監査責任を果たすことが求められているが、監査役としては、誰が会計監査人であるかによって自らの監査責任に対するリスクが左右されることから、会計監査人としての適任者を候補者として株主総会に提案するインセンティブは、取締役(会)以上に有するものと通常は考えられる<sup>42</sup>。したがって、この点でも、監査役が会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権を持つことは、有効な方策と考えられる<sup>43</sup>。

第三に、会計監査人の監査報酬の妥当性の判断については、会計監査人の監査手続きの基礎となる監査計画の内容の妥当性の判断、あるいは会計監査人の職務遂行の妥当性の判断を、如何にして適切に評価するかという問題である。これについては、近年、監査役及び監査人の監査において、リスク・アプローチの考え方が浸透していることを背景として、両者が連携を強化することの実質的意義は大きいと考えられる。すなわち、監査役及び会計監査人の監査の方法はリスク・アプローチにより行われ、従来の会計帳簿と伝票等の突合等を主にしたボトムアップ型の監査（実証的手続に重点）から、リスク認識に基づくシステム型の監査（統制リスクの評価に重点）に監査業務の重点が変わりつつある。この意味で、監査計画の妥当性に対する判断は、経理部門より監査上のリスクを常に把握し監査を行っている監査役が適していると考えられる<sup>44</sup>。

また、効率的な監査を行うため、無用なコスト増を伴う監査報酬の決定を抑

---

<sup>41</sup> 徳住委員、神林委員、高橋委員による連名の意見書（58頁）参照。

<sup>42</sup> 弥永委員意見書（51頁）参照。

<sup>43</sup> 一方で、監査役と会計監査人の関係に対しては、現在の監査役の任期は4年と長く、監査報酬の決定権限の付与により監査役と会計監査人が癒着するおそれも懸念されることから、株主によるチェックを効かせるためにも任期の短縮化を検討する必要性が生じると考えられる、との指摘もあった。

<sup>44</sup> 徳住委員、神林委員、高橋委員の連名の意見書（58頁）参照。

止するためには、監査役は、適正な監査報酬の在り方について、会計監査人だけでなく経営者サイドとも十分に協議するとともに、後述するように、監査報酬も会社法が定める監査役の監査費用請求権の考え方を類推できるとすれば、経営者側からの反証を待つまでもなく、監査役としても、当該監査報酬が監査のために必要なものであることについて、説明できるだけの合理的水準とする必要があると考えられる。したがって、かりに監査役が決定し又は決定しようとする監査報酬について、経営者が異議を唱える場合には、経営者は、当該監査報酬について、上記会社法の趣旨を踏まえ、所定の手続きに従って監査役に対し反証することは、十分に可能と考えられる。

以上のことから、会計不祥事を防止するためには、監査役設置会社においては、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定は、監査役会等が持つ必要があると考えられる。

#### **(4) 国際的整合性の観点**

第四は、わが国のコーポレート・ガバナンスに対する国際的な信認をどう確保し、海外投資家に対する説明責任をどう果たしていくのかという点である。これについては、日本の監査役制度は他国に類例を見ない制度であり、会計監査人の選任議案又は監査報酬の決定権の所在のみをもってグローバル・スタンダードに合わないとは主張することは、適当ではない。監査役は同意権を活用し、現行制度でも諸外国と同等の制度であることをアピールすべきであるとの指摘がある。

しかしながら、会計コンバージェンスから派生して生じる将来的な「監査コンバージェンス」の流れを踏まえるならば、欧米の状況とは異なり、執行者側が会計監査人の選任についてイニシアティブをもっていることの合理性を説明することは、困難となると考えられる<sup>45</sup>。したがって、内外の投資家の理解を得るためには、会計監査人の独立性を十分に担保し、会計不祥事の可能性を低くしていくような制度環境にしていくべく、「ねじれ」を目にみえる形で克服

---

<sup>45</sup> 会計基準の国際化がもたらす監査及びコーポレート・ガバナンスへの影響等については、24頁「会計基準及び監査を巡る国際的動向」参照。



していくことは、現在進められている国際的な議論の動向からも、必要と考えられる。

## (5) その他

### ①業務執行の二元化にかかわる問題

その他の論点として、一つは、監査役は、会社法上、業務執行者との兼任が禁止され、業務執行を行うことができないとされている点が挙げられる。これについて、監査役が決定権を持つ場合には、監査役が会社の重要な業務執行を行うこととなる。このことが業務執行の二元化になり混乱をもたらす懸念があるとともに、監査役制度全般にどのような影響を与えるか慎重に考える必要があるとの指摘がある。

これに対しては、会社法上、監査役は、監査費用等の請求権を有しており<sup>46</sup>、監査費用の額については、監査役が本来判断するものであるという立場を採用していると理解できる。会計監査人設置会社においては、監査役の会計監査は会計監査人の会計監査を前提とすることに鑑みれば、会計監査人の監査報酬は監査役にとって一種の監査費用としての面を有するという見方も可能であり、監査報酬の決定権を監査役（会）に与えることは現行法の基本的な枠組みと首尾一貫しないわけでもないとの見解が示された<sup>47 48</sup>。

### ②委員会設置会社と監査役設置会社との制度上の差異

二点目として、委員会設置会社における監査委員会には会計監査人選任議案の決定権が付与されている一方、監査役設置会社における監査役は同意権及び提案権を有するにとどまり、監査役設置会社と委員会設置会社との間で制度上の差異があることについては、現行のような差異を設ける合理性は特に見あた

---

<sup>46</sup> （費用等の請求）会社法 388 条「監査役がその職務の執行について監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。」

<sup>47</sup> 弥永委員意見書（53 頁）参照。

<sup>48</sup> 監査役の監査費用請求権との関係については、大川委員意見書（56 頁）も参照。

らないとの意見が多数であった。

### ③会社法で導入された報酬同意にかかる実務の見極め

三点目として、会社法により会計監査人の報酬決定に関する同意権が導入されてあまり期間が経過していないこともあり、現状の実務についてさらに様子を見るべきであり、さらなる制度改正を議論する前に、現行制度上、監査役が実行可能なことをしっかりと行うことが先決であるとの意見がある。これについては、本問題について、前述した平成18年12月の公認会計士法等の一部改正につながった金融審議会・公認会計士制度部会の審議開始時から通算して既に約三年が経過しており、その報告書では、会社法につき、関係当局において早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい旨指摘されていたところである。会社法も施行三年目を迎えており、もはや時期尚早とは言えないのではないかとこの意見が多数であった。

## 4. 今後の課題

会計監査人の選任議案あるいは監査報酬の決定について、監査役による主体的な関与を強めていくことが望ましいとの基本的方向性については、見解の一致をみることができたと判断される。

さらに前述した金融審議会及び国会における審議を踏まえれば、本懇談会の大勢としては、今問われているのは、監査役が会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定権限を持つことを制度的に明確にすることにより、わが国の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に対する国内外の懸念を解消し、ひいてはわが国のコーポレート・ガバナンスに対する信認を獲得し株主等投資者に対する説明責任を果たしていくことである。金融商品取引法及び会社法において目に見える形で制度的な措置が講じられるよう、関係当局において早急な対応が為されることを強く望むものである。

## (参考資料) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する委員の意見等

### 参考資料 1 日本公認会計士協会の意見

(平成 20 年 9 月 22 日第 6 回懇談会提出資料)

平成 20 年 9 月 22 日

#### 論点の整理—会社法と金融商品取引法の問題について

日本公認会計士協会

副会長 友永 道子

#### 1. 監査役(会)に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて

##### (1) 監査役(会)に会計監査人の選任議案決定権を付与することについて

現行会社法では、会計監査人の選任は株主総会の権能とされているが(会社法第 329 条第 1 項)、会計監査人の選任議案決定権限は取締役会が有し、監査役には取締役会が決議した議案を株主総会に提出する際の同意権が与えられている(会社法第 344 条)という制度設計になっている。

これを、経営の執行機関である経営者(取締役会)からの独立性を確保され、半数以上が社外監査役で組織された(会社法第 335 条第 3 項)監査役(会)が、会計監査人の選任議案決定権限を独占し、これが株主総会に提案される仕組みとすべきである。なお、この制度が有効に機能するためには、財務・会計に関する知見を有する者が監査役会に監査役として参加することが必須と考えられる(詳細は後述)。

会計監査人の選任議案提案権限が経営者(取締役会)に与えられている場合には、利益の相反が存在し会計監査人の独立性に重要な影響を与える可能性があることにより、財務情報の信頼性を毀損することになりかねない。

また、証券監督者国際機構(IOSCO)の専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」では、「専門委員会は、各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである」とされている。また、後述するように EC 会社法第 8 号指令も当該ステートメントと整合したものとなっている。

この IOSCO ステートメントの見解は合理的であるといえ、グローバルにみれば、会社の業務執行者から独立した立場にあるものが外部監査人の選任について権限と責任を有することが常識になっていると考えられる。

したがって、日本の会計監査制度の設計に当たって、経営者(取締役会)から独立した監査役(会)が会計監査人の選任に主要な権限を有すべきであるから、監査役(会)が、会計監査人の選任

議案決定権限を独占すべきである。

すなわち、株主や投資家の意思決定の基礎となる、適正な財務報告を担保する上では、監査役(会)に会計監査人の選任議案の決定権を付与することにより、適切なガバナンス機能が発揮できる仕組みに変更すべきである。

## **(2) 監査役(会)に会計監査人の監査報酬決定権を付与することについて**

### **①会計監査人の報酬決定権を監査役(会)に付与することの意義**

現行会社法では、会計監査人の監査報酬の決定権は経営者にあり、監査役(会)には会計監査人の監査報酬の同意権が付与されている(会社法第 399 条)という仕組みになっている。

しかし、監査報酬の決定は執行する側(経営者)ではなく、監視する側である監査役(会)が監査報酬を決定する仕組みとすべきである。

監査報酬(会社法上の会計監査人の監査報酬と金融商品取引法上の公認会計士・監査法人の監査報酬を含む。)は、現状、経営者(経理部門)と会計監査人との間での交渉により決定されているが、両当事者は監査される側と監査する側であり利益が相反する。監査報酬決定のプロセスに、両当事者に加えて株主の立場にたった監視機関である監査役(会)が最終判断者として関与することになれば、監査報酬の決定に実際的にも外観的にも透明性を与え、外見的にも実質的にも監査人の独立性の強化・確保を図ることができると考えられる。

なお、監査役(会)が監査報酬決定権を有するとした場合のプロセスは、具体的には次のようになると考えられる。会計監査人は、企業の経理部門や内部監査部門等の業務との連携、監査の実施と管理を円滑に行うために経営者(経理部門)と協議しながら監査計画を作成し、それに基づき監査報酬の見積りを行う。監査役(会)は、会計監査人に監査報酬の見積りとその根拠となる監査計画について説明を求め、他方、その妥当性を判断するために監査の効率性等に関する経営者(経理部門)の意見を求める。監査役(会)は、両者との議論の結果に基づき、監査役(会)との連携に必要な時間が確保されているかどうかを含め、会計監査人の業務が適切に遂行されるために必要な監査時間の確保がなされているかどうかという観点から、監査報酬の適切性についての判断を行い、決定することになる。

### **②現状、監査報酬はどのように決まっているのか**

平成 16 年 3 月まで、監査報酬は、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の標準報酬規定を参考とし、契約当事者間の協議で決定されていた。標準報酬規定は 2 年ごとに見直されてきたが、監査事務所のコストを負担するとの基本的な考え方から、民間主要企業春季賃上げ率及び物価変動率により算定されていた。実際の監査報酬は、前年の報酬を基礎にして経営者(経理部門)と監査人との交渉により決定されてきたことが多かった。

その後、平成 15 年公認会計士法改正により標準報酬規定が廃止(平成 16 年 4 月以降)されたため、協会は「監査報酬算定のためのガイドライン」における監査報酬をタイムチャージ方

式で算定する方法を推奨している<sup>1</sup>。しかしながら、実際の監査報酬の決定においては、従来、標準報酬規定が参考とされてきたこともあり、タイムチャージ方式により積み上げられた監査報酬額で決定されることはまれであり、従前どおりの前年の報酬を基礎として両者の交渉で決定され、その差額は値引きとして対応している場合がほとんどである。

さらに、近時は、監査の品質管理に関してより高い水準を求められ、また、複数の会計基準が毎年のように新規に適用される状況下であるため、監査計画策定時の予定時間をはるかに上回る実績時間を要しているのが実情であるが、予算の関係から、翌年の報酬において考慮してもらうこととして、その年度で追加請求することはほとんどないのが実情である。

経営者(経理部門)は、適切な監査時間の確保という観点からではなく、同業他社との比較や予算、会社の業績への配慮から監査報酬を決定しようとする傾向にある。監査報酬は、監査の目的である「経営者が作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績等の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を表明すること」に対する対価であり、資本市場に対してのコストである。監査はリスク・アプローチによって実施されるため、業績の悪化等により財務情報の虚偽記載のリスクが高まると、それに対応するために追加的な監査手続を実施する必要が生じて監査時間は増加せざるを得ず、本来こうした必要な時間に対して追加時間に比例した追加報酬が支払われるべきである。会社の財務内容によって減額されたり、副次的な指導的機能の経営に対する貢献度評価によって支払われたりするべきものでは本質的にない。

協会の公表する統計資料「監査実施状況調査」によると、平成 19 年 3 月期における証取・会社法監査で連結財務諸表作成会社 3,699 社の報酬平均値 28 百万円であるが、ここ 3 年ほどは 5%から 17%の報酬増加があるものの、時間当たり単価はここ 7 年ほどほとんど増加せず、平成 19 年 3 月期は平成 13 年 3 月期よりも減少している結果となっている(【別紙 1】参照)。

日本の SEC 登録企業と非 SEC 登録企業との監査証明業務報酬の比較については、【別紙 2】のとおりである(「2008 年版 上場会社監査人・監査報酬白書」の「I 監査報酬の実態分析」から)。

### ③同意権ではなぜ不十分なのか

協会が行った「会計監査人の報酬等の決定への監査役等の関与(報酬等の同意権)に関する調査結果」によれば、現行の監査役(会)の会計監査人監査報酬同意制度の適用初年度において、監査契約締結前に監査役等からの監査報酬についての相談を受けた割合は調査対象全体の 3 分の 1、会計監査人と経営陣との間で見解の相違がある場合で監査役と意見交換を行った率

<sup>1</sup> 協会は、このほか、具体的な監査時間の見積り例として、監査・保証実務委員会研究報告第 18 号「監査時間の見積りに関する研究報告」(平成 20 年 6 月 3 日改正)を作成しており、また、統計資料「監査実施状況調査」(業種別・売上高区分別監査時間、監査報酬額等)を毎年、JICPA ジャーナルで公表している。

は半数弱に止まる。現状のように、監査役等の同意権の付与だけでは、監査役が経営者の決定した監査報酬を適切でないと考えたとしても、そのための説明資料が入手できないことも考えられ、この場合は同意しないという判断に関して説明責任が果たしきれず、同意しないとの結論とすることは極めて困難である。他方、同意したことについての説明責任は問われにくいため、監査役は、経営者の決定した監査報酬に同意することになりやすい。監査役に監査報酬の決定権を付与すれば、決定すべき監査報酬に関して経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を直接的に負わせることになり、監査役は会計監査人と監査契約を締結するに際して毎回説明資料を経営者及び会計監査人から提出させるとともに内容を吟味するため説明をさせることになる。これにより、会計監査人の報酬決定プロセスにおいて経営者から独立した立場の監査役が自ら会計監査人の報酬決定を行うこととなり、会計監査人の独立性確保に対する疑義を払拭できるようになるとともに、監査役(会)にとっても、会計監査人選任議案決定権と相まって、経営監視機能発揮のための強力な手段を確保することができるのではないかと考えられる。

#### ④諸外国ではどのようなになっているのか

諸外国では、前述 1.(1)の IOSCO の専門委員会ステートメントの考え方が主要各国の規制において標準として受け入れられている。

米国ではサーベインズ・オクスレイ法により、会社と外部監査人との関係を統制するに当たって、公開会社の監査委員会の役割を劇的に強化したが、同法、SECルール及びNYSE等の取引所ルールにおいて、上場会社の監査委員会は、3名以上の「独立」の、「財務上の知識」を有する取締役によって構成され、そのうち少なくとも1名が「会計若しくは関連する財務管理の専門能力を有しなければならない」ものとされている<sup>2</sup>。また、「監査委員会は、非常勤の社外取締役によって構成され、また、その全員が会計に関する専門能力を備えるわけでもないで、会社の財務情報開示の正確性や質について保証する役割を果たすことを期待されず、また、その能力もない。適切な財務情報開示、会計および監査は、フルタイムで働く専門家(具体的には、経営陣、社内検査部、社外監査人)の役割である。経営陣には、正確な財務諸表の作成と適正な社内コントロール制度の構築、遵守が、社内検査部には、経営陣による会計実務と社内コントロールの客観的検討が、社外監査人には、独自の立場に基づく経営陣、社内検査部の実務の検討が求められる。監査委員会は、これらの者による財務情報開示手続の監視を主な任務とする。」<sup>3</sup>とされている。

ECにおいては、EC会社法第8号指令(2008年6月29日までに国内法化する義務を加盟国は負っている。)によって、公益に影響を与える企業については監査委員会の設置を原則と

<sup>2</sup> ニューヨーク証券取引所「コーポレート・ガバナンス基準」及びメルビン・A・アイゼンバーグ「アメリカの監査委員会と日本の監査役」商事法務 No.1818

<sup>3</sup> 中田直茂「ディスクロージャーの正確性の確保とコーポレート・ガバナンス [中]」商事法務 No.1620

して強制しており、当該指令の第 41 条には、「少なくとも監査委員会(audit committee)の構成員のうち 1 名は独立性がなければならず、かつ会計及び(又は)監査の能力がなければならぬ」とあり、監査委員会の使命として、(a)財務報告プロセスを監視すること、(b)その会社の内部統制の有効性、適用がある場合には内部監査、及びリスク管理システムを監視すること、(c)年次及び連結財務諸表の法定監査を監視すること、(d)法定監査人及び監査事務所の独立性、及び特に被監査会社への監査業務以外の業務提供をレビューし、監視することが挙げられている。

このような状況下、市場の国際化に対応して日本においても同様の規制を設けるべきである。そして、日本では委員会設置会社ではなく監査役会設置会社が支配的であることから、IOSCO のステートメントにおける「実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関」としては、ほとんどの企業において監査役(会)にほかならず、監査役(会)が会計監査人の選任、業務監視に中心的役割を發揮すべきである。

## ⑤結論

以上より、監査役(会)に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与すべきであると考える。

## 2. 監査役と財務・会計の知見

監査役(会)は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する責務があり、会計監査人は監査役(会)の判断に必要かつ十分な情報提供と説明責任を負っている。監査役(会)が会計監査人の監査の方法と結果の相当性判断について実効性を持って行うには、少なくとも 1 名の財務・会計の知見を有するものが選任される必要がある。現在でも、監査人は、監査計画策定時において、自己の監査計画について詳細な報告<sup>4</sup>を行うこととなっている。監査報酬の見積りの基礎となる監査計画の妥当性の判断に当たっての必要な知見とは、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するに必要な知見と同等程度のもと考えられる。

諸外国では、経営者、内部監査部門、外部監査人に監査委員会への説明責任を負わせることで、監査委員会が必要とするすべて情報を入手できる仕組みが作られている。監査役が会計監査人の報酬決定権を持つことにより、決定すべき監査報酬(監査計画)に関して経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を負わせることになり、両者から聴取した内容に基づいて判断

---

<sup>4</sup> 監査計画における情報・意見交換事項の例示(日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」より)

○前期からの会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点、○経営環境に関する事項、○監査上の重要課題、○内部統制の評価の方法及び実施時期、○重要な実証手続の内容及び実施時期、○新たな会計基準の適用についての情報、○重要な会計方針(連結範囲を含む。)や会計処理に関する事項、○往査先(事業所・子会社等)、往査時期、監査日数、監査従事者数

することは、アメリカにおいて非常勤取締役が行っていること、日本の監査役会には常勤監査役がいることから考えて、決して無理なことではないと考える。

また、経理担当役員経験者や公認会計士の社外監査役への就任状況から見て、監査役のうち1名の専門性を満たすことはさして困難なことではない。加えて、社外性のみならず独立性の強化を図り、監査役スタッフを充実させることにより監査役(会)の機能向上を図ることが重要である。

なお、報酬決定権に伴う監査役の責任は、適切なデュープロセスを経て決定していない場合に主として問われるものであり、仮に会計監査人の監査の失敗があったとしても、それは会計監査人の責任であり、そのみで監査役の責任が問われることはないと考える。

### **3. その他の論点**

#### **(1) 株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法かどうか**

監査報酬(会社法上の会計監査人の監査報酬と金融商品取引法上の公認会計士・監査法人の監査報酬を含む。)は会計監査人が作成した監査計画に基づき見積もられるが、1.(2)で述べたように、監査計画は企業の経営環境の変化に伴う事業上のリスクにより、虚偽記載のリスクの程度を考慮して策定されるものであり、監査実施の過程でも絶えず見直されるべきものであるから、監査計画の妥当性を判断するには財務・会計の知見が必要である。また、前年度の監査の結果を受けたリスク評価を織り込んで新年度の監査計画は策定されるものであるため、総会決議とするにはリスク評価時点をかなり前倒しにする必要が生じる不都合もある。したがって、監査報酬の決定機関が株主総会であることは相当でなく、株主の代表として経営の監視に当たり、独立性と財務・会計に関する専門性を備えた監査役(会)が行うことが最も実態にあった方法である。

以上より、株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法には反対である。

#### **(2) 監査役に決定権を付与する場合、逆に取締役に同意権を与えるべきか**

1.(2)で述べたように、監査報酬の決定に経営者(経理部門)が全く関与しないことはないものの、執行する側(経営者)ではなく、監視する側である監査役(会)が決定することに意義がある。監視する側を執行側がチェックするという仕組みは現行の会社法の論理下でも成り立たないものと思うが、取締役に同意権を与えることは、監査役による監査報酬決定に対し実質的な拒否権を持つことにもつながり、監視を形骸化するものであり、反対である。

以 上



【別紙 1】

【標準報酬規定】

昭和 32 年 5 月制定、最終改定平成 14 年 4 月、  
公認会計士法改正による標準報酬規定の廃止（平成 16 年 4 月 1 日以降）

平成 14 年 4 月の改定

人件費部分（平成 12 年及び平成 13 年の民間主要企業春季賃上げ率合計 4.07%）と経費部分（GDPデフレーター(マイナス 3.43%)による物価変動率に所定の割合 2 割をかけたもの）⇒  
3.4%

（平成 14 年 4 月改定後）

基本報酬		執務報酬	
1 部上場会社	995 万円	責任者(25 日まで)	248 万円
2 部上場会社	685 万円	公認会計士（1 日につき）	89,000 円
その他	575 万円	会計士補（1 日につき）	55,000 円

【最近の監査報酬と監査時間の推移】

証券取引法・連結財務諸表提出会社の平均値(千円、時間)

	監査報酬		監査時間		時間単価
H12/4-H13/3	19,642		1,669		11.8
H13/4-H14/3	19,875	101.2	1,686	101.0	11.8
H14/4-H15/3	20,132	101.3	1,689	100.2	11.9
H15/4-H16/3	20,516	101.9	1,703	100.8	12.0
H16/4-H17/3	22,869	111.5	1,788	105.0	12.8
H17/4-H18/3	24,105	105.4	2,016	112.8	12.0
H18/4-H19/3	28,287	117.3	2,408.1	119.4	11.7

証券取引法・連結財務諸表提出会社の平均値(SEC 登録会社を除外)(千円、時間)

H15/4-H16/3	19,732		1,608		
H16/4-H17/3	21,772	110.3	1,691	105.2	12.9
H17/4-H18/3	22,320	102.5	1,887	111.6	11.8
H18/4-H19/3	24,049	107.7	2,163	114.6	11.1

そこで、日本のSEC登録企業等とその他の企業（非SEC登録等企業）を区別して、分析を行うこととした。両者の監査証明業務の概要は図表3のとおりである。図表3に見られるように、企業規模等の問題はあるとはいえ、平均額で、40倍もの差があることがわかる。

図表3 SEC登録企業等と非SEC登録等企業の比較（単位：百万円）

	SEC登録企業等	非SEC登録等企業
平均	1,021.31	25.52
中央値（メジアン）	534.5	18.7
標準偏差	1,103.87	34.20
最小	59	1
最大	4,494	869
合計	42,895	99,413.32
標本数	42	3,896

図表4 監査証明業務報酬の上位企業（単位：百万円）

## 全上場企業

会社名	決算期	主要上場市場	業種	監査証明業務報酬
日立製作所	3	東1	電気機器	4,494
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3	東1	銀行業	3,331
野村ホールディングス	3	東1	証券業	2,916
三井物産	3	東1	卸売業	2,874
本田技研工業	3	東1	輸送用機器	2,708
みずほフィナンシャルグループ	3	東1	銀行業	2,660
日本電信電話	3	東1	情報・通信	2,397
NEC（日本電気）	3	東1	電気機器	2,220
住友商事	3	東1	卸売業	2,201
トヨタ自動車	3	東1	輸送用機器	1,858

## 非SEC登録等企業

会社名	決算期	主要上場市場	業種	監査証明業務報酬
日興コーディアルグループ	3	東1	証券業	869
富士通	3	東1	電気機器	625
三井住友フィナンシャルグループ	3	東1	銀行業	581
双日（旧 双日ホールディングス）	3	東1	卸売業	558
新生銀行	3	東1	銀行業	534
日産自動車	3	東1	輸送用機器	521
新日本製鐵	3	東1	鉄鋼	466
セブン&アイ・ホールディングス	2	東1	小売業	397
ジェイ エフ イー ホールディングス	3	東1	鉄鋼	377
川崎重工業	3	東1	輸送用機器	367

5 日本公認会計士協会が2004年に実施した海外（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスおよびカナダ）と日本の「監査時間数の調査」によれば、海外における監査時間数は、総資産額を変数とした分析によれば、日本の監査時間数に比べて、製造業で2.66ないし2.82倍、金融業で1.98ないし2.57倍となることが明らかにされている。  
日本公認会計士協会「監査実務の充実に向けて」、2004年9月16日。

## 参考資料 2 島崎委員の意見

(平成 20 年 12 月 24 日第 9 回懇談会提出資料)

2008 年 12 月 18 日  
住友商事株式会社  
代表取締役副社長執行役員  
島崎 憲明

### 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

1. 会社法では、会計監査人は株主総会の決議によって選任されることとなっており(会社法第 329 条第 1 項)、取締役がその選任議案を株主総会に提出するには、監査役(会)の同意が必要とされている(会社法第 344 条)。

また、取締役は会計監査人の報酬を定める場合には、監査役(会)の同意を得る必要がある(会社法第 399 条)。

これらの制度は、会計監査人の選任議案・報酬の決定にあたり、経営上の意思決定と会計監査の独立性を同時に実現するためのものである。会計監査人の選任議案は、会社における計算書類、財務諸表、内部統制報告書等の作成、それらの監査の過程について十分認識した上で、会社の規模や監査の複雑さに応じて適切な監査法人を探し、その監査法人と監査報酬や監査スケジュール等に関する折衝を経て、初めて決定することができる。特に監査コストが増加している現状において、適正な報酬で迅速かつ適格な監査を行うことができる監査法人を選定するためには、経営の視点からの意見を議案に反映させる必要がある。監査役(会)に会計監査人の議案及び報酬決定権を与えることは、取締役の意思をそれらの事項について反映させることができないことを意味する。会計監査人が必要以上にコストのかかる非効率な監査を実施しようとした場合に、これを放置すれば、本来、株主に帰属すべき利益が無用な監査のために流出することとなるから、そうした無用なコストの増加に歯止めをかける制度でなければならない。その歯止めをかけることができるのは、経営責任を負う取締役であり、監査役(会)は適任ではない。

2. 会計監査人の選任議案の提出について監査役(会)は同意権を有しているので、取締役が選任しようとする会計監査人が妥当でないと判断するときは、その議案に同意しないことにより監査役の意見を反映することができ、このことが取締役に対する牽制になるものとする。また監査役(会)は議案の提出請求権も有しており(会社法第 344 条)、取締役はこれに拘束されるので、監査役(会)は会計監査人の選任に関し積極的イニシアティブをとれる仕組みになっている(現行法上、選任権はあるともいえる)。

同様に、監査役(会)は会計監査人の報酬についても同意権を有しているので、報酬が適当

ではないと判断する場合には同意しないことにより、監査役としての意見を反映することができ、このことが牽制機能を果たすことになる。

### 3. 提起されている主張に関する意見

#### (1) 外部監査人(会計監査人)の選任は非業務執行役員(監査役)により行われるのがグローバルスタンダードである

日本の監査役制度が他国に例を見ない制度なので、会計監査人選任・報酬の決定権の所在のみをもってグローバルスタンダードに合わないと言主張することは適当ではないと考える。監査役制度を前提にすると上述のように執行側が決定することが妥当であるが、全く業務執行から独立した監査役が同意権という強力な拒否権を有していることが機能的には優れているという見方もできるのではないかと考える。監査役はこの同意権を活用し、現行制度でも諸外国と同等の制度であることをアピールすべきではないかと考える。

#### (2) 執行側が決定権を有していることが会計不祥事につながっている

会計監査人がきちんと監査を行い、職業倫理にしたがって意見を述べる姿勢を貫きとおし、監査役もそれをサポートすることが本来的な姿であり、会計不祥事を減らすために必要なことと思われる。多くの上場会社の経営者は健全な経営を行うために、会計監査人の監査効率の向上に前向きに取り組み、その意見に耳を傾け活用している。

一部の不見識な経営者(あるいはそれに同調する会計監査人)による会計不祥事は、経営者の意識、会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではない。決定権の所在と会計不祥事との関連性があるとは思われない。

#### (3) 監査役が決定権を持つと業務執行を行うことにならないか

監査役が決定権を持つ場合は、監査役が会社の重要な業務執行を行うことになる。このことが業務執行の二元化になり混乱をもたらすのではないかと懸念があるとともに、監査役制度全般にどのような影響を与えるか慎重に考える必要がある。

#### (4) 制度改正よりも現行制度における監査役の役割を認識すべきではないか

過去数次にわたる法律改正により監査役の権限・独立性の強化は十分に図られていると考えるが、監査役がそれらを十分に生かしているだろうか。さらなる制度改正を議論する前に、現行制度上、監査役がやれることをきちんとやることが必要なのではないかと考える。

以 上

### 参考資料3 関委員の意見

(平成20年12月24日第9回懇談会提出資料)

平成20年12月24日

委員 関 哲 夫

#### インセンティブのねじれ問題について —島崎委員のレポートを読んで—

##### 一 結論

会計監査人の選任議案及び監査報酬については、監査役(会)に決定権を持たせ、経営者(取締役会)に同意権を持たせるべきである。仮に、立法上、経営者に同意権を付与することが困難な場合は、実質的に経営者が監査役の決定に異議を唱える機会を保証する手続きは検討すべきである。

##### 二 基本的考え方

本質をわきまえている良識ある経営トップは、本問題についてどう考えるであろうか。経営トップは、証券取引所又は財務局に対する財務諸表の提出に併せて、宣誓書又は確認書を直筆で署名して提出する立場にあり、自らの会社の財務報告に瑕疵がないことについて、確信を持ちたいと願っている。こうした立場に立てば、自ら任命した CFO に全幅の信頼を置いているにせよ、決算に責任を持つ立場にある CFO が職務に対する責任感とプレッシャーから、決算・財務対策の一環として保守主義の原則から逸脱した決算を本当に行っていないか、誠実な決算を行ったか、決算の真実性に一抹の不安を覚えるものである。これが良識ある経営者トップの率直な感覚であり、こうした葛藤と闘わざるを得ないのも、経営者トップが孤独であるといわれる所以である。だからこそ、会計監査人と監査役が真に連携し、執行から独立して厳正に監査を行ってほしいというのが経営トップの切なる願いである。その意味で、経営トップと CFO は、立場が決定的に違うのである。(注)

(注) しかしながら、経営トップが部下である CFO 以下の財務部門の主張に反し、経営トップの意思を公にすることには躊躇せざるを得ない。何故なら、経営トップにとって、CFO 以下の財務部門のモラルが何といても最優先事項だからである。

##### 三 指摘されている事項に対する考え方

それでは、島崎委員のレポートをふまえ、以下に具体的に述べたい。

1. 島崎委員の主張するとおり、同意権は拒否権と同じことである。これに疑いの余地はない。しかしながら、実質的に同意するしか選択肢がない立場の者に同意権を与えても、事実上ワ

ークしないし無意味である。通常、監査報酬とその前提となる監査計画は、会計監査人が経営者と協議をし、その結果が監査役に対して示される。監査役としては、提示された内容に余程不適切と判断するものがない限り、実質的に決定されている監査計画に対し「拒否」できないものである。監査役ができることといえば、せいぜい意見を述べることである。こうした監査役の意見は、それが取り入れられるかどうかは経営者やCFOの胸三寸であり、多くの監査役は無力感を味わうこととなる。

2. 島崎委員が「会計監査人が必要以上にコストのかかる非効率な監査を実施しようとした場合に、これを放置すれば、本来、株主に帰属すべき利益が無用な監査のために流出することとなるから、そうした無用なコストの増加に歯止めをかける制度でなければならない。」としているのは、説得的である。しかし、このことは、経営者(取締役会)が同意権もしくはそれに相当する手続きの担保を持つことで解決できる。つまり、執行側に同意権等があれば、その同意権等はワークする。なぜなら、経営者は予算を執行する権限を持っているから、経営上のコスト負担の観点から、事実上、監査報酬を拒否しようと思えばできるし、削減も要求しうるからである。

監査役が提案権を持ち、監査役が監査報酬の原案を作成する立場になれば、監査役は会計監査人とともに、リスク・アプローチの視点から監査上の重要な要点を特定し、リスクの大きさに応じた監査を実施することになる。従って、執行側が監査報酬を削減するよう要請した場合には、監査役や会計監査人の視点からリスクの相対的に低いところから順に監査を削減することになる。

3. 執行と監査役とがよく協議し、合意を形成して監査計画(報酬額など)を決めればよいではないか。それがベストプラクティスだ。だからベストプラクティスを実践すればよいではないか。それはその通りであるが、ベストプラクティスを実践しようにも実践できないからどうしたらよいのかというのが課題なのである。
4. では何故、ベストプラクティスが実践できないのか。経営トップはともかくとして、往々にして執行サイドは、特にCFOを含む財務部門は、職務に対する責任感が強ければ強いほど、自らの手で決算対策を取り仕切りたいと考えるものである。そうしたことから、財務部門は、監査役と会計監査人が連携することを必ずしも好まない。悲しい哉それが人情というものである。それ故、公認会計士は執行サイドの意向をどうしても優先することになる。これも人情である(注)。島崎委員は「一部の不見識な経営者(あるいはそれに同調する会計監査人)による会計不祥事は、経営者の意識、会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではない。決定権の所在と会計不祥事との関連性があるとは思われない。」と述べておられるが、監査役や公認会計士の倫理を問題にするのは筋違いである。会計不祥事を起こすのは、経営者や執行サイドの倫理に問題があるので

あって、まずは問われるべきは経営者や執行サイドの倫理なのである。しかし、この議論は不毛である。何故なら、そもそも倫理など期待できない経営者や執行サイドが会計不祥事を起こすのである。今議論しているのは、会計不祥事をどのように防止するかであり、倫理など期待できない経営者や執行に、監査役と会計監査人が連携して立ち向かおうではないか、と提案しているのである。その場合、監査役や会計監査人の倫理のみで立ち向かおうと言っているのではない。会計不祥事を防止する原理を議論しているのである。原理とは何か。筆者は、監査役ないし監査役会が、主体的に監査計画(報酬額など)を検討し、執行に対し原案を提案する立場においてほしいと提案しているのである。既に述べたように、現在の制度的フレームワークでは、執行に理解があり、後押しがある場合は、監査役又は監査役会が主体的に検討することになるが、経営トップや財務部門にそうした理解がない場合、主体的に検討する立場に立ち得ない。まさに執行の意向次第なのである。

(注) ベストプラクティスを実践している事例も多い。しかし、そうした事例を仔細に観察すれば、そうした会社では、経営トップが監査役を信頼し、監査役の能力に期待しているからである。そうした条件が整備されるかどうかは、現実には、微妙な人事上のバランスによるところが大きい。筆者の経験から言えば、監査計画とその結果としての報酬は、つまるところCFOの意向次第である。この意向に逆らうことは、余程CFO側に瑕疵がない限り高い倫理観を持っている公認会計士でも無理であろう。

5. さて、それでは、監査役が監査計画の作成に主体的に関わることにより、どのような効果が期待できるのであろうか。周知の通り、監査役は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断しなければならない。その責務を全うするためには、監査役が監査計画(報酬額)を評価する立場であることが望ましい。そして、監査役が監査計画を評価する立場は、監査役が主体的に報酬額等を提案することによって初めて可能となる。

また、経営者と会計監査人の協議により監査計画が作成されている現状では、経営者の意向に沿った監査計画とならざるを得ず、これでは経営者が本当に見せたくない会社の恥部がアンタタッチャブルとされ、聖域に切り込むどころか、逆に聖域を許すことにもなりかねない。監査役が提案権を持ち、監査計画に主体的に関わるようになれば、より監査の核心に迫った監査計画が策定されるようになり、会計不祥事の防止にも大きく貢献することが期待される。

6. 監査役と会計監査人の連携が会計不祥事防止にいかに関重要であるかは、改めて述べるまでもない。会計監査人の監査は、主として事後的な数値の分析等によって行われることから、会計監査人が不祥事を発見したときには、既に手遅れである。一方、監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役及び使用人等から受領した報告内容を検証し、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を日常的に行っている。つまり、監査役は、会計不祥事の端緒を早期に発見できる立場にある。不正会計が顕在化する以前に、日常的に財務数値の信頼

性について目を光らせているのである。そうした監査の特性を有する監査役と会計監査人が両者の特徴を活かし、相互に連携するならば、会計不祥事は撲滅できると考える。

7. そこで問題になるのは、現状わが国の監査役にその能力があるかどうかということであろう。率直に言って、目下のところ、その能力が十分であるとは言い難い。しかしながら、近年、監査役協会の調査によると社外監査役として公認会計士が就任する事例が増加しており、また監査役の8割は、財務を中心とした出身者となっている。こうした状況は従来とは相当異なっており、監査役に能力がないと一刀両断することはできないのではないかと。また、監査役が主体的に行動できるような権限と職務を付与すれば、財務の知見を有する者等、その職務を全うするのに相応しい監査役を選任せざるを得ない状況になるものと思われる。そして、そのことが、コーポレート・ガバナンスの視点から、社会から要請されていることでもある。

8. 米国の金融危機に端を発した世界的な同時不況の中で、今後、各社とも生き残りをかけて必死の取り組みがなされていくものと思う。こうした環境の中で、不誠実な財務対策が行われないという保証はない。筆者は、将来、会計不祥事が表面化してくることを大変危惧しているが、それが杞憂であれば幸である。公認会計士法改正に際しての金融審議会での指摘あるいは法改正の際に国会で行われた附帯決議から既に一年半以上も経過しているが、不祥事につながる可能性のある根は一刻も早く断つべきであり、その意味で「ねじれ問題」の解消は時間をかけるべきではないと強く思う。

以 上



## 参考資料4 弥永委員の意見

(平成20年12月24日第9回懇談会提出資料)

### 会計監査人の選任議案の内容の決定及び報酬決定を監査役(会)の権限とすること について

弥永 真生

#### 1. 会計監査人の選任議案の内容の決定を監査役(会)の権限とすることについて

##### (1) 専属的権限とする必要性

会計監査人の精神的独立性を担保するという観点からは、監査対象からのプレッシャーを受けないことが必要であるが、取締役(会)に選任議案の内容の決定権があるとすれば、会計監査人が計算関係書類を作成するあるいは計算関係書類の内容によって業績が評価される取締役からの要望等を考慮に入れるというインセンティブが生ずるおそれがある。監査役は取締役とともに一種の会社経営者であるとする余地はありうるが、会計監査人は被監査会社から独立した立場であることが本来必要であり、監査役に選任議案の内容を決定させることですら、問題があるという評価の余地すらある。もっとも、会計監査人と会社との間の信頼関係がなければ監査の実効性は確保できず、また、会社と会計監査人との間で契約させることによって、監査の効率性を高めるインセンティブが会計監査人に生ずるものと考えられるから、会社と会計監査人との間で交渉し、契約を行うという枠組みには相当の合理性がある。そのような枠組みの中で、会計監査人の精神的独立性が損なわれるおそれを低く抑えるためには、取締役(会)よりは監査役に選任議案の内容を決定させる方がよいものと考えられる。

しかも、日本における会計監査人制度の枠組みを前提とすると、会計監査人設置会社における監査役の会計監査は会計監査人の監査を前提とするものであり、監査役にとってはだれが会計監査人であるかによって、自らの責任が生ずるリスクが左右される。したがって、監査役は適切な者を会計監査人候補者として株主総会に提案する動機を取締役(会)以上に有するものと、通常は考えられる。

他方で、監査制度においては、監査対象の情報を利用する者が監査が適切に行われていることを信頼することが重要な意味を有し、監査人が精神的独立性を有しているように情報利用者の目に映ること(外観的独立性)が不可欠である。もし、そうでなければ、監査が行われても、情報利用者は監査がなされていないと同様に、当該情報についての信頼性を判断するであろうから、監査制度の意義は大きく減殺される。このような外観的独立性を担保するという観点からも、いわゆる「ねじれ」は望ましくなく、社外・独立取締役が大半を占める場合は格別、取締役(会)よりも監査役(会)が会計監査人の選任議案の内容を決定することとするほうが、監査人の精神的独立性が確保されていると計算関係書類の利用者は知覚する可能性がより高いと推測される。

## **(2) 権限とすることに不都合があるか**

現在の会社法 344 条 2 項 1 号及び 3 項も、監査役(会)は、取締役に対し、「会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること」を請求することができるものと定めており、これは実質的には、その限りにおいて、監査役(会)は株主総会に提出される会計監査人の選任議案の内容を決定できることを意味している。したがって、現行法の下でも、会計監査人の選任議案の内容の決定は取締役(会)の独占的決定事項ではなく、しかも、取締役(会)が会計監査人の選任議案の内容の決定を決定する場合には監査役(会)の同意を要するとされているのであるから(会社法 344 条 1 項 1 号・3 項)、会計監査人の選任議案の内容の決定を、つねに、監査役(会)の権限とするものとしても不都合はないものと考えられる。

## **(3) 若干の感想**

現行法の下でも、監査役(会)は会計監査人の選任議案の内容を決定することができるので、ベスト・プラクティスとして、つねに、監査役(会)は会社法 344 条 2 項 1 号及び 3 項に基づいて、取締役に対して「会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること」を請求するものとすることは可能であろう。

## **2. 報酬の決定権を監査役(会)の権限とすることについて**

### **(1) 権限とする必要性**

上述のように、日本における会計監査人制度の枠組みにおいては、会計監査人設置会社における監査役の会計監査は会計監査人の監査を前提とするものである。そして、監査役は会計監査人の監査の「方法」及び結果の相当性について意見を表明することとされている。このことは、監査役は会計監査人の監査計画について十分に情報を入手し、その監査計画及びその実施について過不足がないことをチェックする義務を負っていることを意味する。言い換えるならば、会社法の建前に照らすならば、監査役は会計監査人の監査計画の適否を判断するに十分な情報と能力を有しているはずであり、有していることが期待される。ところが、監査報酬の額は、どの程度の監査リソースを投入すべきか、すなわち、監査計画に基づいて決定されることが自然であるから、監査報酬の決定は監査計画の決定と表裏一体の関係にあるはずである。そうであれば、監査計画の適否を判断する監査役が監査報酬の決定を行うことが自然である。

また、監査役の会計監査についての法的責任のリスクは会計監査人が適切に会計監査を行ってくれることによって大きく減少するという関係にあるから、監査役(役)が監査報酬の決定を行うこととすれば、過小な監査報酬の決定がなされる可能性は一般的には減少するものと期待できる。他方、監査役が会計監査人からバック・マージンのようなものを受け取るというような通常想定できないケースを除けば、監査役には過大な監査報酬決定を行うインセンティブはないであろうし、また、過大であると考えられるのであれば、それは株主総会における監査役の再任を巡る議論の中で反映させることは可能であると考えられる。

たしかに、現行法の下で認められている同意権でも十分ではないかという立論はありうるが、3で述べるように、同意権と決定権との間には、精神的独立性の担保、十分な監査の確保及び外観的独立性の確保という点が重要な差異が生じるものと考えられる。

## (2) 権限とすることに不都合があるか

監査報酬は会社が会社以外の者に金銭等を支払うものであり、監査報酬の決定は業務執行の一環であるから、取締役または取締役会で決定することが筋であるという考え方がこれまでは暗黙の前提とされていたのかもしれない。

しかし、会社法 388 条は「監査役がその職務の執行について監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。」として、監査費用の額については、監査役が本来判断するものであるという立場を採用していると理解できる。たとえば、会計監査人設置会社以外の会社において、監査役が公認会計士または監査法人を会計監査のための補助者として用いた場合の報酬額は監査役が定め、会社に求償または前払いを求めることができることになる。そして、会計監査人設置会社においては、監査役の会計監査は会計監査人の会計監査を前提とすることに鑑みれば、会計監査人の監査報酬は監査役にとって一種の監査費用としての面を有するという見方も可能である。そうであれば、監査役に会計監査人の報酬の決定権があるが、その額が過大であることを取締役会が立証した場合には減額できる<sup>1</sup>としたほうが平仄がとれるということができる。

したがって、監査報酬の決定権を監査役(会)に与えることは現行法の基本的な枠組みと首尾一貫しないというわけでもない。

## 3. 同意権と決定権との相違

かつて、竹内昭夫教授は監査役との関係であるが、「制度の実効性を担保する仕組みが制度自体に組み込まれておらず、もっぱらその制度を動かす人の個人的性格にたよろうとしているような場合には、われわれはそのような制度に信頼することはできないわけである。……法律制度としては、できるだけ無理のない仕組みを作り、とび抜けて勇気にあふれた人でなくてもその職責を果たせるような仕組みにしておかなければならない」(会社法の理論Ⅱ 129頁)と指摘されたが、このような発想を前提とするならば、特に、取締役(会)に決定権を残さなければならない合理的な理由がないのであれば、同意権にとどめることは不相当であると考えられる。

すなわち、同意権であっても決定権と同様の効果を上げることができるのは、当該監査役の資質・立場・経験などが優れているからであって、標準的な監査役を想定すれば、決定権と同意権とでは、少なくとも、以下の3点で相違が生ずるのではないかと予想される。

---

<sup>1</sup> 同意権よりはるかに弱い。

第 1 に、同意権にとどまる場合には、取締役(会)が決定したものが著しく不当な場合を除いては不同意とすることは難しいであろうが、決定権が与えられていれば、よりよいというレベルで選択が可能になる可能性が高そうである。

第 2 に、監査役の選任議案の内容の決定権・報酬議案の内容の決定権が実質的には代表取締役等に握られているという状況の下では、不同意とすることには勇気が必要である。これに対して、決定権が与えられている場合には、取締役の意思決定を覆すのではないから、自ら適切と考える内容を決定しやすいと推測される。

第 3 に、決定権が与えられていれば、その決定に必要な情報が監査役に自然に集まる構造が生ずる(経理部や公認会計士・監査法人から必要な情報が提供される)と予想されるのに対して、同意権にとどまると、監査役の側から情報を収集しなければ十分な情報を得られないというのが多くの場合ではないかと考えられる。そして、決定権が与えられた場合に得られる情報は、監査役が監査計画の適否を判断するための情報としても有用であることが多いと考えられ、監査役の意見表明を適切に行わせるという観点からも望ましい。

以 上

## 参考資料5 大川委員の意見

(平成20年12月24日第9回懇談会提出資料)

平成20年12月24日

委員 大川 博通

(第一法規株式会社代表取締役副社長)

### 「会計監査人の選任決議案の決定権及び監査報酬の決定権限」について

1. 「会計監査人の選任決議案の決定権及び監査報酬の決定権限を監査役(会)が持つ」ことに対する小職意見は、下記のとおりです。

(1) 本有識者懇談会では、委員会設置会社と監査役設置会社での優劣も議論の対象としないことを前提に討議されていると理解しており、本意見も監査役(会)設置会社における監査役(会)の機能が更に有効に発揮され、会計に関する不祥事防止のためには、本決定権限を監査役(会)に与えることが有効であるかどうかの観点からの意見である。

(2) 「会計監査人の選任決議案の決定権を監査役(会)が持つこと」

① 会計監査人の選任決議案の提出は、会計監査人監査の対象となっている会社の業務執行者が直接出すものではなく、あくまでも取締役会の決議によって出されるものであり、監査役(会)設置会社での取締役会も、会社法上、業務執行取締役に対する監督権・義務があり、その意味では、選任決議案も取締役会の監督の下に出されるモノであり、取締役会が法により期待しているように機能し、且つ会計監査人が職業専門家としての高い職業意識に徹するとすれば、「インセンティブのねじれ」現象も、必ずしも議論の対象にはならないと思う。しかし、現実には監査役(会)設置会社では、独立性に富む社外取締役は極めて少なく、事実上取締役会メンバーである取締役はほぼ全員が業務執行取締役となっており、取締役会の監督機能が有効に機能しているとは言い難く、その意味で、総会で選任され、専ら監査(日常的・経常的に取締役の業務執行を監視・検証する常勤監査役監査を含む)を職責とする非業務執行役員である監査役(会)が同意権を持ち、且つ議案提出請求権をも持つこととした会社法は意義深いものがあると思っている。

② 問題は、この同意権付与によって、実務経験的にも感じていた「ねじれ」現象による会計不祥事の温床になるという危惧が払拭されたかどうかであるが、現在のところ一般的に言えば、実態的に変わったとの印象は薄く(あまり変わっていない)、上記会社法で期待していた効果を一層確実なものにする為に、同意権を一步進めて決定権にすることの意義はあると判断している。

### ③ 同意権を、更に決定権とすることの意味

イ. 監査役(会)は会計監査人監査の方法と結果の相当性を監査し報告する責務があり、その意味で、監査役は業務監査と同時に会計監査人監査の相当性を最終的に担保するものとして、本来的に会計監査の適切性に対する責任を有するものであることから、当該会計監査人の選任権を監査役がもつこととしても、理論的に特に不都合はないと思う。

ロ. 同意権と決定権での実務的な意味での大きな差は、決定権を持つということは、その提案・決定についての最終的・絶対的責任を持つということの意味し、監査役(会)が、会計監査の適切性に対する最終担保責任者であることが、より鮮明になり、監査役(会)の監査責任に対する認識(監査役の自覚及び関係者の認識)が一層高まるものと予想される。このことは、業務執行者の監査役(会)に対する認識を更に深めていくこと(監査役・監査役機能重要視)に繋がり、業務執行者側の監査役機能(制度)有用化の理解に利すると思う。

ハ. 非業務執行役員であることが明確である監査役(会)が、絶対的独立性が要請される会計監査人選任議案についての決定権を持つことは、監査役設置会社(独立・社外取締役がおらず、取締役会の監督機能が事実上機能していない)において、業務執行側が会計監査人選任プロセスにおいて実質的に牛耳っているのではないかという投資家・市場からの疑問にも応えるものになると思う。

ニ. 会計監査人を選定する作業が実務的に監査役(会)では無理ではないかという議論もあると思うが、常勤を前提としてしない監査委員会が、選任決議決定権を持っていることと比較しても、上場会社であれば、日常的・経常的に監査をする常勤監査役もおり、同意権の下に、同意出来るかどうかの判断能力・知識があることが本来的に要請されている監査役(会)であれば、業務執行部との連絡の下に、選定作業を行うことは、それほど困難ではないと思う。

### (3) 会計監査人の監査報酬の決定権

① 会計監査人監査の適切性についての最終的担保者として、監査役(会)が会計監査人の選任決議案の決定権を付与されるとすれば、報酬についても、その適切性の最終責任者として、報酬決定権も又監査役会に付与されるのが当然であると思う。

② 監査役は法的にも監査役監査に関わる費用は監査役の判断で、会社側に要求することが認められており(もし会社側がその費用が不要であると判断する場合は、その立証責任が会社側にある)、会計監査も又監査の一部とも言え、その適切性の最終担保者である監査役(会)が、会計監査費用・報酬の決定権を付与されることは、理論的に特に不都合はないと思う。

③ 会計監査人の監査報酬を決定することは、監査役(会)では実務的に無理があるのではないかとの議論もあると思うが、報酬についても同意するだけの能力・知識を有することが本来的に要請されている監査役(会)であれば、それほど困難とは思わない。上記②監査役

監査の費用についても、実務的には監査役(会)は予算などを立て、執行部と十分に話し合  
って決めており、通常、執行部側に不都合なことは起こっていない。監査役報酬につい  
ても、各監査役の報酬は監査役協議によって定めるとの建てつけになっているが、実際は、  
他従業員・役員報酬との整合性なども考え、執行部による案に従っているのが現状である。  
こうした実務的経験からも、会計監査人の監査報酬の決定権が監査役(会)に付与されても、  
実務上、通常の場合執行部の同意なしに確定することは、まず起こらないと思われ、実務  
的にも不都合はないと判断する。

以上のとおり、小職としては、上場会社の監査役(会)に「会計監査人の選任決議権及び監査報  
酬の決定権限」を付与することについて賛成です。しかし out-put の仕方としてコードの形で提  
言するとすれば、ベストプラクティスの形(例えば、本件について監査役(会)は積極的に取締役  
(会)に対し具体的に意見表明を行い、開示する)で示し、それを証券取引所が何らかの形で、上  
場会社に義務化する方向で検討していただき、将来の法制に繋げていくのが妥当ではないかと  
思います。

以 上

## 参考資料6 徳住委員、神林委員、高橋委員の意見

(平成20年12月24日第9回懇談会提出資料)

平成20年12月24日

委員 徳住祥蔵、神林比洋雄、高橋均

### 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

#### 1. 現状認識

- (1) 現行会社法上は、会計監査人の選任議案及び監査報酬は、経営執行者が決定する制度であり、「インセンティブのねじれ」が存在している。国際的な趨勢を踏まえると、この現状を克服する必要がある。
- (2) また、監査される経営執行者が監査する会計監査人の選任議案及び監査報酬を実質的に決定するので、利益相反にある。
- (3) 会計不祥事防止のためには、会計監査人と監査役等の連携が不可欠であるところ、現状では選任議案及び監査報酬の決定が経営執行者にあることから、実質的な連携をより高める制度的な仕組みが求められる。

#### 2. 対応

- (1) 監査役設置会社においては、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定は、監査役会等が持つこととする。
  - ① 経営の暴走を抑止し、会計不祥事を防止するためには、会計監査人と監査役等との連携は不可欠である。
  - ② 現行会社法上は、監査役会に会計監査人の選任議案及び監査報酬の同意権が付与されているが、経営から法的に独立した監査役がその主体性を発揮し、会計監査人と一体となって会計不祥事を防止するためには、実務上、同意権と決定権では差があることから、同意権ではなく決定権とする意義は大きい。
  - ③ 監査役及び会計監査人の監査の方法は、リスク・アプローチにより行われている。在来の会計帳簿と伝票等の突合等を主にしたボトムアップ型監査（実証的手続）からリスク認識に基づくシステム型の監査（統制リスクの評価）に監査業務が変わりつつある。この意味で、監査計画の妥当性に対する判断は、経理部門より監査上のリスクを常に把握し監査を行っている監査役が適していると考えられる。
  - ④ 社内監査役のうち1名以上は会計に関する知見を有するものの選任が必要であることはいうまでもないが、場合によっては、社外監査役に同様の知見を求めることも考えられる。また、必要な情報が収集しうるようなスタッフの充実等の環境を整備する必要がある。



- ⑤ 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定を監査役会が持つことにより、監査役の権限が強化されることにより、監査にはより責任をとる監査が求められる。
- (2) (1)に対しては、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定は、現状通りとする意見や、本問題の解決のためには、監査役設置会社が委員会設置会社に移行するほかないのではないかとの意見もあった。

以 上

## 参考資料7 阿部委員の意見

(平成 21 年 2 月 26 日第 11 回懇談会提出資料)

### 日本監査役協会有識者懇談会に対する意見 —いわゆる「インセンティブのねじれ」に関して—

2009 年 2 月 20 日

(社)日本経済団体連合会

経済第二本部長 阿部泰久

1. 監査役・監査役会制度は、業務の執行と監督を峻別する日本独自の優れた企業統治の仕組みである。
2. 監査役・監査役会制度は、法的にも、昭和 49 年以來の累次の商法改正によって、その権能と独立性が拡充・強化され、現行会社法に引き継がれている。  
仮に現状において、監査役・監査役会制度が十分に機能していない場合があるとすれば、その原因は法制度の欠陥にあるのではなく、それぞれの会社における対応の問題であり、監査役・監査役会の自らの不断の努力、および代表取締役をはじめとする執行部の監査役・監査役会への尊重・協力によって解決されるべき問題であり、経団連としてもその環境整備に向けて真摯に取り組んでいきたい。
3. いわゆる「インセンティブのねじれ」問題についても、会社法は、取締役が会計監査人の選任議案を株主総会に提出するに際し、監査役・監査役会の同意を必要とし、また、監査役が取締役に対し会計監査人の選任に関する議案の提出を請求することを認めている（会社法第 344 条）。  
会計監査人の報酬等の決定についても、監査役・監査役会の同意を必要としている（会社法第 399 条）。  
これらの「同意権」が、充分に行使されていないとするならば、まず、監査役・監査役会の職務に対する怠慢を責めるべきである。
4. 現状において、会計監査人の選任議案は、会社における計算書類、財務諸表、内部統制報告書等の作成、それらの監査の過程について十分認識したうえで、会社の規模や監査の複雑さに応じて適切な監査法人を選定し、その監査法人と監査報酬や監査スケジュール等に関する折衝を経て、初めて決定することができ、これは極めて業務の執行に属することがらである。会計監査人の選任議案ならびに報酬等の決定について、監査役・監査役会が「同意権」ではなく「決

定権」を有するべきとする主張は、企業の実務を無視するのみならず、業務の執行と監督の区分を曖昧にし、監査役・監査役会の業務執行からの独立性をも無にするものである。

5. わが国において、会社機関の選択肢として、取締役会が業務執行の監督を行い、業務執行は執行役に委ねる委員会設置会社が存在し、委員会設置会社においては、社外取締役を過半数とする監査委員会が会計監査人の選任の総会議案を決定する仕組みとなっている。報酬については、監査委員会は同意権を有する。

一方、監査役会設置会社では、会計監査人の選任議案および報酬に関し、業務執行から完全に独立した監査役・監査役会が「同意権」という強力な権能を有していることは、監査委員といえども会社の意思決定に関与する取締役が判断を行なう委員会設置会社の仕組みより、むしろ機能的には優れている面もあると考える。

「外部監査人（会計監査人）の選任は非業務執行役員により行われるのがグローバルスタンダードであり、わが国においては監査役・監査役会により行なわれるべき」との主張は、業務執行から完全に独立しているという監査役制度の優れた面を損ない、「委員会設置会社と監査役会設置会社を等価のものとして並列し、その選択を各企業に委ねている」という会社法のそもそもの趣旨を没却するものである。

6. 監査役役割は、取締役による職務の執行を監査することであり、公開会社や会社法上の「大会社」であれば、業務監査と会計監査とが含まれている。

ここで、業務監査とは、単に取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査する「適法性監査」にとどまらず、法律的に監査役と会社との関係は「委任」であり、監査役は職務の遂行に際しては会社に対して「善管注意義務」を負っていることから、取締役の経営判断にかかわる事項についても、善管注意義務違反がないかどうかを監査することになるはずであり、不当な経営判断や業務執行の有無に係る事実上の「妥当性監査」まで含まれている。

また、違法な業務執行を未然に防止する見地から、それぞれの監査役は、取締役会に報告し、または取締役会において意見を述べる義務を有しており、「妥当性監査」に踏み込むことに何らの制限はない。

そうであれば、会社防衛策や第三者割当増資等についても、現行制度の枠内での監査役・監査役会の権能を行使することで十分に対応でき、ことさら監査役・監査役会の関与について改めて制度論をもって議論を行なう必要はないものとする。

以 上

## 参考資料 8

(平成 20 年 12 月 24 日第 9 回懇談会配布資料)

### 公認会計士等の独立性の強化等 (公認会計士法等の主な改正)

#### 1. 平成 15 年改正

- (1) 非監査証明業務（コンサルティング業務）と監査証明業務の同時提供の禁止  
→上場企業等に対して、監査人が監査証明業務とコンサルティングなど一定の非監査証明業務を同時提供することの禁止
- (2) 継続的監査の制限（ローテーション）  
→公認会計士及び監査法人の監査を執行する社員が、同一の上場企業等を一定期間以上継続的に監査することを制限する関与社員等の交替制の導入
- (3) 関与社員の再就職先に対する監査証明業務の制限及び関与社員の関与先への就職の制限（クーリング・オフ）  
→関与社員が監査法人を退職し、関与先の幹部に就任した場合、出身母体である監査法人が当該関与先に対して監査証明業務を行うことを禁止  
→公認会計士及び監査法人の関与社員が監査証明業務を行った場合に、その翌会計期間の終了の日までの間は、当該公認会計士が被監査会社の役員又はこれに準ずるものに就任することを禁止
- (4) 公認会計士・監査審査会の設置（→18 年 6 月 30 日 4 大監査法人に対して業務改善指示をするよう金融庁に勧告）  
→公認会計士・監査審査会による公認会計士協会の品質管理レビューのモニタリングの制度導入

#### 2. 平成 18 年 監査の品質管理基準の策定

- (1) 監査契約時の独立性の確認
- (2) 能力・経験・独立性・監査時間の確保等を勘案した監査実施者の選任
- (3) 知識、経験、能力、独立性等を勘案した審査担当者の選任
- (4) 品質管理体制に関する日常的監視

等、監査事務所が備えるべき品質管理の体制を整備

### 3. 平成19年改正

#### (1) 監査人の独立性に関する規定の整備

→公認会計士や監査法人は「独立した立場において業務を行わなければならない」旨職責規定において明確化

#### (2) 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

→監査証明業務に関与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずおの親会社又は連結子会社等の役員等に就任することを禁止

#### (3) いわゆるローテーション・ルールの整備

→大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化  
→新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間を短縮

#### (4) 不正・違法行為発見時の対応

→監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだ上でもなお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は当局へ申出

## IV. 株主と経営執行との利害調整

### 1. 大規模第三者割当増資について

#### (1) 問題の所在

近年、増資に占める第三者割当増資の割合が高まっているところ、第三者割当増資については、議決権が希釈化するばかりでなく、調達する資本について使途目的や事業戦略上の裏づけがなければ、株式数の増加により一株当たりの利益が希釈化し株式価値に影響を与えることになるし、また株式に転換するスピードと利益回収のタイミングが大きく均衡を逸することになれば、結果として既存株主の利益を著しく損なうこととなる。そのため、増資目的の開示を厳格化することに加えて、発行体における経営監督機能の向上を促す観点から、当該増資について、経営・執行から独立した機関として株主から選任され会社に対して法的責任を負っている監査役会（又は監査委員会）が、合理性あり（又はなし）と判断した理由・意見等を取引所に提出することを義務化することや、さらに、当該監査役会の判断理由・意見等を取引所の適時開示事項又は総会における監査役監査報告の記載事項とするなど、ディスクロージャーを求めることも考えられるのではないかとの提言がなされている。

業務執行者側としては当該行為が会社利益ひいては株主共同の利益に資する行為であると真摯に認識していても、当該行為が抱えている構造的な利益相反の性格から、当該行為の正当性をきちんと株主に対して説明しないことには、一般株主の認識との間で齟齬が生じる。そしてこうした認識の齟齬は当該上場会社における企業経営においても決してプラスにはならない。

このように業務執行者側と株主との構造的な利益相反が懸念される事項については、業務執行に関与しない株主総会で選任された会社役員（非業務執行会社役員）が関与して相応の役割を果たすことが対応策の一つとして考えられる。現行会社法において、非業務執行会社役員に該当するのは、監査役と社外取締役である。

そこで、当該行為を行う業務執行側が一般株主から信認を得るために、経営・執行から独立した機関として株主から選任され会社に対して法的責任を負っている非業務執行会社役員としての監査役が、相応の役割を果たすべきことが期

待されており、本懇談会においては、これにどう応えていくかこれらの実現方法について、実務上及び法律上の諸論点から真剣かつ真摯に考察を試みたところである。

## (2) 現行法制の枠組み

現状、わが国における第三者割当増資手続に関する会社法における主な規制は次のようになっている。

- ① 募集事項につき、法が定める権限ある機関の決定を経ること（会社法 199 条 2 項・4 項、201 条 1 項、202 条 3 項、204 条 2 項、322 条 1 項 4 号）  
通常、取締役会の決議で足りる。実務上しばしば問題になるのは、有利発行を行う場合には株主総会の特別決議による承認が必要であるという規制である。
- ② 募集事項が均等であること（会社法 199 条 5 項）
- ③ 定款所定の発行可能株式総数（授權資本枠。会社法 37 条、113 条）を超過していないこと
- ④ 定款に定めのない種類の株式（会社法 108 条 1 項・2 項）の発行でないこと
- ⑤ 取締役会として、新株発行を決めた過程などにおいて、善良な管理者の注意をもって、判断がなされていること（会社法 330 条、民法 644 条、会社法 355 条）
- ⑥ 著しく不公正な方法でないこと（会社法 210 条 1 項 2 号参照）  
著しく不公正な方法とは、不当な目的を達成する手段として利用する場合をいう。そして、裁判例上、会社支配の帰属をめぐる争いがあるときに、取締役が議決権の過半数を維持・争奪する目的又は反対派の少数株主権を排斥する目的は、不当な目的に当たるとされている。

## (3) 実態と現状認識

東京証券取引所上場部の調査によると、会社法が施行された 2006 年 5 月 1 日以降、2008 年 3 月 31 日までに決議された新株、C B 及び新株予約権の発行

は、全体で 444 件であり、そのうちの 268 件、件数では全体の 60.4%、金額ベースでは全体の 40.9%が第三者割当増資であった。そして、増資前発行済株式数に占める発行株式数が 30%以上のものは 59 件で、件数では全体の 13.3%、金額ベースでは全体の 8.7%であった。また、増資前発行済み株式数に占める発行株式数が 20%以上のものは 96 件で、件数では全体の 21.6%、金額ベースでは全体の 12.7%であった（なお、オーバーアロットメントは含んでいない）。

### ①最近の第三者割当増資の傾向<sup>49</sup>

日本証券業協会の調査によると、下記のような傾向が見て取れる（なお、以下のデータには第三者割当増資には、オーバーアロットメント及び自己株処分の新規発行を含んでいる）。

#### （イ）発行数量の大型化

2005 年以降、発行済株式数に対する新株発行の割合が大きな第三者割当が増加している。発行済株式数の 50%を上回る発行数量の第三者割当増資が 2006 年には 45 件、2007 年には 52 件、2008 年には 7 月 2 日時点で 27 件と増加傾向にある。

#### （ロ）割当先の変化

従来からファンドへの割当は多かったものの、ここ数年では海外ファンドへの割当が増加傾向にある。

#### （ハ）新興市場銘柄の第三者割当の増加

最近、新興市場上場銘柄の会社が第三者割当増資を行うケースが増加傾向にある。

第三者割当増資件数に占める新興市場銘柄の発行会社の比率は、2006 年は 49.5%であり、2007 年は 59.6%、2008 年は 7 月 2 日時点で 63.3%と増加傾向にある。

#### （ニ）新株式と新株予約権の同時発行が増加

さらに、最近、第三者割当増資と同時に新株予約権証券を発行する件数が増加している。2006 年には 16 件、2007 年には 19 件、2008 年には 7

---

<sup>49</sup> 日本証券業協会提出資料（82 頁）参照。



月 2 日時点で 10 件を超えている状況にある。

## ②不適切だと指摘される第三者割当増資の類型<sup>50</sup>

### (イ) 大量の新株発行

発行済株式数の 50%を超える新株式の発行が行われる場合、株主利益の希薄化が進み、株価が下落するケースが多い。

当該ファイナンスを行う発行会社の多くは、財務基盤が脆弱であり、短期的に債務超過を解消するような目的と見受けられるが、借入金の返済等による金利軽減策や短期的な債務超過回避策にしかならず、抜本的なリストラに結び付かないため、株価が回復できないケースが多い。

### (ロ) 有利発行的な新株発行

有利発行の株主総会決議を行っていないのに、発行価格が直近の時価の 10%を大きく下回るケースが見受けられる。

値付率が良く、直近の株価が上昇・下降していないにもかかわらず、3ヶ月を超える期間の平均価格から 10%以上ディスカウントしているケースもある。

このようなケースは直近の株価と新株式の発行価格を比較すると、10%以上のディスカウントとなっており、本来は株主総会で有利発行決議をするべきではないかとの指摘もある<sup>51</sup>。

### (ハ) 不透明な割当先

第三者割当増資の割当先は開示されるものの、割当先が海外ファンドなどの場合は発行会社との関係が曖昧で、株主や投資家が適切な割当先であるかどうかの判断を行えないようなケース<sup>52</sup>が見受けられる。そのため、

---

<sup>50</sup> 日本証券業協会提出資料（82 頁）参照。

<sup>51</sup> 日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」（平成 18 年 5 月 1 日）では、値付率の悪いケースにおいて一定期間の株価平均を基準とすることを提言しているが、このようなケースは想定していない。

<sup>52</sup> 株式会社オートバックスセブンは、2007 年 10 月 26 日に転換社債型新株予約権付社債の発行決議をし、同年 11 月 13 日に払込完了に関する開示を行ったが、翌 14 日には払込がなされなかった結果同社債の発行を中止する旨の開示を行った。同社債の引受先について、同社は、M&A 戦略推進のため提携していた投資ファンドの特別目的会社であったと説明している（(株) オートバックスセブン

より一層の割当先の開示の強化が必要ではないかとの指摘がある。

また、このような割当先の中には、長期保有を確約しているケースは少なく、中には短期に他の第三者へ新株式又は新株予約権証券を売却するようなケース<sup>53</sup>も見受けられる。

#### (二) 株式併合と組み合わせた大規模第三者割当増資

株式併合を実施しその直後に第三者割当増資を実施するケースがある<sup>54</sup>。このようなケースは、授權資本枠の4倍を超えて大幅な株主利益の希薄化を行うことに加え、少数株主の多くを一株未満の株主として議決権などの権利を剥奪することになる。株主の権利の不当な制限となるおそれがある。

#### (ホ) 複数回のファイナンスの実施

新株式と新株予約権の同時発行が散見されるほか、同一年のうちに何度も第三者割当増資を実施するケースも見受けられ、このような発行会社の中には、直接的な因果関係は明確ではないが、その後上場廃止になるようなものも見受けられる。このような安易な第三者割当増資は、排除すべきではないかとの指摘がなされている。

#### (へ) 総会直後の増資

増資の直前に株主総会があったにもかかわらず、株主に全く諮らず、総会直後に増資を公表したというケースがあり、かかる株式の発行プロセスは不適正ではないかという指摘があった<sup>55</sup>。

---

「東京証券取引所及び大阪証券取引所への「改善報告書」の再提出について」(2007年12月12日)参照)。

<sup>53</sup> 本懇談会の議論の過程で、ファンドを解散して売却するケースが散見されるという指摘があった(第4回懇談会議事録平田氏発言)。

<sup>54</sup> 株式会社モックは、(1)発行済株式数の約30倍に相当する極めて大量の新株予約権の発行を可能とすることを目的として、既に発行されている株式について10株を1株とする株式併合を行うこと、及び、(2)この株式併合後、権利行使された場合に既存株主の株主持分が著しく希釈化される大量の新株予約権の第三者割当による発行を特に有利な条件でもって行うことにつき、同社取締役会で決議し、開示した。東証は流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認め、公表措置を実施した(東証からのニュース(2007年9月7日)「公表措置の実施—(株)モック—」)。

<sup>55</sup> 総会直後に公募増資がなされたケースがある。仮に総会直後に第三者割当増資が実施されることになれば、同様の指摘があてはまる。

#### **(4) 大規模第三者割当増資の問題に対する対応**

(1) で述べた大規模第三者割当増資の問題に対する対応としては、①必要な法改正等を経て株主総会決議による承認を要求する対応<sup>56</sup>、②非業務執行会社役員である監査役が相応の役割を果たし、監査役会としての判断理由・意見等を取引所の適時開示事項とするなどディスクローズすることによる対応などが考えられる旨の意見が出された。

本懇談会では、業務執行者側と株主との構造的な利益相反が懸念される事項について、後者②の非業務執行会社役員としての監査役が相応の役割を果たす仕組みに焦点を当て、大規模第三者割当増資の現在の問題を解消するための一つの方法を提示すべく議論がなされた。

#### **(5) 大規模第三者割当増資の際の監査役の役割のあり方に関する主な議論の内容**

##### **① 対内的な意見陳述**

監査役が社内で業務執行の内容の妥当性に踏み込んで意見を述べることに關しては、何ら法的な制約が存在しているわけではない<sup>57</sup>。よって、大規模第三者割当増資についても、監査役は積極的に意見を述べて社内の議論を活性化すべきとの考え方が示された。

##### **② 対外的な意見開示**

監査役が、現行の会社法において、対外的な意見陳述をしなければならない場合は、以下の通りである。

(イ) 監査役は、取締役の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときは、その事実について監査報告を行う（会社法 381 条 1 項）。

(ロ) 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査し

---

<sup>56</sup> 諸外国の法制度を見ると、大規模第三者割当増資を行う際には、株主の承認を求める制度を採用することを原則として求めている国もある。大杉謙一教授作成資料（第 2 回運営小委員会）4 頁参照。

<sup>57</sup> 江頭憲治郎「株式会社法第 2 版」（有斐閣、2008 年）479 頁参照。

なければならず、法令・定款に違反すると認めるとき、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 384 条）。

### ③当該増資が適法であることに関する対外的な意見開示

まず、監査役としては、当該第三者割当増資が、適法になされていることについて監査を行い、必要により対外的に意見を述べる職責を有しているという意見が多数であった。

適法性に関する意見としては、例えば、有利発行に該当し、本来株主総会の特別決議を経る必要があるにもかかわらず、取締役が取締役会の決議限りで第三者割当増資を行おうとする場合には、法令に違反する重大な事実があるものとして、監査役は対外的に監査報告を行う職責を有していることになる。

また当該増資が、取締役としての善管注意義務に則って行われているのか、特に経営判断の原則に則って行われているのかどうかについても、監査役として監査意見を述べる職責があるとの考え方が示された。

### ④当該増資が著しく不当でないことに関する対外的な意見開示

会社法 384 条が規定する「著しく不当」か否かに関する監査役の意見は、株主総会に付議される事項に限られている。株主総会に付議されない大規模第三者割当増資について「著しく不当」か否かの意見を監査役が対外的に述べることの是非については、必ずしも明確にはならなかった。

現行法上は、監査役は、資金調達の実現性や調達手段の選択の適正性など、業務執行の内容の妥当性にわたる事項について対外的な意見を述べる権限又は義務はないとする見解が多数である。また制度論としても、これらの非常に政策性の高い問題について、監査役が妥当性の判断をすることは、取締役会との間で「会社の政策決定の二元化」をもたらすという懸念があるとの指摘があった。さらには、監査役といえども、会社の企業秘密に属する取締役会における議論の状況等について、他の取締役と同様、一定の守秘義務を負う会社役員であり、取締役の職務執行に関する欠点等をことさらに開示することで取締役の

業務執行を阻害しひいては会社に損害を与えるような結果となることは許されないとの指摘もあった。

他方で、③で述べた経営判断の原則に則った増資判断がなされているのかどうかには当たっては、当該判断が著しく不当ではないことについても監査役は監査を行うこととなる。また、「著しく不公正な方法」（会社法 210 条 1 項 2 号参照）による新株発行は株主にとって差止事由となるものであり、監査役として「著しく不公正な方法」に該当しないことについて意見を述べることは、株主による差止等の判断に資する、という指摘があった。

さらには、買収防衛策について、現行会社法では、取締役会が買収防衛策が「会社役員の地位の維持を目的するものではないこと」について事業報告を行い（会社法施行規則 127 条 3 号ハ）、これに対して監査役として監査意見を述べる（会社法施行規則 129 条 1 項 6 号）こととされているところ、大規模第三者割当増資についても、支配権の異動を伴うものなど買収防衛策と同レベルに利益相反的色彩が懸念されるものについては、取締役会が述べるべき意見と共に、監査役としても非業務執行会社役員として利益相反の懸念がないという観点から意見を述べていくべきではないか、という指摘があった。

## ⑤ 監査役意見書の開示

監査役による意見の開示方法については、不適切な大規模第三者割当増資があった場合に適時に株主による差止等の是正措置が喚起できるように、一定の規模の第三者割当増資については、監査役が、期末の監査報告や株主総会における報告のタイミングに限らず、適時に監査役として意見（監査役意見書）を作成し開示すべきではないか、という点について議論を行った。

まず、監査役の適時の意見開示が有用であるという点について、指摘された主な意見は次のとおりである。

- (イ) 監査役役割は、株主の意見形成への協力であるから、第三者割当増資に際し、その賛否及び理由を開示させる慣行を作ることは一つの有力な考え方である。
- (ロ) 監査役意見書の制度を充実させることで、監査役が増資を取締役会で審

議する段階から積極的に関与するというプラクティスを後押しする効果も期待できる。

監査役意見書は監査役会名で出すのか、独任制を踏まえて監査役個人名で出すのかについて、海外の投資家の目線から評価されるためにも、社外監査役も加わって形成された意見を出すことが重要ではないかという意見があった。他方、常に社外監査役も含めて監査役会の開催が必要となると資金調達のタイミングを逸する懸念がある、という指摘もあった。

監査役意見書の開示方法については、市場に向けて開示するか取引所への提出に止めるかも議論となった。監査役に情報が適正に伝達される契機となるという観点からは、監査役意見を会社経由で取引所に提出するにとどめるだけでも相応の効果を発揮するかもしれないという指摘があった。他方で、株主が差止権限を適正に行行使するための情報提供という観点からは、市場に向けて開示することが良いのではないかという意見も出された。

監査役意見を対外的に公表する方法としては、取引所の適時開示規則において、調達する資金の使途、発行条件の合理性等の開示<sup>58</sup>に加えて、監査役の見解の付記を上場会社側に求めるなど、取引所における情報開示の枠組みの中で対応することが考えられるとの意見が出された。

さらに、本懇談会の議論の過程で、現行法上も一定の場合には法令・定款違反を超えて監査役が意見を開示すべきとされていることを重く受け止め、監査役にはかかる判断能力を有する人材をあてるべきであり、また監査役がかかる判断を行うために情報提供体制など監査役監査環境を整備していく必要がある、という指摘があった。

## ⑥監査役意見書の対象となる大規模第三者割当増資の範囲

監査役意見書の対象とすべき大規模第三者割当増資の規模については、株主・市場のニーズの観点から検討すべきであるという指摘があり、(増資後の株式数基準で) 20%、1/3、1/2といった意見が出された。また、各監査役に委ね

---

<sup>58</sup> 東証上会第1号平成19年6月25日「MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請について」

るべきであるという意見も出された。

#### ⑦ 監査役に対する差止請求権の付与

会社法上、法令・定款違反や不公正な方法により新株発行がなされる場合、株主に差止請求権が認められているが（会社法210条）、個々の株主が差止請求権を行使することは、コストの問題等からしてあまり期待できないのであれば、監査役に株主の利益の擁護も期待し、監査役による取締役の違法行為差止請求（会社法385条）は、会社の利益が害されたときだけでなく、株主の利益を守るためにも行使できるよう法的措置を講じることは十分考えられるのではないかと、という指摘があった。

#### （6）今後の課題

（5）で述べたように、本懇談会では、一定の規模の第三者割当増資については、取引所の適時開示の際に監査役としての意見を付記する形で、監査役としての意見を市場に向けて開示するという方法が議論された。

そして、上場会社が一定の規模の第三者割当増資を行う際の適時開示として、一定事項に対する監査役意見が付記されるよう取引所内での検討が進むことを期待する。また、監査役が意見を述べるに当たっての個別具体的な監査のあり方や意見の内容等については、監査の実務現場における円滑な対応のため、その範囲を明らかにしていく必要がある。

もっとも、（5）で述べたように、監査役が対外的に意見開示を行うことができる事項については、会社内での意見陳述と異なり、現行の会社法上制約があることは否めない。そのため、大規模第三者割当増資の問題を解消するための役割を監査役に期待するためには、（5）⑦で述べた監査役への差止請求権の付与の検討や、買収防衛策と同レベルに利益相反的色彩が懸念される大規模第三者割当増資については買収防衛策と同様に監査意見の対象とするなどの制度的手当も併せて検討する必要がある。

## 2. 買収防衛策について

### (1) 問題の所在

会社との事前の折衝等がなかった買収者によって突如市場で大量買付行為が行われた場合、会社（取締役又は取締役会）としては、当該買収者が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等について意見を述べたり、条件交渉等の一定の対応を行うこととなる。

所有と経営が（一定程度）分離している上場企業においては、買収提案があった場合に、業務執行者側は、企業価値ひいては株主共同の利益よりも、自らの役員の地位を維持する利益を優先させて、取締役会限りで発行可能な新株予約権を利用して、買収者を排斥するおそれがある。そのため、かかる利益相反の懸念を最小化するため、業務執行者側から独立した立場にある者が公正な判断を下すことは必須となる。

このように会社との事前の折衝等がなかった買収者から買収提案がなされる場合も、業務執行者側と株主との構造的な利益相反が懸念される事項の一つであり、経営・執行から独立した機関として株主から選任され会社に対して法的責任を負っている非業務執行会社役員である監査役で構成される監査役会が、相応の役割を果たすべきことが期待されており、これにどう応えていくかが論点となる。

### (2) 特別委員会に関する論点

また、買収防衛策における取締役会の任意の諮問機関として、社外役員や外部有識者等で構成される特別委員会を設置するケースが増えている。

取締役会の任意の諮問機関とはいえ、株主の負託を受けておらず、したがって会社に対する善管注意義務を一切負っていない外部有識者に会社の重要な意思決定を実質的に委ねることについては、取締役会の本来機能である会社の重要な意思決定機能と取締役の職務執行の監督機能の空洞化をもたらすという見方もできる。むしろ、株主の負託を受け会社に対する法的責任を負い、半数以上を社外監査役が占めるものとされている、監査役会にその任務を担わせるほうが、法が予定した会社機関間の役割分担から言えば、むしろ自然ではないか



との提言がなされている。

本懇談会においては、これらの実現方法について、実務上及び法律上の諸論点から真剣かつ真摯に考察を試みたところである。

### (3) 現行制度の枠組み

日本において導入されている「事前警告型」などの買収防衛策<sup>59</sup>は、米国におけるライツ・プランと同様、被買収者が予め新株予約権を株主に交付しておき、株主共同の利益を損なう買収が行われた場合に、買収者以外の株主に対して大量の株式を発行することにより、買収者の持株比率を大幅に低下させる仕組みである。しかし、その目的は、実際に発動することによって買収を最終的に止めることではなく、買収を一時的に停止させ、買収者に被買収者との対話を促す圧力を作り出すことにある。具体的には、防衛策の発動によって買収者が不利益を受けるという構造があると、買収者は、このような不利益を回避するため、買収を開始する前に一旦立ち止まり、新株予約権の消却に向けて、被買収者の取締役会や株主と交渉を行うことが必要となる。その結果、株主が買収の是非を適切に判断するに当たっての必要な時間や情報を確保し、あるいは、買収条件の改善・向上のために、被買収者の取締役会が買収者と交渉を行うことが可能となる。

買収防衛策の導入から発動に至るまでには、①買収防衛策の導入、②買収者が出現し取締役会が買収提案を検討する、③取締役会あるいは株主総会において当該買収者に対する買収防衛策の発動の是非が問われる、④買収防衛策発動の差止めを求めて買収者が裁判所に提訴するといった事象が生じ得る。

こうした点について、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日・企業価値研究会）においては、「買収防衛策は、株主の合理的意思に依拠すべきである」（株主意思の原則）としており、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日・企業価値研究会）においても、「買収の是非に関する判断

---

<sup>59</sup> 条件決議型や（導入数は少ないが）信託型買収防衛策も含まれる。要はライツ・プラン的機能が企図された買収防衛策である。

は、最終的には株主が行うべきである」としている。

したがって、実務上は、上記①の際に、（イ）買収防衛策そのものにつき株主総会決議による承認を得る、（ロ）買収防衛策を事業報告に記載し、株主総会で報告するといった方法がとられる。また、②③の段階において、取締役会が、任意に設置した社外役員、外部有識者等で構成される特別委員会に諮問することがあり得る。

一方、会社法においては、会社が買収防衛策に関する基本方針を定めている場合には、当該基本方針等を事業報告に記載することが義務付けられており（会社法施行規則 127 条）、また、事業報告において当該記載がある場合には、監査役は、その監査報告において、当該記載された事項について意見を述べることが義務付けられている（会社法施行規則 129 条 1 項 6 号、130 条 2 項 2 号）。

#### **（４）買収防衛における監査役の役割のあり方に関する主な議論の内容**

##### **①買収防衛において監査役が関与する場面**

前述のとおり、買収防衛策の導入の際には、事業報告において、その買収防衛策が（イ）株主共同の利益を損なうものではないこと、（ロ）会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて記載しなければならない（会社法施行規則 127 条）、一方監査役には、当該記載された事項について、監査報告において意見を述べなければならない（会社法 436 条 2 項・会社法施行規則 129 条）。

また、買収防衛策の導入から発動のプロセスにおいて、株主意思の確認がなされるところ、会社法上、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない、（イ）法令・定款に違反すると認めるとき、（ロ）著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社法 384 条）<sup>60</sup>。

さらに、取締役会が買収提案を検討することは、取締役の職務執行に該当することから、監査役は、当該取締役の職務執行を監査し、当該監査結果につい

---

<sup>60</sup> 会社法 384 条による監査役の調査結果があるときは、その結果の概要が株主総会参考書類に記載される（会社法施行規則 73 条 1 項 2 号）。

て会社法施行規則 105 条に定めるところに従い、監査報告を行わなければならない（会社法 381 条 1 項）。

以上のとおり、買収防衛策を巡っては、現行法においても、監査役による監査義務が規定されているところであり、非業務執行会社役員としての監査役が相応の役割を果たすことによって、業務執行者側と株主との構造的な利益相反の懸念を解消することが重要である。したがって、監査役には、現行法のもとで要請される監査責任を的確に履行することが、まず求められる。

## ②買収防衛策の運用場面における監査役の監査

本懇談会においては、導入された買収防衛策の実際の「運用」場面における監査役の役割を中心に議論がなされた。導入された買収防衛策の実際の「運用」時点においても、会社法施行規則127条及び129条の規定する事項について、監査役が監査権限を行使することは否定されていない。すなわち、監査役は、買収防衛策の発動の是非が問題となった時点での直近の定時総会又は臨時株主総会において、買収防衛策の運用に係る取締役の職務執行が（イ）株主共同の利益を損なうものではないこと、及び（ロ）会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて意見を述べる事が求められることについては、異論はなかった。

また、買収防衛策の運用が（イ）株主共同の利益を損なうものではないか否か、及び（ロ）会社役員の地位の維持を目的とするものではないか否かは、買収防衛策の目的や内容、実際に生じた買収行為の性質によって異なり得るものであり、事案ごとの個別性が強いため、その監査が実効的に行われるための前提として、取締役会が各会社の個別事情を踏まえた具体的説明をすることが求められる、という指摘があった。

一方、買収防衛策の運用の際には、株主意思を尊重することを原則とするとしても、買収者からの役員選解任議案提出に対抗して会社側が株主総会に役員選任議案を提出する場面、又は株主総会に新株予約権発行議案を提出する場面など様々なケースが考えられ、監査役の意見の述べ方も場面ごとに異なり得ることとなる。例えば、役員選解任議案の可否を問う形で買収の是非が争われ

る場合、監査役が「いずれかの経営者が適切である」という意見を対外的に述べることは、その職責に照らしても現実には難しいのではないかとの意見があった。なお、具体的な監査事項については、今後の検討課題であるが、取締役の経営判断のうち、そのプロセス面が主たる監査対象となるということについては、特段の異論はなかった。

さらに、株主総会に買収防衛策の発動の是非に関する議案が提出され、かつそれについて監査役が適法意見を提出し、当該議案が承認された場合には、後に当該新株予約権の発行差止めが請求されたときの司法審査において<sup>61</sup>（どれほどの多数で可決されたかという問題もあるが）、相当に強い効果があるのではないか、という指摘があった。

### ③特別委員会について

特別委員会との関係については、監査役が特別委員会との関係でどのような役割を果たすのかを問う以前に、より監査役の職務に直接的な問題として、買収防衛において監査役が本質的に果たすべき役割とは何かをまず問うべきであり、その意味で現行法のもとでも果たせる役割と責任は大きいとの指摘が多数示された。

他方で、監査役と社外取締役は、非業務執行会社役員として、買収防衛策における構造的な利益相反の懸念の解消に向けて協力して努めるべきであり、その観点から、監査役と社外取締役とで特別委員会が構成され、利益相反の懸念の解消のために一定の役割を果たすことは、一つの方法として有効なのではないか、との意見も出された。

## (5) 今後の課題

以上のように、本懇談会では、買収防衛策について、毎定時総会及び有事の臨時株主総会において、かつその導入及び運用の両面において、①株主共同の

---

<sup>61</sup> ブルドックソース事件最高裁決定は「株主総会の手続が適正を欠くものであったとか、判断の前提とされた事実が実際には存在しなかったり、虚偽であったなど、判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵」があったかどうかについて司法審査を行うと判示している。

利益を損なうものではないこと、及び②会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて、監査役は意見を述べることが求められるという議論がなされた。

そして、上場会社が買収防衛策を導入・運用する際の適時開示として、一定事項に対する監査役意見が付記されるよう取引所内での検討が進むことを期待する。

また、監査役が買収防衛策に関する取締役及び取締役会の職務遂行の各場面で監査意見を述べるに当たっての個別具体的な監査のあり方や意見の内容等について、監査の実務現場における円滑な対応のため、その範囲を明らかにしていく必要がある。

## (参考資料) 第三者割当増資の実態について

## 参考資料1 飛山委員、河野委員の報告

(平成20年7月2日第4回懇談会提出資料)

新株発行等の状況2006.5.1-2008.3.31決議分

合計(株式+CB+予約権)	比率(発行株式数/増資前発行済み株式数)	件数		金額	
公募	10%未満	120	27.0%	2,440,913,358,057	45.1%
	10%以上20%未満	44	9.9%	447,562,981,000	8.3%
	20%以上30%未満	9	2.0%	19,690,000,000	0.4%
	30%以上	2	0.5%	277,630,000,000	5.1%
中計		175	39.4%	3,185,796,339,057	58.9%
第三者割当	10%未満	105	23.6%	1,104,777,160,531	20.4%
	(うち総会開催)	1	0.2%	2,330,803,170	0.0%
	10%以上20%未満	67	15.1%	413,454,166,986	7.6%
	(うち総会開催)	0	0.0%	0	0.0%
	20%以上30%未満	37	8.3%	226,963,636,463	4.2%
	(うち総会開催)	1	0.2%	5,499,276,600	0.1%
	30%以上	59	13.3%	468,790,965,906	8.7%
(うち総会開催)	7	1.6%	29,621,110,622	0.5%	
中計		268	60.4%	2,213,985,929,886	40.9%
株主割当		1	0.2%	8,086,286,300	0.1%
合計		444	100.0%	5,407,868,555,243	100.0%

(種類別内訳)

株式	比率(発行株式数/増資前発行済み株式数)	件数		金額	
公募(OAに伴う第三者割当を含む)	10%未満	97	37.7%	806,843,358,057	35.0%
	10%以上20%未満	26	10.1%	249,392,981,000	10.8%
	20%以上30%未満	1	0.4%	9,690,000,000	0.4%
	30%以上	2	0.8%	277,630,000,000	12.1%
中計		126	49.0%	1,343,556,339,057	58.3%
第三者割当	10%未満	36	14.0%	176,312,789,469	7.7%
	(うち総会開催)	0	0.0%	0	0.0%
	10%以上20%未満	32	12.5%	180,298,492,598	7.8%
	(うち総会開催)	0	0.0%	0	0.0%
	20%以上30%未満	21	8.2%	175,501,735,637	7.6%
	(うち総会開催)	0	0.0%	0	0.0%
	30%以上	41	16.0%	419,899,751,868	18.2%
(うち総会開催)	4	1.6%	13,940,219,784	0.6%	
中計		130	50.6%	952,012,769,572	41.3%
株主割当		1	0.4%	8,086,286,300	0.4%
合計		257	100.0%	2,303,655,394,929	100.0%

CB	比率(発行株式数/増資前発行済み株式数)	件数		金額	
公募(海外募集含む)	10%未満	23	22.1%	1,634,070,000,000	57.3%
	10%以上20%未満	18	17.3%	198,170,000,000	7.0%
	20%以上30%未満	8	7.7%	10,000,000,000	0.4%
	30%以上	0	0.0%	0	0.0%
中計		49	47.1%	1,842,240,000,000	64.6%
第三者割当	10%未満	23	22.1%	893,953,120,000	31.4%
	10%以上20%未満	18	17.3%	68,900,000,000	2.4%
	20%以上30%未満	8	7.7%	35,740,000,000	1.3%
	30%以上	6	5.8%	9,900,000,000	0.3%
中計		55	52.9%	1,008,493,120,000	35.4%
合計		104	100.0%	2,850,733,120,000	100.0%

新株予約権(SO除く)	比率(発行株式数/増資前発行済み株式数)	件数		金額	
第三者割当	10%未満	46	55.4%	34,511,251,062	12.5%
	(うち総会開催)	1	1.2%	2,330,803,170	0.8%
	10%以上20%未満	17	20.5%	164,255,674,388	59.3%
	(うち総会開催)	0	0.0%	0	0.0%
	20%以上30%未満	8	9.6%	15,721,900,826	5.7%
	(うち総会開催)	1	1.2%	5,499,276,600	2.0%
	30%以上	12	14.5%	38,991,214,038	14.1%
(うち総会開催)	3	3.6%	15,680,890,838	5.7%	
合計		83	100.0%	276,991,010,922	100.0%

参考資料2 日本証券業協会 常務執行役・自主規制本部長 平田公一氏の報告

(平成20年7月2日第4回懇談会提出資料)

最近の第三者割当増資等の状況について

平成20年7月2日

日本証券業協会

1. エクイティファイナンスの状況

最近のエクイティファイナンスの状況は以下のとおりである。

<発行件数>

(単位：件)

年	公募増資	CB	第三者割当増資	新株予約権証券
2000年	81	26	98	—
2001年	37	28	107	—
2002年	45	22	190	727
2003年	63	20	247	636
2004年	154	78	321	714
2005年	121	128	371	897
2006年	104	130	313	895
2007年	52	42	243	663
2008年～5月	9	10	92	189

(全国上場会社の国内エクイティファイナンス状況、日証協調べ)

<発行金額>

(単位：億円)

年	公募増資	CB	第三者割当増資	新株予約権証券
2000年	6,285	3,573	12,246	—
2001年	7,488	3,006	8,391	—
2002年	2,130	4,279	17,034	5,641
2003年	4,131	4,131	28,044	4,187
2004年	8,634	8,634	22,049	8,180
2005年	8,244	8,896	25,452	12,362
2006年	12,371	14,235	12,183	16,698
2007年	4,253	1,271	14,142	21,171
2008年～5月	432	3,084	6,426	7,669

(全国上場会社の国内エクイティファイナンス状況、日証協調べ)

(注) 上記の発行数量及び発行金額には、第三者割当増資には、オーバーアロットメント及び自己株処分の新株発行を含んでいる。

## 2. 最近の第三者割当増資（新株予約権証券の発行を含む）の傾向

### (1) 発行数量の大型化

2005年以降、発行済株式数に対する新株発行の割合が大きな第三者割当増資が増加している。2006年には発行済株式数の50%を上回る発行数量の第三者割当増資は、2006年には45件、2007年には52件、2008年は既に半年で27件と増加傾向にある。

### (2) 割当先の変化

従来からファンドへの割当てが多かったものの、ここ数年では海外のファンドへの割当てが増加傾向にある。

### (3) 新興市場銘柄の第三者割当増資の増加

最近の第三者割当増資の発行会社は、新興市場上場銘柄の発行会社が増加している傾向にある。

2006年は第三者割当増資件数に占める新興市場上場銘柄の発行会社の発行比率は49.5%であり、2007年は59.6%、2008年は63.3%と増加している。

### (4) 新株式と新株予約権の同時発行が増加

さらに、最近の第三者割当増資は、新株発行と新株予約権証券を同時に発行する件数が増加している。同時発行をした件数は、2006年には16件、2007年は19件、2008年は既に半として10件を超えている状況にある。

## 3. 不適切だと指摘される第三者割当増資の類型について

### (1) 大量な新株発行

発行済株式数の50%を超える新株式の発行が行われるケースが散見される中で株主利益の希薄化が進み、株価が下落するケースが多い。

当該ファイナンスを行う発行会社の多くは、財務基盤が脆弱であり、短期的に債務超過を回避するためのファイナンスが多く見受けられるが、借入金の返済等のケースの多くは金利軽減策や短期的な債務超過回避策にしかならず、抜本的なリストラに結び付かず株価が回復できないケースが多い。

### (2) 有利発行的な新株発行

発行価格が直近の時価の10%を大きく下回るケースが見受けられる。



有利発行の株主総会決議を行っているものは別として、値付率が良く、直近の株価の上昇下降していないにも関わらず、3ヶ月を越える期間の平均価格から10%以上ディスカウントしているケースもある。

このようなケースは直近の株価と新株式の発行価格を比較すると、10%以上のディスカウントとなっており、本来は株主総会で有利発行決議をするべきではないかとの声も聞かれる。

(注) 本協会の策定した「第三者割当増資の指針」(参考資料参照)では、値付率の悪いケースにおいて一定期間の株価平均を基準とすることを提言しているが、このようなケースは想定していない。

### (3) 不透明な割当先

第三者割当増資の割当先は開示されるものの、海外のファンドなどの場合は発行会社との関係が曖昧で、株主や投資家が適切な割当先であるかどうかの判断を行えないようなケースが見受けられる。そのため、より一層の割当先の開示の強化が必要ではないかとの声がある。

また、このような割当先の中には、長期保有を確約しているケースは少なく、中には短期に他の第三者へ新株式又は新株予約権証券を売却するようなケースも見受けられる。

### (4) 株式併合と組み合わせたファイナンス

第三者割当増資直後に株式併合を実施するケースがある。このようなケースは、大幅な株主利益の希薄化に加え、少額株主の多くを単元未満株主とし、権利を剥奪することになる。株主の権利の保護が重要であるとの指摘が多い。

### (5) 複数回のファイナンスの実施

新株式と新株予約権の同時発行が散見されるほか、同一年のうちに何度も第三者割当増資を実施するケースも見受けられ、このような発行会社の中には、直接的な因果関係は明確ではないが、その後上場廃止になるようなものも見受けられる。

このような安易な第三者割当増資は、排除すべきではないかとの声が聞かれる。

以 上

第三者割当増資等の取扱いに関する指針

〔平成18年5月1日  
日本証券業協会〕

会員は、上場銘柄、登録銘柄及び店頭管理銘柄並びに外国の発行会社が本邦において特定の第三者に割り当てる会社法第199条第1項に規定する募集株式の発行等（以下、「第三者割当増資等」とします。）を行う場合には、当該第三者割当増資等が次に定める内容に沿って行われるよう要請する。また、当該第三者割当増資等の概要及び具体的な資金の使途を確認するよう努めるものとする。

1. 払込金額は、当該第三者割当増資等に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。
2. 会社法に基づき株主総会における特別決議を経て発行される場合は、1.の限りではない。

## 【資料編】



## 資料 1 有識者懇談会の設置に関する関哲夫会長の提案資料

(平成 19 年 11 月 8 日日本監査役協会常任理事会提出資料)

平成 19 年 11 月 8 日

会長 関 哲夫

### 監査役制度に関する外部有識者懇談会（仮称）の設置（メモ）

#### 1. 問題意識

- ・ 監査役（監査委員）がコーポレート・ガバナンスの一翼としての役割を確実に果たしていくために、検討すべき論点を整理し、そのあり方の方向性を明らかにする。

#### 2. 検討項目

##### 【全般的レビュー】

- (1) 監査役制度と委員会制度とのガバナンスからみた現段階における評価と今後の課題整理
- (2) 会社法施行後、1年半を経過した状況を踏まえた今後の課題整理
- (3) 金融商品取引法における内部統制関連規定の施行を前にして、主として財務に関する内部統制システムの構築などの準備状況と今度の課題整理
- (4) 上記を踏まえ、監査役（監査委員）に期待される役割と現状の評価
  - ・ 上場大企業/上場中小企業/非上場企業

##### 【主たる具体的検討事項（例）】

- (1) 監査役の独立性／資格要件
  - ・ 社外取締役および社外監査役の独立性要件、資格要件
  - ・ 監査役（監査委員）における社外／社内、常勤／非常勤の役割と位置づけなど
- (2) 金融商品取引法上の監査役の位置付け
  - ・ 金融商品取引法上の監査役監査証明の必要性
  - ・ 会社法上の監査証明と公認会計士の行う内部統制監査証明との関係 等
- (3) 公認会計士との連携
- (4) 公認会計士の選任および報酬の提案権（現状は、同意権）
- (5) 監査役（監査委員）監査活動の開示
  - ・ 監査報告のあり方（記載項目、記載の仕方）
- (6) 妥当性監査の法的根拠とその限界
- (7) 企業集団（連結子会社・持株会社）における監査役監査のあり方
- (8) 株主代表訴訟提訴請求に対する監査役（監査委員）の具体的役割を中心とした論

点整理

(9) 監査役と弁護士（監査役と会社顧問弁護士の関係等）

### **3. 検討体制**

(1) メンバー：

- ・法曹界・学会・経済界・公認会計士・東証・監査役協会（OB）・関係官庁による有識者
- ・必要に応じて、ワーキンググループ

(2) 事務局：日本監査役協会

(3) スケジュール：

平成20年12月目処に、1～2回／月

以上

## 資料2 関哲夫会長の提言

(平成20年3月31日第1回懇談会提出資料)

平成20年3月31日  
(社)日本監査役協会会長  
関 哲夫

### 有識者懇談会発足にあたって

有識者懇談会発足にあたって、一言、ご挨拶申し上げます。

このたびは、座長の江頭先生をはじめ、皆様にお集まりいただき、誠に有り難く存じます。有識者懇談会の進め方等に関しましては、既に、御就任をお願いした際に説明させていただきましたが、このたび、第一回目の開催にあたって、日本監査役協会会長として私なりに考えている下記の内容について、別紙にまとめておりますので、御一読いただければ幸いです。

1. わが国コーポレート・ガバナンスを巡る動向
2. 具体的問題意識と検討の視点
3. 検討にあたってお願いしておきたいこと

なお、踏み込んだ帰結等を記載した箇所もございますが、本懇談会における議論の実質化・効率化を図る趣旨でございます、申し上げるまでもないことですが、皆様の自由な議論を制約する趣旨ではございません。先生方におかれましては、別紙に記載した論点も参考にさせていただきつつ、今後、約一年にわたって、有識者懇談会の場において、わが国のコーポレート・ガバナンスの整備に向けた具体的論点を摘出された上で、自由に議論を重ねていただき、将来に向けた有益な提言を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

以 上

## (別紙)

### 1. はじめに～わが国コーポレート・ガバナンスを巡る動向～

企業統治たるコーポレート・ガバナンスの重要性が増している。グローバル化の一層の進展に伴って、1999年に公表されたOECDのコーポレート・ガバナンス原則に注目が集まるなど、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方が世界レベルで共通化する傾向があり、特に企業統治の大前提となる会計基準や監査基準などの国際的コンバージェンスの機運がここに来て急速に高まっており、今後益々加速することは確実である。

わが国においても、監査役制度の強化等や委員会等設置会社制度等を導入した商法改正をはじめとして、定款自治を推進した会社法、財務報告に係る内部統制システムの制度を導入した金融商品取引法、さらには改正公認会計士法の制定など様々な改正が行われ、基本的な法的枠組みを整備することによって、企業統治に関する制度上の対応を図ってきた。

目下はこれを受けて、法的枠組みの整備を実効あらしめるための体制やシステムの具体的整備とその定着に向けた努力が、当事者である企業をはじめ、監督官庁、自主規制団体、取引所、監査法人など関係者によってなされているところである。しかしながら、企業不祥事は一向に跡を絶たないし、わが国資本市場の低迷ぶりにいたっては目を覆うばかりである。米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱やドル安など深刻な事態があるにしろ、わが国資本市場の低迷の背景には、わが国コーポレート・ガバナンスと資本市場への国際的信認の喪失が大きな要因の一つにあることは疑いようのない事実である。こうした中、グローバル経済の一層の進展に伴って新たに対応を迫られる具体的課題や、従来の制度設計において積み残してきた、あるいは制度間において埋没していた課題も喫緊に解決を迫られるなど、幾多の課題が現実にも明らかになってきている。

そこで、わが国のコーポレート・ガバナンスに関する具体的問題状況をどのように認識するか、またそれぞれに対してどのような視点から検討すべきなのか、私なりに述べてみたい。

### 2. 具体的問題意識と検討の視点

#### (1) 会社運営上のガバナンス組織にかかわる現状

企業経営の目的は、適正な利潤を追求し持続的な成長を図ることにあるが、その前提として、健全性と効率性が確保されていなければならない。コーポレート・ガバナンスの観点からは、経営の効率性を高め、企業競争力を強化するため、①迅速な経営判断のもとに機動的な業務執行を行うための経営管理機構と、②経営の健全性を確保し社会的信頼を獲得することを担保するための経営監督機能を構築することが必須である。さらに、これらは、外部から見える形で確保されている必要があり、企業経営の透明性を確保するため、情報開示と説明責任の履行が重要な要素となる。

こうした観点から、会社運営におけるガバナンス組織にかかわる現状について、次のような問題・課題があるように思われる。



## ① 委員会設置会社制度の導入

わが国のコーポレート・ガバナンスを強化するため、平成 14 年の商法等改正によりアメリカ型の企業統治を範とする委員会等設置会社（現委員会設置会社）制度が導入され、大会社においては、従来の監査役制度との選択が認められることとなった。一方、これに約半年先立つ平成 13 年 12 月には、監査役制度の機能強化を柱とする企業統治に関する商法等改正が議員立法により行われており、わが国のコーポレート・ガバナンスは、企業統治の質を競う制度間競争の時代を迎えることとなった。

委員会設置会社制度の導入は、従来から監査役会設置会社を採用するにおいても、ガバナンス改革を一層促進させ、わが国の企業経営を活性化する一定の効果を生むこととなり、経営のスピード化と監督機能の強化を図るべく、執行役員制度の導入や社外取締役の任用などが多くの会社で進められた。

一方、新たに導入された委員会設置会社制度については、導入から 6 年目を迎えた現在、同制度の採用会社数は約 110 社であり、また同制度へ移行する会社数が年々減少するなど、必ずしも導入が進んでいるとは言い難い状況にある。

委員会設置会社制度を選択する理由は、①グローバル企業が海外投資家の理解を得やすくするため、②企業グループ全体のガバナンス強化を図るため、③経営再建のための監督機能の強化のため、④行政等によるコントロールの確保のためなど、個々の会社の実情により様々である。

しかし、移行理由はともかくとして、委員会設置会社への移行が進まない要因としては、一般に、指名委員会と報酬委員会が障害になっているとの声が多く挙げられている。さらに、わが国が導入した委員会設置会社制度においては、指名、報酬、監査の 3 委員会がそれぞれ取締役会決議をもってしても覆すことのできない強い権限（決定権）を有するとされ、これが導入のハードルを高くしていると言われている。とりわけ、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、社外取締役主導で社長候補者を含む取締役人事が決められることについては、経営トップの一般的な感覚として、強い抵抗感があるのが実情である。

委員会設置会社制度についても、わが国企業が採り得る有力なガバナンス形態の一つではあるが、上に見てきたように、これがわが国の企業統治において直ちに主流となるような状況にない。したがって、どちらの制度を選択するのかに関わらず、現状で大半の会社が採用する監査役会設置会社のガバナンスを如何に強化すべきかについて、検討する必要があると思われる。

その際、わが国の監査役制度は、業務執行者から高い独立性を確保する制度設計が図られているが、そうした高い独立機関が経営監督機構の一角として真に機能するためには何が必要なのかが検討課題となる。

また、こうした検討に当たっては、委員会設置会社における監査委員会の監査機能は、監査役制度のそれとほぼ同内容のものとなっていることにかんがみ、監査委員会の機能・役割を含めて、検討することとする。

## ② 社外取締役の導入の進展

監査役会設置会社においては、会社規模に関わらず、社外取締役の選任は任意であるが、近年その選任を行う会社が増加し、今や過半数を超える状況にある（当協会「第8回インターネット・アンケート調査」によると56.2%）。会社が社外取締役を任用する動機については、社外の専門家の知見を経営戦略に活用したり、経営監督機能を強化し経営の透明性を高めるなど、様々である。

社外取締役については、近時、企業サイドにおける選任行動に対して、株主総会における社外取締役の選任議案に対する議決権行使に当たり、独立性要件を厳格に評価したり、また取締役の選任議案そのものについて社外取締役の有無を基準とするなどの動きが見られる。さらに、買収防衛策の導入議案についての議決権行使基準について、例えば国内最大規模の機関投資家である企業年金基金連合会では、有事におけるその発動等について会社と利害関係を一切有しない社外取締役等によるチェックが行われることを要件としたり、海外機関投資家に議決権行使推奨意見を提供するISS社では、対象企業に独立した社外取締役が2名以上、かつ取締役会の20%以上を占めることを要求しているなど、取締役の選任議案以外の議案の判断においても、社外取締役の選任状況が考慮される傾向にある。このほか、企業年金基金連合会が定める「コーポレート・ガバナンス原則」によれば、取締役の少なくとも3分の1は社外取締役とするとし、かつ、当該企業と利害関係を一切有しない独立性を要することとされている。

一方、経営者に対する監視・監督という観点からは、法律上、監査役会設置会社においては、監査役の半数以上を社外監査役としなければならないとされており、現に「外部の目」による経営者の監視が行われている実態がある。

このように、法の要請に基づき、社外監査役を監査役の半数以上選任している状況において、社外取締役の選任を推奨する機関投資家や議決権行使助言機関の影響等を背景として、現に社外取締役を選任する会社が増えているという実態があるが、社外取締役の選任がわが国のコーポレート・ガバナンス上どのような意義を有するのか、また社外監査役と社外取締役の役割・機能の対比を含め、社外取締役の役割・機能とは何かについて、検討・整理する必要があるのではないか。

## ③ 第三者特別委員会の設置事例とその意義—買収防衛策ほか

買収防衛策の導入是非及び導入後の発動・不発動の判断に当たり、取締役会の任意の諮問機関として、社外役員、外部有識者等で構成される特別委員会を設置するケースが増えている（「買収防衛策の事例分析」別冊商事法務310号によると、平成19年7月末時点で買収防衛策を導入した会社381社のうち85.8%に当たる327社が第三者委員会を設置）。

例えば米国では、上場企業の多くは会社と外形的にも実質的にも利害関係を有しない「独立取締役」が取締役会の大半を占めていることから、取締役会の意思決定がそのまま株主意思の投影として受け入れられやすい状況にある。一方、わが国においては、業務執行を兼ねる取締

役が取締役会メンバーの過半を占めるケースが大半であることから、株主意思をどれだけ反映できるのか、議案いかんによっては疑義が生じ兼ねない状況にあるといえる。そのため、買収防衛策の導入に当たって、経営者の恣意性を排除し客観・公正な判断を導くため、業務執行者から独立した第三者から成る特別委員会を設置し、そこでの判断を最大尊重するという意思決定プロセスを確保する動きとなって表れてきているものと考えられる。

第三者特別委員会を設置した事例によると、そのメンバー構成は、「社外監査役+有識者」のパターンが 42.2%と最も多く、社外監査役が何らかの形で関わっているケースが約 7 割 (68.8%) に上るものの (前掲別冊商事法務)、外部有識者が関与しているケースも約 7 割 (71.9%) ある。

買収防衛策の導入又は発動・不発動という、会社と一部株主とが対立する重要案件について会社が意思決定を行うに当たり、経営者から独立した立場にある者が公正な判断を下すことは必須である。

しかし、たとえ取締役会の任意の諮問機関とはいえ、株主の負託を受けておらず、したがって会社に対する善管注意義務を一切負っていない外部有識者に会社の重要な意思決定を実質的に委ねることについては、取締役会の本来機能である会社の重要な意思決定機能と取締役の職務執行の監督機能の空洞化をもたらすという見方もできる。

このように、外部有識者を積極的に活用しようとする最近の傾向については、その要因の一つとして、大半の会社では取締役会の過半を社外取締役とするには至っていない現実があると考えられるが、こうした実態を踏まえ、わが国の取締役会をより実質化するためにはどうしたらよいか。また同じく業務執行者が取締役会の大半を占めているという実態を踏まえ、取締役会の実質化を補完するための機能として、株主の負託を受け会社に対する法的責任を負っている監査役 (監査委員会) に、何らかの代替的な監視機能を担わせることも考えられるのではないか。

また、これと類似した事例として、不祥事を起こした会社が、当該不祥事を起こした経営者の責任を追及するため、監査役自身が不祥事に関する任務懈怠責任が問われる可能性が無いにもかかわらず、監査役が全く関わらない外部の専門家・有識者からなる調査委員会を設置し、当該不祥事と取締役の行為との因果関係の究明を行い、その結果等に基づき経営者の法的責任を追及するというケースが見受けられる。しかし、取締役の会社に対する責任を追及するのは監査役の本来職務であり、こうした調査委員会の設置は、買収防衛策における第三者特別委員会と同様に、既存の会社機関の無機能化を招くとの見方もできる。

取締役の会社に対する責任の追及という、監査役に与えられた固有の職責を真に果たしていくためには何が必要なのか、監査役会の独立性・専門性のあり方などを含め、検討する必要があるのではないか。

#### ④ 監査役会機能の実効性を巡る議論

前述の通り、コーポレート・ガバナンスにおいて経営の健全性を確保するためには、業務執

行者から独立した立場の者による経営監督機能が不可欠である。わが国において、大多数の会社が採用している監査役会設置会社の場合、その役割を担うのは監査役（会）であるが、監査役制度の機能状況については、各方面から様々な批判があることも事実である。

一方、今後の監査役・監査役制度については、監査役に本気で期待している経営者、株主、マスコミは無いとしながらも、会社法や金融商品取引法により経営者に求められることになった内部統制システムの整備義務に伴い、経営者としては、当該システムを適切に整備するために、最終的に監査役に期待する必要性が出てきた、と指摘する見方もある（鳥飼弁護士「フジサンケイビジネスアイ」平成19年9月12日28面）。

監査役会が機能不全に陥り空洞化しているとの批判は、何も今に始まったことではないが、近年行われた株主代表訴訟制度における役割強化や内部統制システム整備に対する監査義務の明確化などの法改正などを背景として、監査役職責がより具体化・明確化し、監査役役割、さらにはその行動や態度について、株主・経営者としても等閑視するわけにはいなくなってきたことも事実である。

監査役監査は、公認会計士による監査とは異なり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準のように、監査対象物のすべてについてあまねく適用できるような物差しがあるものではない。監査役監査対象は取締役職務執行であるが、その監査の「基準」は、取締役が善管注意義務に違反していないかどうかである。つまり、監査役による監査は、行為の監査を基本とし、その内容や判断基準も、取締役の善管注意義務の内容により異なり得る。

取締役の善管注意義務の内容は、判例の蓄積によって具体化・明確化されるという面もあるが、一方でコーポレート・ガバナンスの観点からは、取締役が善管注意義務に違背することなく、健全かつ効率的な企業経営を実現するため、業務執行者の監視・監督機能を担う監査役にそもそもどのような経営チェック機能が備わっていなければならないのか、そうした観点から検討する必要もあるように思われる。

監査役がより実効的な監査を実現するためには何が足りないのか、例えば、更なる独立性を確保するため、社外監査役の社外要件について形式要件に加えて実質要件を課す必要はないか、また職務内容についても、健全な経営を確保するという観点から、何か責任を持って明確に担わせる具体的業務はないか、諸外国のコーポレート・ガバナンスにおける監視・監督・監査機能はどのような仕組みとなっているのかも参考としつつ、わが国の監査役（監査委員会）に必要な役割・機能あるいは具体的業務とは何かについて、検討する必要があるのではないか。

## ⑤ 社外役員による経営監督機能の強化

冒頭に述べたとおり、実効あるコーポレート・ガバナンスを実現するためには、経営の健全性を担保し、株主・投資家をはじめ社会的信頼に応え得る経営監督機構を構築することは不可欠である。とりわけ、社外取締役や社外監査役など、「社外の目」による監視機能の向上については、わが国においても、主として二つの方向から進められてきた。

一つは、監査役の独立性・権限の強化である。平成13年12月の企業統治に関する商法等改

正により、大会社においては、監査役の半数以上を社外監査役とし、かつ社外監査役の要件についても、当該会社又は子会社の取締役、使用人等を離職後5年経過後に社外性が回復するという、いわゆる「5年ルール」が撤廃されるなど、員数・社外要件が厳格化されることとなった。また、取締役の会社に対する責任の一部免除に関する議案を株主総会に上程するには監査役全員の同意を条件として課すなど、監査役による監視機能を具体的に設定する権限強化が図られることとなった。

もう一つは、社外取締役の導入促進である。とりわけ平成14年改正で導入された委員会等設置会社においては、3委員会は社外取締役が過半数で構成することとされ、かつ取締役会をもってしても覆すことのできない決定権が付与されることとなった。また取締役会は、会社の重要な業務執行を決定するほか、経営の執行と監督の分離の観点から大幅な執行上の権限移譲を受けた執行役の選任・解任等について責任を負うなど、監督機能が強化されることとなった。

このように、わが国においても、社外役員の実用による経営監督機能の強化は、近年、立法上急速に進められてきた。特に、会社法が、委員会設置会社における委員会は過半数の社外取締役、大会社における監査役会は半数以上の社外監査役としたことは、いずれの形態のガバナンス組織を採用しようとも、執行から独立した意思決定が下されるかどうかの担保を社外役員に求めたということであろう。

近時明らかになってきたことは、社外役員の数だけで充分かということである。企業年金連合会や海外の機関投資家は、わが国の社外役員が多くは独立性の要件を満たしていないとしばしば指摘しているが、確かに、わが国の企業実務において、社外役員の人材ソースとしては、①親密な取引先企業の役員、②メインバンク等主要金融機関からの派遣、③親会社からの派遣、④経営者の近親者、顧問税理士等、などが多いのが実態である。こうした社外役員が「独立取締役」としての役割を果たせるのかは、率直に考えても大いに疑問もあるところである。

欧米においては、社外役員の社外性について、形式要件に加えて実質的要件を基に判断する傾向が強く、わが国においても、社外役員が真に経営監督機能を発揮するため、社外要件のあり方について検討する必要があるのではないかと。

一方、企業側も、運用面において社外役員を実質機能化するための取り組みが求められるのではないかと。例えば、前述の買収防衛策における特別委員会や不祥事企業における取締役の責任追及のための調査委員会などは、社外取締役や社外監査役をもって構成することにしてよいのではないかと。また、すでに実態的にも社外監査役が監査役の半数を占めている監査役会について、社外監査役が議長を務めることも、十分に検討されて良いのではないかと。さらに、そうした実務に対して、インセンティブを与えるための具体的方策についても、検討する必要があるのではないかと。この点は、社外取締役を導入している企業の取締役会においても、基本的には同様である。

## **(2) 株主と経営執行の利害調整にかかわる諸問題の顕在化—わが国資本市場の信任の喪失**

上場会社にとり、株主・資本市場から信任を得ることは不可欠である。しかし、現実には、上

場会社の健全性確保に向けた取り組みや経営判断等が、株主・資本市場から期待に反すると指摘される事例が少なからず生起している。

わが国の上場企業に対する資本市場からの声・評価が年々厳しくなっているとの指摘も一部にある中、そうした諸課題は、株主・資本市場と経営・執行現場との意見の衝突が顕在化してきているとの見方もある。経営・執行から独立した機関として、株主から選任され会社に対して法的責任を負っている監査役としては、そうした会社と株主間の利害が衝突する諸問題について相応の役割を果たすことは、法が本来的に監査役に期待している職責と言えるのではないか。

## ① 買収防衛策

買収防衛策に関しては、敵対的買収者により市場で大量買付行為が行われた場合、会社（取締役又は取締役会）としては、当該買収者が企業価値に与える影響等について意見を述べたり、買収防衛策の発動・不発動に関して判断するなどの対応が求められることとなる。こうした対応に際しては、業務執行者（経営者）と会社との利害相反の懸念を最小化するため、業務執行と利害関係を持たない会社役員が一定の役割を果たすことが期待されることとなる。

買収防衛策の導入又はその発動・不発動の判断に当たっては、実務上、前述の通り、取締役会の諮問機関として社外役員、外部有識者等で構成される第三者特別委員会を設置する傾向にある。こうした第三者機関の設置は、取締役会の多くを業務執行者が占めているというわが国企業の現状において、独立性と客観性の高い判断を導くための一つの方策といえるが、法律に基づき半数以上を社外監査役が占める監査役会にその任務を担わせるほうが、法が予定した会社機関間の役割分担から言えば、むしろ自然ではないか。またそうすることにより、買収防衛策の運用等について、現状で株主、取締役及び取締役会、司法の三者により行われている利害調整プロセスにおいて会社機関の一端を担う監査役が加わることとなり、より適正な買収の実現のためのインフラ整備に繋がることになるのではないか。またそのことは、買収防衛策の導入・発動等の判断を株主総会に諮ることの意義について、再考を促すことにもなるのではないか。

さらに、現時点で買収防衛策を導入した会社は上場企業の約一割といわれているが、今後、その導入がさらに一般化した場合、導入企業が常に人材を社外に求め、第三者特別委員会の設置が恒常化するということは現実的とは言えないばかりか、自律的で効率の良い企業運営を実現するという点からも、決して望ましいと言えるものではない。

わが国企業の取締役会の実態等を踏まえ、監査役会の独立性の再検討なども視野に入れ、買収防衛策の導入等の判断プロセスにおいて監査役会を活用する方策はないのか、検討する価値があるのではないか。

## ② 大規模第三者割当増資（新株引受権社債の第三者割当を含む）

企業の資金調達の主たる手段が間接金融から直接金融へと移行する中、増資に占める第三者

割当増資の割合が高まっている。問題は、その規模であるが、2007年暦年では、増資のほとんどが第三者割当増資であり、うち発行済み株式数の30%以上の第三者割当増資が占めるケースが、件数にして全体の約30%に上る。

わが国の会社法は、新株発行による資金調達や第三者割当増資について、機動的な資本政策の展開などの観点から、授権資本枠の範囲内であればこれらをすべて取締役会の決議で決定することができることとされている。調達する資本について用途目的や事業戦略上の裏づけがなければ、株式数の増加により一株当たりの利益が希釈化し株式価値に影響を与えることになるし、また株式に転換するスピードと利益回収のタイミングが大きく均衡を逸することになれば、結果として既存株主の利益を著しく損なうこととなる。

欧米においては、一定以上の規模の第三者割当増資は株主総会の決議事項とされ、株主の判断が留保される仕組みとなっている。本件については、市場開設者や市場関係者が高い関心を払っているところであり、問題の解決に当たっては、欧米並みに株主総会事項とすることも考えられるが、そのほかにも市場規律を守る立場から、取引所の規則等で規制する方法も考えられるのではないか。

例えば、増資目的の開示を厳格化することに加えて、発行体における経営監督機能の向上を促す観点から、当該増資について監査役会（又は監査委員会）が合理性あり（又はなし）と判断した理由・意見等を取引所に提出することを義務化することや、さらに、当該監査役会の判断理由・意見等を取引所の適時開示事項又は総会における監査役監査報告の記載事項とするなど、ディスクロズを求めることも考えられるのではないか。

### ③ 親会社上場の問題

親会社を有する会社が上場している場合、当該会社（上場子会社）には不特定多数の少数株主が存在することから、当該会社と親会社又は親会社株主との間の取引等の適正さを確保することは大きな課題である。すなわち、親会社又は親会社株主が、子会社に対する支配力を背景として、上場子会社との間で取引条件を通じて不当に子会社から利益を吸収することになれば、子会社の少数株主が不測の損害を被ることとなる。

監査役は、その職務上、取締役が子会社等との間で通例的でない取引等を行っていないかを監査する義務を負っている。一方、子会社側においても、少数株主の利益を保護するため、親会社又は親会社株主など一定の主要株主との取引について、子会社の監査役は通例的でない取引に該当しないかについて監査を行こととなる。

監査役が非通例的取引や利益相反取引等について意見を開陳したり、当該行為の是正を促す機会としては、現行法下においても、取締役会での指摘、取締役の行為の差止請求権の行使、監査報告書への記載などが挙げられる。しかし、上場子会社と親会社等との取引は、質的な重要性に加えて、量的にも多量に、かつ日常的に行われることが少なくないことから、こうした取引の特性や上場会社としての少数株主保護の観点にかんがみ、親会社等との取引に関して、上場子会社の監査役に対して特別のチェック機能を担わせることも考えられるのではないか。

例えば、重要な取引に関する契約締結の度ごとに監査役が当該取引条件をチェックし、当該条件等の適正性に関する判断理由・意見等について、前述と同様、取引所に対する提出義務を課すことや、さらには、取引所への報告書又は監査報告書等を通じた開示対象とするなどの仕組みも必要なのではないか。

また、社外監査役及び社外監査役の社外要件についても、現状のままではよいか検討する必要があるのではないか。すなわち、現行法の下では、親会社から子会社に対して派遣された取締役、監査役については、社外要件を充たすこととされている。こうした社外役員が、親会社との間の取引について当・不当を適切に判断することができるかは疑問である。そこで、少なくとも親会社派遣の役員については、社外性が認められないようにするなど、現行法における社外要件についても検討する必要があるのではないか。

#### ④ 株主提案の取扱い

株主総会から取締役会へと権限委譲が進む中で、株主提案権の扱いが従来どおりでよいかも再考の余地があるのではないか。例えば、株主の提案内容についてどう考えるのか、監査役も相応の説明責任を果たすべきではないか。

既に会社法の下では、監査役は、株主から株主代表訴訟の提訴請求を受け、取締役を提訴するかどうかの判断を自ら下す権限が与えられている。その際、提訴判断について相応の説明責任を果たすことになっているが、こうした考えを一段と拡充することについて、検討する必要があるのではないか。

### (3) 会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査との諸調整

現行の金融商品取引法上の監査結果（財務諸表監査証明、財務報告に係る内部統制監査証明）についても、定時株主総会において行われるようにする必要があるのではないか。

財務報告に係る内部統制監査については、財務諸表監査と一体的に行われ、その監査証明も財務諸表監査証明と一体として行われることとされている。しかし、これら監査証明の作成・提出は定時株主総会と切り離され、また通常、株主総会日以降に提出・開示が行われることから、それらが株主総会において報告されることはない。このように、現行制度の下では、金融商品取引法上の監査人の監査結果は、いわば金融商品取引法と公認会計士制度を所管する主務官庁に対する報告制度として機能しているのが実態であると言えるが、株主・投資家の立場からは、本来的には、監査人による財務諸表監査結果と内部統制監査結果についても、定時株主総会における議決権行使に重要なものと言うべきであり、これらを株主総会の報告事項とすることは、市場規律と企業統治との接合を図り、会社に対して、より実効的な企業統治の実現を動機付けることになるものと考えられる。

ところで、内部統制システムの監査については、現行法上、監査役は会社法に基づき取締役による整備状況等を監査する義務を負い、取締役に義務違反が認められれば、当該監査結果を監査報告において指摘し、当概監査報告を株主総会において報告する義務を負う。仮に監査人



による財務報告に係る内部統制の監査結果を株主総会の報告事項とした場合、監査役も内部統制システムの監査結果を株主総会において報告することから、内部統制の監査に関して、監査役と監査人の双方の監査報告・監査結果をどう調整するかが課題となる。とりわけ、監査人による内部統制監査についても、会社法会計監査と同様に監査役による相当性監査の対象と位置づけるかどうか論点となる。

財務報告に係る内部統制報告制度の下では、監査人は、会社の統制環境を重視して監査をすることになるが、その統制環境には、統制環境の醸成に大きな影響を及ぼす経営者を監査する立場にある監査役も含まれる。つまり、財務報告に係る内部統制報告制度においては、会社法上の会計監査とは異なり、監査人が取締役会、監査役を監査の客体とする。そのため、内部統制を巡り、会社法と金融商品取引法という二つの法体系が交錯し、結果として経営者、監査役、監査人の三者間に相互監視の構造（監査の循環）を招来することとなった。このことは、会計監査人のみならず、従来にも増して監査役側にも緊張感をもたらすことになっている。

一方、監査役は、財務報告に係る内部統制を含む会社の内部統制システム全体を監査対象とすることから、財務報告に係る内部統制報告制度において監査人が監査役監査の実効性をも監査対象とすることについては、疑義を呈する見方もある。しかし、財務報告に係る内部統制報告制度の目的は、財務報告の適正性を確保することであり、財務諸表の作成責任を負う経営者とその経営者を監視する立場にある監査役が信頼に足る財務諸表を作成・監査するだけの機能を発揮しているかについて、監査人が独立の立場から監査をすることは、決して不合理なことではない。また、監査人による財務報告に係る内部統制監査と監査役による内部統制システム監査は、監査の目的や意見表明の要件・形式など、多くの点で異なっている。

したがって、仮に監査人による財務報告に係る内部統制の監査結果を株主総会の報告事項とすることとした場合でも、監査人による内部統制監査の方法と結果を監査役による相当性監査の対象とするまでの必要はなく、監査役による監査人の監査は、監査の終極の目的である財務諸表の適正開示を最終的に担保するべく、財務諸表監査にかかる監査人監査の相当性判断を含む会計監査を行うことで完結するものと位置付け、他方、株主には、監査人による財務報告に係る内部統制監査結果（監査人監査）と財務諸表監査結果（監査人監査+監査役監査）を基に議決権行使を行えるよう、調整・整理する必要があるのではないか。

また、現行の金融商品取引法上の監査報告制度を上記のように位置づけた場合、そこでの監査制度の担い手である監査役と監査人の連携についても、より具体化・明確化を図り、かつ、それらのうち多くの事項が双方の職務として認識の共有化が図れるよう、そのための実務形成に努める必要があると考える。

例えば、財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼす虞がある事項を監査人が発見したときは、速やかに監査役に報告し、一方で監査役は、監査人の独立性保持や監査環境の適正性を確認し必要に応じて取締役に改善を勧告するとともに、監査人監査に必要と思われる情報を監査人に提供するなど、相互の信頼関係を基礎とした双方向の連携のための具体的方策を実行することが必要と考える。こうした実務の実行を通じて、監査役と監査人の連携が真に機能する

ならば、会計不祥事は撲滅できると**いって過言ではない。**

#### **(4) 公認会計士の選任、報酬決定権（提案権）、いわゆる「ねじれ」問題**

昨年6月20日、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が成立し、同27日に公布された。監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われるという、いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題については、同法律案の衆参両院における国会審議においても、「監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること」として、附帯決議が付されているところである。これに対して、応えていく必要があるのではないか。

監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与することについては、とくに会社法の立場から、監査役（監査委員会）の業務執行者との兼任禁止規定との関係上、法的な制約があるとの指摘もあるところである。

しかしながら、グローバルに見れば、会社の業務執行者から独立した立場にある者が外部監査人の選任と報酬について権限と責任を有することは常識となっていることから、信頼される会計監査制度と資本市場を確立するためにも、わが国の現状は早急に解決される必要がある。

こうした法制へと転換を図ることは、会社と監査人との間で長年に亘り形成されてきた実務慣行を払拭することを意味する。すなわち、わが国の企業実務においては、古くより、公認会計士による監査は、主として経営者側による「会計顧問契約」により行われるとの意識の下、会計事務所の選定はもとより、監査人の監査計画についても、経営者の意向に沿う形で作成され、そうして作成された監査計画に基づき、監査報酬額が決められてきた面があることも事実である。そのため、監査対象が適切に選定されず、また監査時間も十分に確保されないことから、結果として監査報酬が低く抑えられることとなっていた。このような会社と監査人の関係の構図は、時として会計不祥事の温床ともなってきたところであり、「ねじれ」問題を解消することは、こうした関係の断絶を強制し、もって会計不祥事の防止にも寄与することが期待される。

したがって、会社法上の論点指摘については、監査役による業務執行行為の禁止規定が果たしてどこまで制約的なものであるのか、また業務執行の禁止以外にどのような制約があるのか、国際的な整合性を確保する観点から、その境界について真摯に検討する必要があるのではないか。

他方、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与するためには、前述した国会における附帯決議にも指摘されているとおり、監査役（監査委員会）の専門性と独立性が十分に確保されなければならないことも事実である。例えば、監査役のうち1名以上は会計専門家など財務及び会計に関する知見を有する者の選任を義務付けるなど、検討する必要があるのではないか。

## **(5) 企業集団に関する親会社のガバナンス（責任と権限）の構築**

現在の企業経営においては、連結ベースでの経営を中心とし、また決算情報等の企業情報開示についても、連結ベースでの開示が主流となっているのが実態である。一方、現行法の下では、親会社の子会社に対して支配力を背景とした影響力を行使したとしても、親会社は、子会社の少数株主又は債権者に対して、直接的な法的責任を負うこととはされていない。

企業経営が企業集団を中心に行われている現状において、経営の現場からは、従来より、経営実態と子会社の株主等に対する法的責任・権限との間には、大きな乖離があるとの指摘が為されてきた。

そこで、こうした経営実態と法的責任・権限の乖離を解消するため、親会社の子会社取締役に対する指揮命令権を認めるなど、親会社による企業集団を基本とした企業統治と責任体制の構築が可能となるよう、立法的に何らかの手当てをする必要があるとの指摘も十分傾聴すべきではないか（公開会社法要綱案第4章「企業グループ」参照）。

また、そうすることにより、企業グループ全体での事業戦略の遂行がより実効的かつ機動的に行えるようになるほか、親会社取締役の職務執行を監査する立場にある親会社監査役としても、親会社取締役の子会社管理に係る責任が明確化されることから、その監査対象が企業集団全体に及ぶこととなり、例えば企業集団における内部統制上の問題点等についても、親会社取締役に対して、よりの確な指摘をすることが可能になるものと思われる。

## **(6) 新たな監査役（監査委員会）業務の明定と監査活動の開示**

前述の通り、監査役による監査は、取締役の職務執行が善管注意義務に違反していないかどうかを中心として行われる。そのため、監査役による監査も、個々の監査役の能力や主観的な判断に委ねられがちとなり、そのために監査役の職務が達成感を感じ難いものとなったり、あるいは、監査役の職責を客観的に評価することを難しくしている要因ともなっている。こうしたこととも相俟って、現実には監査役業務は、本来、経営執行が当然に行うべき内部監査の代替物に自らの活路を求めることになる。しかしながら、経営執行自らが内部監査部門を強化する必要性を痛感し、そうした施策を実行するに及んで、監査役は自らの居場所に関し、戸惑いを感じる事となる。

監査役監査をより実効的なものとするためには、コーポレート・ガバナンスの一翼としての役割を確実に果たすという観点から、その役割・機能あるいは具体的業務を検討する必要があるが、そうした観点から、監査役の職務内容が現状のままで良いか、検討する必要があるのではないか。

現行の会社法において、監査役に義務的・明示的に行動することが求められる職務としては、取締役の行為の差止め請求権の行使や株主代表訴訟における会社代表などが挙げられる。しかし、これらは、いずれも取締役による法令・定款等の違反行為が相当程度顕在化したときに初めて行動が要請される職務である。

しかし、一方で、企業経営の目的は、健全で持続的な成長を遂げることにあるから、監査役

の職務についても、株主利益に直接大きく関わる取締役の執行行為について、とりわけ上場会社の監査役については、前述「2. (2) 株主と経営執行の利害調整にかかわる諸問題」に掲げられた事項への対応を含め、適切な監視機能が発揮できるよう、具体的業務として自主規範の形も含めてわかりやすく明定する必要があるのではないか。

その上で、そうした監査役の活動内容や監査結果等については、社内外に「見える」ようにすることが肝要である。現行法上、監査役が監査活動の状況ないし結果を株主等に対して知らしめる手段としては、監査報告のほか、総会提出議案・資料についての調査結果報告などがあるが、資本市場における株主・投資家の期待に応え得るインフラストラクチャーを構築するという観点から、監査報告の必要的記載事項、あるいは監査役の監査活動や監査意見等の適時・適切なディスクロージャーのあり方について、検討する必要があるのではないか。

### 3. 検討に当たってお願いしておきたいこと

最後に、検討にあたってお願いしておきたいことを述べたい。

#### (1) 検討の対象

検討の対象としては、公開会社に焦点を絞って議論をしていただきたいと考えている。わが国においては、いわゆる譲渡制限会社も多数存在するが、わが国の資本市場の信認の視点を考えると、株式を上場している公開会社で議論することが重要であると思われる。但し、議論をしていただく中で、公開会社法ありきの議論ではなく、結果として公開会社法につながっていくという結論であればそれはそれでよしというスタンスでお願いできればと考えている。

また、現在、わが国においては、監査役設置会社と委員会設置会社の選択制が導入されている関係から、監査役設置会社に限定した議論ではなく、委員会設置会社も検討の対象として包含していただきたい。しかし、監査役設置会社と委員会設置会社の制度的優劣を検討し、ガバナンス形態の選択論を目的とするものではない以上、これを入り口の議論としないことが肝要であろう。したがって、監査役の役割を論ずる場合においては、必ず監査委員も含めて論じていただければと考えている。

#### (2) 検討のスタンス

検討のスタンスとして、大きく4点を挙げるとすれば以下のとおりである。

第一は、コーポレート・ガバナンスやこれに関連する諸制度に関しては、国際的、特に欧米諸国の制度と比較して、形式的のみならず実質的にも遜色のないものに創り上げていくことである。このことが、わが国の資本市場への信頼性を回復する原点となるものと考えられるからである。こうした観点からみて是非、現況よりも改善するような制度、前進するような制度になるような議論をしていただければ願っている。

第二は、検討を通じて、具体的な制度は簡明でわかりやすく、透明性のある制度や仕組みとすることを目的の一つとすることが重要であると考えている。簡明でわかり易い透明性のある制

度は、国内外に説明できる制度でもあろう。制度を適切に運用し多くの人々が理解し利用できるようにするためには、平易と透明性をキーワードにした制度設計が必要であると考えている。したがって、議論が対立したり、白熱したりする場合には、是非、簡明でわかり易い方を選択するようにしていただきたい。

第三は、現行の法律の通説や解釈論にとらわれることなく、実態的な改善のあり方を目指すために、極力、柔軟でかつ弾力的な方向で検討していただければと思う。例えば、「監査役は適法性監査役に限るものであり、妥当性監査は踏み込めない」とか「監査役は一切執行に関与しない」というような前提を置くのではなく、世界に評価されるコーポレート・ガバナンスの確立に向けて、あるべき論を議論・検討していただければと考えている。

第四は、現在のわが国の監査役または監査委員が、社外者を含めて、本来要請され、または期待されている点と比較して、その資質や能力が全体としては十分に発揮されているとは思えないと思われる中で、資質や能力の制約を前提とはしないでいただければと思う。すなわち、あるべき制度的枠組みができれば、それに相応しい資質や能力を持つ監査役や監査委員が就任する方向が示されるわけであることから、「監査役には荷が重いであろう」「所詮、無理であろう」との制約をつけることなく、議論を展開していただければと考えている。

監査役協会としては、平成16年の「監査役監査基準」の全面改訂及び平成19年の「内部統制システムに係る監査の実施基準」の策定など、健全で持続的な企業の成長を達成するために監査役が果たしていくための活動に注力してきた。特に、「責任のとれる監査役」になることについては、協会をあげてこれまでも取り組んできている。今般、上場企業に関して、様々な課題が認識されている中、会社機関である監査役（委員）として果たしていくべき役割について、協会としても、解釈論と立法論の垣根を取り払った柔軟な思想で取り組んでいきたいと考えている。

今後、有識者懇談会で出される意見の中には、監査役の現状に対する厳しい意見や責任強化となる制度改正等につながり得る事項が含まれ得ると考えている。この点に対しては、わが国の主要な企業の大半が加盟している協会としては、監査役の資質・能力を高めるための研修制度の体系化や能力認定制度の検討、その他の実務的啓蒙活動などを通じて、監査役が社会及び制度から求められている職責を果たすような役割を担えるようにしたい。

最後であるが、今後の有識者懇談会の有益な議論や提言を期待するとともに、協会として、有識者懇談会の議論や提言を真摯に受け止め、その実現のために全力を尽くす所存である。

注：監査役（会）の表現は、全て委員会設置会社における監査委員会を含む。

以 上

### 資料3 報告書のとりまとめに関する提言

(平成21年2月3日第10回懇談会提出資料)

平成21年2月3日

第10回有識者懇談会

日本監査役協会 会長 築館 勝利

有識者会議 座長代理 伊藤進一郎

#### 報告書のとりまとめに当たって

1. 本懇談会は、日本監査役協会の理事会の場において設置を決定したものであり、マスコミ等にもプレスリリースしたものである。したがって、そこでの議論については、約8,200名に上るすべての協会会員が固唾を飲んで見守っているところであり、報告書は、議論の経過と結果が協会会員の理解や議論にも資するよう、然るべき内容をもって報告される必要があると考える。報告書は、こうした関係各位の期待に応えるものとしたい。
2. 報告書を取りまとめるに当たっては、そのとりまとめ方針について参加委員間で議論をし、共通認識を持っておく必要がある。とりまとめ方針を取りまとめるに当たり、まず、これまで真剣かつ真摯に検討されてきた議論を総括し、方向性が出たものと出なかつたものに整理し、さらに方向性が出なかつたものについては、なお検討すべきものと今後の課題とすべきものに整理することが前提となる。そして、その際、賛否の主張の論拠を明記するほか、必要がある限り、制度論についても臆せず言及することとする。要するに、議論の過程と結果をできるだけ具体的に明らかにすることとしたい。
3. 報告書には、有識者懇談会と運営小委員会における提出資料及び議事録をすべて公開して、議論の過程を明らかにすべきである。そうすることが、報告書を受け取る日本監査役協会における今後の議論のほか、広く世間に問題を投げかけ、議論を喚起するためにも必須である。
4. 本懇談会は、わが国のコーポレート・ガバナンスのあるべき論を議論・検討し、そこでの監査役の役割を明らかにするものである。したがって、監査役制度に関するものだけでなく、コーポレート・ガバナンス全体にかかわる問題についても、議論があった以上はしっかりと書き込むこととする。  
ベスト・プラクティスを記載することは重要である。しかし、より重要なことは、ベスト・プラクティスを何故実行できないかを明確にし、それを実現するための実務上の条件と制度的な裏付けを明示することである。

以上

## 資料4 岩原委員の報告

(平成20年4月23日第2回懇談会提出資料)

### 監査役制度の直面している諸問題と監査役制度の見直し ——株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について(2)——

平成20年4月23日

岩原紳作

#### I 監査役制度の位置づけ・・・沿革から

##### (1) 監査役制度の沿革

我が国最初の商法典である明治23年商法の監査役に関する規定は、ドイツの1870年商法の影響を大きく受けた明治17年ロエスレル草案をほぼ受け継いだ内容となっている。即ち、監査役は株主総会の決議によって株主の中から選任される3名以上の必要的機関であって(明治23年商法191条。ロエスレル草案では任意の機関)、取締役の業務執行が法律・命令・定款・総会決議に適合するかを監視し、かつ総てその業務施行上の懈怠及び不整を検出すること、計算書類や配当金分配案を検査し株主総会に報告すること、会社のために必要又は有益と認めるときは株主総会を招集することが職務とされている(同法192条)。会社の業務や会社の帳簿等の検査権もある(以下については、例えば、西山芳喜『監査役制度論』(中央経済社、1995年)24頁以下参照)。監査役の監査権限は経営の妥当性全般にも及んでいたわけである。

このように明治23年商法のモデルとなったドイツ1870年商法は、監査役会は経営の全部門にわたって会社の業務執行を監督するものとしていた。沿革的にはドイツの監査役会は大株主からなる大株主会から発生したとも言われており、多くの会社において、単なる監督機関ではなく、広範な経営管理の権限を有する決定機関であった。明治23年商法における監査役の監査権限が業務執行全般にわたりその妥当性を含む広いものであったのは、このようなドイツ法の影響があったものと考えられる。

明治23年商法は殆どの規定が施行されず、明治32年商法が實際上施行された最初の商法典となった。明治32年商法は、監査役については、計算書類等、取締役が株主総会に提出する書類を調査し、株主総会にその意見を報告することをその主たる職務とした(明治32年商法183条・190条)。会社業務・会社財産の調査権は引き続き有しているが(同法181条)、明治23年商法と比較すると、株主総会に提出する書類の調査に監査の対象が限定される等、監査の対象が限定されている。また監査役は1名以上でよいものとされていることも、明治23年商法と比較して監査役制度の後退を示唆している。ただ注目すべきことには、取締役と会社の利害が対立する局面で、監査役が会社の利益を代表することとされた。例えば、会

社と取締役の利益相反取引において監査役に取引の承認権が与えられ（同法176条）、会社と取締役の間の訴訟においては監査役が原則として会社を代表することとされ（同法185条1項）。さらに注目されるのは、監査役の実務執行権限が認められ、取締役中より一時取締役の職務を行う者を定めることができるとされていることである（同法184条1項）。これは一定の事項については監査役に取締役を代わる業務執行権限を認め、いわば取締役を補う執行機関としての機能を持たされたもののように思われる。

このような明治32年商法の監査役に関する規定は、1884年ドイツ商法の影響を受けたものと考えられる。1884年ドイツ商法においては、監査役は株主総会で選任され（1884年ドイツ商法209条f）、業務執行を行う取締役との兼任が禁止されるなど（同法225条a）、株主のために業務執行機関である取締役を監督する役割が規定された。取締役の選任方法は定款で定められることとされていたが、実際の定款の規定においては、監査役会が取締役を選任することが通常であり、監査役会が取締役を選任・解任を通じて監督する実務が形成されていた（監査役会が取締役の選任・解任権は、1937年株式法において明文の定めが置かれた）。しかしこのような監査役会が取締役に対する上位の機関としての関係は、監督機関としての立場に止まらず、自ら経営管理にも係わることも認められた。即ち、定款で定めればそのような職務の担当を認めることができ（1884年ドイツ商法225条3項）、取締役に故障がある場合に取り締役の代理を務めることも許されていた（同法225条a第1項）。現行株式法も、111条4項1文において監査役に業務執行上の処置を委託することはできないとしているが、同項2文は定款または監査役会が、一定の種類の実務は監査役会の同意を得たときに限って行うことができると定められているため、今日においてもドイツの多くの株式会社は、かなりの多くの業務執行に関する重要事項を定款により監査役会の同意に服せしめており、実務上、監査役会が経営管理の基本的執行方法の決定機能を営むための手段として利用されている（ハンス・ヴェルディンガー＝河本一郎編『ドイツと日本の会社法』36頁）。このような会社の業務執行への監査役への関与は、株主総会決議取消訴訟や株主総会決議無効確認訴訟の被告である会社を、取締役と並んで監査役が共同で代表することが規定されたことにも表れている（190条a第3項）。監査役を代表者に加えたのは、全ての株主の利益のためと説明されている（*Entwurf eines Gesetzes, betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften, nebst Motiven und Anlagen (1884), S.158*）。また、会社と取締役の間の法律行為については、監査役が会社を代表することとされ、会社と取締役の間の訴訟に関しても、株主総会が特別の代表者を定めない限り、監査役が会社を代表するとされた。このように会社と取締役の利害が相反する場合に会社を代表（して業務執行を）する権限が監査役に与えられたわけであり、これに倣った規定が明治32年商法176条や185条1項だったわけである。

以上のように明治32年商法の監査役に関する規定のモデルになったドイツの監査役制度は、株主総会で選ばれる監査役が、業務執行を行う取締役を選任して、自らは取締役を兼ねる



ことができないとすることにより、監督機関たる監査役会と執行機関である取締役を分離する制度ではあった。しかし監査役は、業務執行から完全に切り離されるわけではなく、定款規定の授権がある場合、取締役に故障がある場合、取締役と会社間に利益相反関係があるような場合等には、株主から直接選ばれた会社機関として、株主の利益を守るために、業務執行に直接関与することが予定されていたわけである。なお、明治32年商法制定当初から、我が国においては取締役は監査役同様、株主総会で選ばれることとされており、業務執行機関と監督機関が並立する構造になっていた点で、監督機関である監査役会が業務執行機関である取締役を選任・解任する上位機関であったドイツと大きな違いがあった。このような違いは、1884年ドイツ商法、1897年ドイツ商法では取締役の選任方法は定款で定めることとされていたため、法律の条文上は決定的ではなかったが、ドイツにおいては1937年株式法以来、監査役会が取締役を選任・解任することを株式法上明定したため、条文上も明らかな違いとなった。更にドイツにおいては、株主総会の監査役員選任議案決定権が監査役会に与えられている（株式法124条3項1文）。尤も、このような違いも制度上の違いであり、日本だけでなくドイツにおいても、株式所有が分散している大規模公開会社においては、実際には取締役の方が主導権を握っていることが多いが、ドイツにおいては監査役会の側が主導権を握っている会社もある（菅原菊志『取締役・監査役論[商法研究I]』（信山社、1992年）44頁以下参照）。

我が国の監査役制度は昭和25年商法改正において、アメリカ型の取締役会制度を導入したことから、監査役は会計監査権限のみを有することとされ、業務執行に関する監査権限は否定された。監査役による取締役の職務代行の規定は廃止され、取締役の会社との利益相反取引の承認権限や取締役と会社間の訴訟における会社の代表権限も取締役会に移された（261条ノ2・265条）。監査役が取締役を兼任することも禁止された（276条）。ドイツの監査役制度と大きく乖離し、世界的に見て独特の制度となったと言えよう。他方、ドイツも、戦後は共同決定制度が導入され、原則として従業員2000人を超える資本会社の監査役の半数は従業員代表とされたために、監査役会の性格は大きく変わった。現在のドイツの監査役会は、株主総会により選任され株主の利益を代表する監査役と、従業員代表の監査役が、業務執行者である取締役を選任し監督する監督機関であり、我が国の監査役・監査役会とは著しく異なって、むしろモニタリング・モデルの確立により業務執行機関からオフィサーの監督機関という役割に転じたアメリカの取締役会に類似した機関といえよう。しかもオフィサーと取締役の兼任が認められるアメリカとは異なり、ドイツでは監査役と取締役の兼任が禁止されるいわゆる **two-tier system** を採っていることから、アメリカ以上に徹底したモニタリング・モデルの監督機関と言えよう（Klaus J. Hopt, *The German Two-Tier Board: Experience, Theories, Reforms*, in K. J. Hopt et al., ed., *Comparative Corporate Governance*, 1998 pp.227 et seq. 参照。ドイツの監査役会とアメリカの監査委員会の比較につき、Eberhard Scheffler, *Aufgaben und Zusammensetzung von Pruefungsausschuessen (Audit Committees)*, ZGR 2003, 236)。

このように昭和25年商法改正により監査役の権限は大きく削減された。ところが粉飾決算の多発を受けてなされた昭和49年商法改正以降、平成13年商法改正まで、我が国のコーポ

レート・ガバナンスに関する会社法改正は、監査役制度の再強化の歴史であったといっても、過言ではなからう。昭和49年商法改正においては、大会社及び中会社の監査役に再び業務監査権限が与えられたが（昭和49年改正商法274条1項、旧商法特例法25条）、適法性監査に限られ、妥当性監査には及ばないというのが、多数説の理解であった（昭和49年改正商法275条・275条ノ2・281条ノ3等）。また、子会社調査権の付与（同法274条ノ3）、監査役の任免につき株主総会で意見を述べる権利の付与（同法275条ノ3）、大会社・中会社の場合に監査役が会社・取締役間の訴訟における会社を代表する権限の復活等がなされた（同法275条の4）。昭和56年商法改正においては、監査役の報酬を株主総会決議により定める等の監査役報酬規定の創設（昭和56年改正商法279条）、監査費用の会社に対する請求権の規定の創設（同法279条ノ2）等の監査役の地位の独立性強化、及び責任の強化がなされた（同法280条2項）。大会社については複数監査役・常勤監査役の制度を創設した（昭和56年改正旧商法特例法18条）。平成2年商法改正においては、監査役に発起設立・現物出資・財産引受の調査・報告権限が与えられ（平成2年改正商法173条ノ2・184条1項2項・181条3項）、それに伴う責任の拡充が行われた（同法195条）。平成5年商法改正では、監査役の任期が伸張され（平成5年改正商法273条1項）、大会社につき社外監査役や監査役会の制度を採用し、会計監査人選任議案の同意権を監査役会に与える等の改正がなされた（平成5年改正旧商法特例法3条2項・3項・18条・18条の2）。平成13年12月の商法改正では、監査役の実行役会出席義務及び意見陳述権（平成13年改正商法260条ノ3第1項）、監査役の実行役の更なる延長（同法273条1項）、監査役の辞任に関する意見陳述権（同法275条ノ3ノ2）、大会社に関する社外監査役の社外性の資格の厳格化（平成13年改正旧商法特例法18条1項）、大会社の監査役選任の場合の監査役会の同意権・議題議案提案権（同法18条3項・3条2項・3項）、取締役の責任軽減議案への同意権（平成13年改正商法266条9項）、取締役会決議による取締役の責任軽減を認める定款変更議案及び取締役会決議への同意権（同法266条13項）、契約に基づく社外取締役の責任軽減を認める定款変更議案への同意権（同法266条21項）、監査役自身の責任軽減に関する規定（同法266条7項・8項・10項・12項・280条1項等）、株主代表訴訟の被告取締役側に会社が補助参加することへの同意権（同法268条8項）、等が規定された。これらは新会社法に引継がれたが、更に新会社法は、株主から役員等に対する責任を追及する提訴請求を受けた株式会社は、提訴しない場合はその理由（不提訴理由）を提訴請求をした株主に通知しなければならないと規定した（会社法847条4項）。株式会社を代表して取締役に対する提訴請求を受け、提訴か不提訴かの判断するのは、監査役設置会社では監査役と考えられるため（同法386条）、これは監査役権限の拡充を意味しよう。また、会計監査人の報酬等決定の同意権を監査役（会）に与えた（同法399条）。

## （2） 現行法における監査役の位置づけ

以上のような我が国の監査役制度の沿革を踏まえて、現行法における監査役制度の位置づけ

はいかに考えるべきであろうか。現行法上の監査役の位置づけからは、定款により会計に関するものに権限が限定されていない監査役であっても（会社法389条1項）、監査役が業務執行に関与することは許されないことであろうか。監査役が会計監査人の選任や報酬の決定を行うことは、そのような法体系上の理由から原理的に否定されるべきであろうか。監査役が、企業買収、第三者割当新株（予約権）発行、株主代表訴訟の却下、企業結合における結合企業間の利害調整等において、何らかの役割を果たすことができようか、また果たすべきであろうか。

現行会社法において監査役には業務監査に関しては適法性監査のみが認められ、妥当性監査は認められないと多数説が解しているのは、以下のような理由による。第一に、監査役の監査権限は原則として業務執行の適法性（法令・定款違反）に限られ、限定された問題についてのみ、相当でない事項又は著しく不当な事項を指摘できることに止まる点である（会社法382条・384条・385条・397条、会社則129条1項・130条2項2号）。第二に、妥当性をめぐる意見の対立は、最終的に人事で決着をつけざるを得ないが、業務執行担当者の選任・解任権が取締役会又は株主総会若しくは取締役相互にあり（会社法362条2項3号・363条1項・349条3項）、監査役（会）にはないことである（江頭憲治郎『株式会社法』（第2版）（有斐閣、2008）478頁）。第三に、取締役会設置会社について会社法制定以前からも指摘されていた根本的な理由として、取締役会制度を採って、代表取締役や業務担当取締役につき、業務執行の適法性だけでなく妥当性についても監査し、それに基づいて彼らの選任・解任を行なう体制を採っていることから、会社経営の判断を取締役に集中していると解すべきであって、監査役も妥当性につき監査を行うことになれば、会社経営の二元化を招いて、会社の統一的・効率的な経営を損ねることになる、ということがあったと思われる（龍田節『会社法大要』（有斐閣、2007年）141頁参照）。このほか、監査役を取締役の行為に対する差止請求権が、取締役が「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合」に限って認められていることも（会社法385条1項）、多数説の根拠として挙げられるかもしれない（尤も、取締役の業務執行権を妨げる危険の大きい差止請求権の場合に限って、特に要件を限定して認めたという理解もありえよう）。

これに対して現行会社法以前の説として、監査役の職務執行に係る条文において適法性監査に限定する文言がないことや（平成17年改正前商法274条・260条ノ3第1項等）、監査報告書の記載事項に関する規程（同法281条ノ3第2項）も規定された事項以外の記載を禁じるものではないと解すべきこと等を理由に、監査役監査は取締役の職務執行の妥当性一般に及ぶとする説があった（大住達夫『新しい監査制度の解説』（商事法務研究会、1974年）67頁以下等）。監査役の株主総会への報告事項や監査報告書の記載事項が取締役の職務執行が「著シク不当ナ」ときに及ぶことから（同法275条・281条ノ3第2項8号等）、その範囲で妥当性に及ぶとする説等も有力であった（竹内昭夫『会社法の理論Ⅱ』（有斐閣、1984年）118頁、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法』（第3版）（有斐閣、1994年）314頁等）。会社現行法の下においては監査役の業務監査は妥当性監査にまで及ぶとする説は、平成17年改正前は、監査役又は監査役会の監査報告の内容は計算書類及び取締役の業務執行等の

法令定款違反の有無等の適法性（著しい不当性を含む）に限られており（平成17年改正前商法281条ノ3、同旧商法特例法14条3項）、そのことが監査役の権限が適法性監査に限られるという考え方の根拠になっていたが、会社法においては監査報告の内容が大幅に拡充されていることを指摘する。即ち、監査役・監査役会の監査報告の内容として、取締役会で決定した内部統制システム（会社法348条3項4号・362条4項6号・5項・416条1項1号ロホ。取締役の職務執行が効率的に行われことや企業集団の業績の適正を確保するための体制等を含む）の相当性や（会社則129条1項5号・118条2号）、会社が会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（いわゆる買収防衛策）が事業報告の内容になっているときは（会社則127条）その事項についての意見等が含まれていることから（会社則129条1項6号）、新会社法の下における監査役の権限は、相当性に関する業務監査にも及んでいるというのである。監査役を取締役を被告とする株主代表訴訟に関する権限（会社法847条4項・849条2項）、監査役及び会計監査人の選任・解任議案並びに会計監査人の報酬についての同意権等も（会社法343条1項・344条1項・399条）、その理由として挙げられている（前田庸『会社法入門』（第11版補訂版、2008）496頁以下）。

この二つの立場は、必ずしも対立する見方と考える必要はないように思われる。監査役の個々の権限の範囲については、それぞれの説が指摘している通りの規定がなされているわけであり、それを監査役全体の権限として評価した場合に、適法性監査に権限が限られていると評価するか、妥当性監査まで権限が及んでいると評価するかという、評価の差に過ぎないように思われる。適法性監査に限られるという説が指摘するように、監査役の株主総会に対する調査報告、監査報告書に記載できる取締役の職務遂行に関する問題点、取締役に対する差止請求権等は、（著しい不当性を含む）いわゆる適法性の範囲の問題に限られており、監査役は一般的な妥当性を理由にこれらの権限を行使することはできない。その意味では監査役の業務監査権限は原則としては適法性監査に限られていると思われる。しかし他方、妥当性監査権限を肯定する説が指摘するように、監査役の権限の中には、取締役の業務執行の妥当性に踏み込んだ判断を求められるものがあり、業務執行そのものを担う権限も含まれていることも事実である。

例えば、ドイツ商法に由来し、明治32年商法185条1項に遡ることのできる、会社と取締役の間の訴訟における会社の代表権限は、正にその限りで監査役に業務執行権限を認めたものである。その権限の中には、会社を代表して提訴するか否か、和解に応じるか否かの判断権限も含まれると考えられており、そのような判断は、単に適法性の視点のみから行われるものではなく、妥当性の視点、例えば訴訟を提起・継続することの費用と訴訟によって会社が実際に回復できる損害の額との比較等を含めてなされるものと思われる。このことは新会社法により導入された、会社と取締役の間の訴訟の一つである取締役等の責任追及訴訟に関する不提訴理由書に関する規定からも窺うことができる。即ち、株主から会社に対する、取締役等を被告とする責任追及訴訟の提訴請求を受ける会社の機関は、監査役設置会社においては監査役であり（会社法386条2項1号）、提訴請求に従わない場合に会社、即ち監査役は、当該株主の

請求により不提訴理由を通知しなければならないとされているが（会社法847条4項）、不提訴理由書には、会社が行った調査の内容（会社規則218条1号）、請求対象者の責任の有無についての判断の他に（同2号）、請求対象者に責任があると判断した場合において訴えを提起しないときはその理由を記載しなければならないとされている（同3号）。ということは、不提訴の理由として、単に株主から提訴請求を受けた取締役に対する請求権に法律的な原因が存在するか否かだけでなく、何らかの妥当性ないしは政策的判断により不提訴とすることを認めているわけである。そのような判断としては、恐らく提訴した場合の費用と訴訟により実際に回復できる損害の額との比較といった訴訟のコスト・パフォーマンス等が含まれるものと思われる（尤も、国会に提出された当初の会社法案においては、「責任追及等の訴えにより、当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合」が、役員等に対する責任追及訴訟が認められない事由として規定されていたが（当初の国会提出法案847条1項1号）、株主代表訴訟を提起する株主の権利を損なう恐れがあるという野党の批判を受けて削除されたことをどのように評価するかという問題がある。岩原紳作「総論」商事法務1775号（2006年）9頁参照）。それを超えて会社の営業や評判、役員・従業員への士気、会社の規律に与える影響等の、非常に高度の政策的判断まで総合的に考慮して提訴するか否かを決めることができるか否か等、議論のありうるところであろう。いずれにせよこのような政策的な役割を監査役が果たすこととされたのは、母法であるドイツにおいて監査役が株主、特に大株主の代表として、取締役を選任・監督するだけでなく、会社と取締役の利害が相反するような場合等においては、自らが会社経営に関与することもありうるという立場にあったことを反映したものと思われる。

このような監査役の業務執行自体、もしくは業務執行の政策的判断への関与は、監査役の業務執行に係る妥当性監査権限を認める説が指摘するように、近時の立法において、取締役の責任軽減案等への同意権が監査役に与えられたこと、株主代表訴訟における被告取締役側への会社の補助参加の同意権が与えられたこと、内部統制システムの相当性や買収防衛策に関する意見の監査報告書への記載等、個別の監査役権限拡充の中で進められているように思われる。このように監査役の業務監査権限は、原則は適法性監査に限られるものの、個別の監査役権限に関しては、妥当性監査を認めたり、場合によっては監査役が業務執行そのものを担うことが認められてきたわけであり、そのような権限を認めることは監査役に関する法体系に反するためにそもそもあり得ないということは言えないと思われる。業務執行や妥当性監査は元来は取締役（会）の権限事項であるが、政策的要素が低く、経営者からの独立性の高い判断が求められるような業務執行や妥当性監査の事項については、監査役の権限に帰属させてもよいということではなかろうか。しかし会計監査人の選任や報酬の決定、買収防衛策・第三者割当増資・関連会社取引の妥当性等、現在提案されている監査役の業務執行権限や妥当性監査に係る権限は、計算書類の作成や企業組織の根本等、経営の核心に迫る業務執行に係る権限であり、そこまでの権限を認めることは、原則としては業務執行権限や妥当性監査権限を認めてこなかった監査

役の会社機関としての位置づけを大きく変えて、我が国のコーポレート・ガバナンスのあり方の基本を動かすことにならないか、それは我が国におけるコーポレート・ガバナンスのあり方として適切か、また現在の監査役に関する法制や実態がそのような権限拡大にふさわしいものになっているか、等の問題が検討されなければならない。

日本の監査役制度の母法であるドイツ法においては、監査役は（大）株主の代表という性格を元々持っており、19世紀の定款規定に基づく実務の中で監査役会が取締役の選任・解任権限を有して監督機関となるという性格が明確に位置付けられ、実際にも株主の利益を代表する立場から大きな監督機能を果たしてきた。取締役より監査役の方が経営の主導権を握る会社も多数存在したところであった。このような監査役会を取締役の選任・解任権限は1937年株式法において条文上も規定され、しかも戦後は共同決定制度が導入されることにより、監査役会は会社経営に関し株主の利益と従業員の利益を調整する機能も営むことになった。取締役の上位機関として会社経営に自ら関与する合理性も基盤もあったといえよう。

ところが日本では明治32年商法制定のときから監査役制度は基盤が弱かった。取締役の選任・解任権を有しない単なる監視機関に過ぎず、取締役の業務執行に問題を見出しても、株主総会に報告して株主総会による処分等を促すこと等の限られた監督機能しか持ちえなかった。監査役も取締役と並んで株主総会で選任される対等な機関であるといってみたところで、株主総会への取締役や監査役の選任等の議案提出権を有しているのは取締役であったため、実際には取締役の影響下であって、監査役による取締役の監督は有名無実であったと指摘されていた（田中耕太郎『改正会社法概論』（岩波書店、昭和14年）582頁）。

尤も前述したように日本においても、山陽特殊製鋼の倒産事件をきっかけとする昭和49年改正以来、会社法改正は監査役制度の強化の歴史であったといつて過言ではなかった。しかしその結果、現実の監査役が十分に独立性を有し、業務執行に関与できる能力を備えるに至ったかといえば、例外はあるにせよ、多くの監査役に関しては否定的たらざるをえないであろう。日本の監査役はドイツと異なり取締役の選任・解任権を持たず、却って監査役の選任・解任議案の株主総会への提案権を有する取締役に、実質的な選任・解任権を握られている。監査役会は監査役の選任・解任議案への同意権や、辞任についての株主総会における意見陳述権等を有しているといっても（会社法343条1項―3項・345条1項・4項）、実際にはそれらはあまり機能していない。社外監査役の要求、その他、昭和49年以来の監査役に関する多くの制度改正も、結局、あくまで取締役側が主導権を握り、監査役が経営に実質的な影響を与えることがない限度での制度強化が図られてきたのが実際であったというべきであろう。そしてそのような範囲での監査役に関する制度改正は、平成5年、13年の商法改正でほぼできるころまで進んでしまい、それ以上の改正には大きな壁が控えているように思われる。今回問題になっているインセンティブの捩れに関する制度的問題もその一つであろう。そして何よりも現実の監査役の選任の実態、監査役に就任する人のあり方、制度の運用等を考えた場合、監査役に業務執行に関与する権限を与えて、うまく機能するのであるだろうか？

## II 会計監査人の選任と報酬の決定

### (1) 会計監査人の選任、報酬決定の意義

会計監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役・監査役会に付与するという、いわゆるインセンティブの「ねじれ」解消の提案については、まずその提案の意義について検討する必要がある。会社法は、会計監査人は株主総会において設置されるものとし（会社法329条1項、会社則63条7号イ・77条）、監査役設置会社については、取締役が会計監査人選任・解任議案等を株主総会に提出するには、監査役（会）の同意が必要とされており、監査役・監査役会には同議案の提出請求権までである（会社法344条）。会計監査人に払う報酬は取締役が定めるが、これも監査役（会）の同意を得なければならない（同法399条1項・2項）。この同意権を決定権に変えるというのが、「ねじれ」解消の提案である。即ち、取締役が主導権を持って決め、監査役（会）には同意権（拒否権）があったものを、監査役・監査役会だけで決定して、取締役をその決定から排除しようという提案である。なお委員会設置会社の場合は、会計監査人の報酬の決定については、監査役設置会社と同じく監査委員会には同意権だけがあるが（同法399条3項）、会計監査人の選任議案については、内容の決定権限は監査委員会にある（同法404条2項2号）。

会計監査人設置会社の多くは金融商品取引法適用会社であるが、同法に基づき財務計算に関する書類につき監査証明する公認会計士・監査法人は（金商法193条の2、監査証明令1条）、会社法上の会計監査人と通常は同一である。また上場会社においては、公認会計士・監査法人は、内部統制報告書の監査証明も行う（金商法193条の2第2項）。「ねじれ」解消提案は、会社法上の会計監査人だけでなくこれらの公認会計士・監査法人の選任や報酬を含めて、監査役・監査役会・監査委員会に決定権限を付与することを提案するものと思われる。公認会計士・監査法人は金融商品取引法に基づくものであるから、金融商品取引法に決定権限に関する規定を設けることも考えられないわけではないが、それは会社機関の権限秩序に係わる問題であるため、会社法との調整が必要ということから、立法に至っていない。また上記のように、会社にとっては金融商品取引法上の公認会計士・監査法人と会社法上の会計監査人は一致することが通常であるため、実際上も両者は一体の立法が必要である。

このように会計監査人の選任議案や報酬の決定の問題は、それだけには止まらず、金融商品取引法上の有価証券報告書等や内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士・監査法人の選任や報酬の決定の問題と併せて検討する必要があることに、留意する必要がある。

### (2) 計算書類・財務諸表等の作成・監査過程における監査役の間与

会計監査人や公認会計士・監査法人の選任や報酬につき監査役が決定権限を有するためには、彼らの監査業務の内容につき監査役が十分に知り、評価することができなければならない。また会社全体の財務状況の中で、どれくらいの費用を彼らの報酬として支払うことが適切かという判断ができなければならない。そのためには監査役自身が、会社における計算書類や財務諸表・内部統制報告書等の作成及びその監査の過程、会計監査人・公認会計士・監査法人の提供

しているサービスの内容や質等につき、相当な認識を有していなければならないし、会社の財務状況全体に関する把握も必要である。現在の我が国の監査役の実態は、それに相応しいものになっているであろうか。

委員会設置会社の場合は、会計監査人の選任議案については、既に監査委員会に決定権限が与えられている。これは監査委員が取締役でもあって、会社の会計部門や内部統制部門に対して指揮・命令権を有しており、計算書類や財務諸表等を作成する立場にある取締役会のメンバーであることと、大きく関わっているように思われる。取締役会は、その業務執行権限に基づき（会社法362条2項1号）、会社の会計部門や内部統制部門に対して指揮・命令権を有しており、計算書類や財務諸表等を作成する立場にある。監査委員会制度の母国であるアメリカにおいては、監査委員会は会社内部の会計部門や内部統制部門を活用して監査を行うのである。SOX法に基づき監査委員会によって選任され、報酬を決定される公認会計士がそれをサポートする（中田直茂「ディスクロージャーの正確性の確保とコーポレート・ガバナンス[中]——米国の監査委員会制度の現状——」商事法務1620号（2002年）9頁・12頁以下）。このような実際上の体制の存在が、監査委員会による会計監査人の選任議案決定権の背景にあるものと思われる（尤も、我が国の監査委員会につき実際にそのような体制が存在しているか（例えば、『「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書』月刊監査役534号（2007年）217頁以下参照）、また何故、会計監査人の報酬については同意権限に止まっているのかなど（なお、始関正光「平成14年改正商法の解説[V]」商事法務1641号（2002年）16頁・24頁参照）、問題は多い）。

そして今日においては、計算書類、財務諸表や内部統制報告書に係る会計監査人・公認会計士・監査法人の監査は、単にそれらの書類の適正さを見るだけでなく、実際には監査を行う際に必要となる会社の資産・財務の評価やリスク管理等に関する評価を通じて、会社の経営へのアドバイス機能も必然的に果たすことになる（安井肇「監査法人をめぐる環境変化と今後の方向性——社会からの期待の高まりに対応迫られる監査法人」ジュリスト1344号（2007年）18頁参照）。公認会計士法24条の2に基づく制限はあるが、同法2条1項の監査業務に伴う行為としてのアドバイス機能は、当然に果たすことになるし許されると思われる）。そのようなアドバイス機能を評価し、経営に反映させることも、監査委員が経営に携わる取締役会のメンバーであることから可能になる側面もあろう。更に、監査委員の場合は、取締役会のメンバーとして会社の財務状況全体について把握し、その中におけるこれら会計監査人・公認会計士・監査法人の貢献を評価して、会社として支払える報酬の決定を行うこともやりやすいということもありえよう。

これに対して監査役は、会社内部の会計部門や内部統制部門等に対する指揮・命令系統の外にある。会社法上、監査役には取締役、会計参与、支配人その他の使用人に対する報告徴求権や調査権は与えられているが（会社法381条2項）、会社の会計部門や内部統制部門等に対する指揮・命令系統の外にあることから、彼らと連携して監査をすることは実際上難しい（前掲・月刊監査役534号129頁以下の監査役による監査の実態を見ても、監査委員会と比べ



て内部監査部門や会計監査人との連携等に落差があることは否定できない)。補助者を雇って監査の作業を行い、その費用を会社に請求する権利を有するだけである(会社法388条)。そのような監査役が、会計監査人・公認会計士・監査法人による計算書類、財務諸表、内部統制報告書等の監査過程をどこまで把握し、その評価を行うことができるのか、また前述したような彼らのアドバイス機能をどこまで評価することができるのか、監査役(会)に会計監査人・公認会計士・監査法人の選任や報酬につき決定権限を与えるとすれば、まずそのような体制整備の可能性から検証していく必要がある。監査役(会)に決定権限を与えるということは、取締役を決定過程から除外することを意味するため、取締役の関与なしに監査役(会)だけでそれらの評価ができなければならないからである。

仮に、アメリカにおけるように、監査委員会が会社の内部組織や公認会計士を使いながら財務報告の監査過程を総括するような体制を、我が国の監査役(会)が構築することを認めるとすれば、我が国の会社会計に係るガバナンスのあり方を大きく変えることになる。アメリカにおける監査委員会と同様の役割を監査役(会)が果たすには、経済界等にそのことへの理解が広がる必要があるであろう。経済界において監査役が果たす役割と重みについての理解が十分に備わって、そのような体制が形成されるのであれば、現行法における会計監査人選任・解任の同意権や議案提出請求権でも決定権とさして変わらない役割を監査役は果たしうるのではなかろうか。

### **(3) 監査役の実任法制**

監査役に業務執行に関与する権限を認める場合、現在のような監査役の実任法制でたりるか、権限を有しそれを行使する以上は、きちんと責任も果たす法制になっているのかも問題になる。現行会社法においては、監査役には業務執行権限等がないことを前提に、監査役の実任は取締役の実任に比べると緩やかなものになっているためである。例えば、取締役の会社との間の利害対立とその責任に関する会社法356条・423条2項3項・428条等に相応する規定を監査役にも設ける必要が生じよう。また責任の一部免除に関しても、その業務執行機能に係る責任については、会社法425条1項1号ハにおけるように、社外取締役と同様の一番緩やかな責任免除額の制限の対象にするわけにはいかなくなるのではなかろうか。また、取締役の実任の一部免除につき要求されている監査役の実任の要件(会社法425条3項・426条2項・427条3項)に相当するものが、監査役の実任の一部免除については設けられていないが、必要になるのではなかろうか。

## **III 第三者特別委員会と監査役**

### **(1) 第三者特別委員会**

買収防衛策の導入やその発動の判断にあたり、社外役員や社外の有識者により構成される第三者特別委員会が設置されて、その判断が参考にされることが多くなっている。このような役割は、社外監査役が半数以上を占めることが会社法により要求されている監査役会が果たすべ

きではないかという問題意識が存するところである。更にこのような視点を発展させて、その他にも、一定規模以上の第三者割当増資の合理性や、関連会社取引の取引条件の合理性等、会社経営者又は支配株主と、会社（株主）又は少数株主の間の、利益相反する問題につき、監査役が役割を果たすべきことが問題とされている。

このようないわゆる第三者特別委員会の会社法上の意義については、結局、取締役（会）が買収防衛策・第三者割当増資・関連会社取引等を決定するのに当って、その判断の合理性を担保するために、自らの決定手続を慎重ならしめるために設けた手続に過ぎないと考えられる。そのような第三者特別委員会の議を経たということは、経営判断に当って慎重な検討等の手続が尽くされたかという、裁判所が経営判断原則を適用するうえでの一材料になるだけではないだろうか。経営判断原則も適用しえないような利益相反事例にあっては、当該会社行為の実質的な合理性を裁判所が判断するうえでの、単なる参考資料になるだけであろう。

このようなことから、第三者特別委員会の存在自体は過大評価されるべきではなく、その活用をもって監査役制度の空洞化を問題にすることはないと思われる。もし問題があるとすれば、それらの問題につき監査役が本来果たすべき役割を果たしていないのではないか、あるいはもっと役割を果たすことのできる余地があるのではないか、という点にあるように思われる。

## （２） 監査役が果たすことのできる役割

取締役と会社との利益相反取引につき、監査役がその承認権限を有するというのは、昭和25年商法改正以前の制度であった。同改正により承認権限は取締役会に移されたが、新会社法の下において、いわゆる買収防衛策が事業報告の内容になっているときは、それに関する意見が監査報告書の記載事項とされたところである（会社則129条1項6号）。これは買収防衛策の適法性だけでなく妥当性についても意見を述べることが義務付けられているものと理解されている（弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則』（商事法務、2007年）737頁）。また、買収防衛策にせよ、第三者割当増資にせよ、関連会社取引にせよ、法令・定款違反があったり、取締役の善管注意義務なり忠実義務に反する違法な内容であれば、監査役は適法性監査権限を行使して（会社法381条1項）、取締役、取締役会や株主総会に報告したり（会社法382条・383条2項・384条、会社規則129条1項・130条2項2号）、差止権限を行使する義務があるというべきであろう（第三者に特に有利な払込金額（条件）で新株発行を行なうのに株主総会の特別決議を経ない場合等がその例になろう。因みに、違法な有利発行により会社法385条の監査役による差止請求権の要件としての会社損害が発生するかという問題につき、例えば、田中亘「募集株式の有利発行と取締役の責任——会社の損害か株主の損害か——」松澤還暦記念『会社法と商事法務』（商事法務、2008年）143頁・154頁以下参照）。そのような場合に権限を行使せずに、取締役が第三者特別委員会を設置してその意見に基づいて違法行為を行おうとしているのを看過していたとすれば、監査役はその義務を果たしていないのであり、自ら招いた空洞化であって、その責任が追及されるべきであろう。

但し、買収防衛策・第三者割当増資・関連会社取引等の妥当性については、上述した事業報告書記載の買収防衛策の妥当性につき監査報告書に意見を記載する義務の例外を除けば、違法でないし著しく不当とされない限り、現行会社法上は監査役の権限が及ばないものと考えられる。立法論としても、確かにこれらは経営者の支配権確保等のために用いられる可能性のある、利益相反の虞が高い業務執行行為ではあるが、同時にこれらは非常に政策性の高い問題であって、経営の実際に関与していない監査役が妥当性の判断をすることが適切か問題がありうるところであって、取締役会との間で会社の政策決定の二元化をもたらすことにもなって、基本的には適切でないように思われる。我が国の監査役（会）の場合、ドイツの監査役会におけるように、取締役と異なって株主総会で選任されることからくる株主の利益の唯一の代表機関という側面もないし、また従業員の利益の代表という側面もない。尤も、現在は買収防衛策に関してのみ規定されている監査役（会）による監査報告書への意見の記載を、第三者割当増資や関連会社取引等に拡大したり、これらに関する妥当性につき株主総会への報告事項に加えることなどは、政策決定の二元化の虞が少ない行為と考えられるのであれば、検討対象になりうるかもしれない。更にまた、取締役のそれらの行為が、会社との関係では違法とされないが、少数株主の利益を明らかに害するような場合、例えば、既存の株主の持株割合を毀損する著しく不公正な新株発行であるが、株主はそれに気付かない等の事情で株主による新株発行差止訴訟が提起されていないような場合に、監査役がそれを差し止めたりする何らかの行為ができるような権限を与える法改正をすることは、検討課題たりうるように思われる。

更に、これらの事項の合理性に関する監査役・監査役会・監査委員会の意見書を、証券取引所に提出することを義務付けさせ、証券取引所の適時開示の対象にすることも提言されている。会社法的には、上記の監査報告書への記載や株主総会への報告と同様、そのような行為を監査役が行うことが、会社の政策決定の二元化を齎す虞が大きくないかという配慮が必要であろう。また証券取引所のような機関がコーポレート・ガバナンスに関しいかなる役割を果たすべきかは大きな議論のあるところであるが（加藤貴仁「証券取引所と上場企業の管理」『江頭憲治郎先生還暦記念・企業法の理論下巻』（商事法務、2007年）683頁以下、飯田一弘「上場制度総合整備プログラム2007」ソフトロー研究11号（2008年）1頁以下等参照）、会社経営者の行動に実際に影響を与えることができる究極的な存在は資本市場であり、監査役・監査役会・監査委員会の意見を資本市場にさらすことによって、資本市場の力を背景に監査役等がコーポレート・ガバナンスに一定の役割を果たすということは、考えられる方向ではある。しかし、監査役等の意見が公正かつ適切なものとして資本市場の信頼を得られることがその前提であり、その点での条件の整備が課題となろう。

#### IV 株主代表訴訟と監査役

前述したように、株主からの役員等に対する責任追及訴訟の提起請求に会社が応じない場合の不提訴理由書において（会社法847条4項）、監査役が不提訴理由として、会社が行った調査の内容（会社則218条1号）、請求対象者の責任の有無についての判断の他に（同2号）、

請求対象者に責任があると判断した場合において訴えを提起しないときはその理由を記載しなければならないとしている（同3号）。即ち監査役が、責任追及訴訟の提訴・不提訴につき、適法性以外の妥当性なり政策的判断を行うことを明らかにしているわけである。尤も、現行会社法847条4項や会社則218条3号の解釈として、監査役がどこまで責任追及訴訟の不提訴を決定するうえで政策的判断を行えるか、それを不提訴理由書に記載できるかについては、議論のありうるところである（I（2）参照）。

このような制度が新会社法において設けられたのには、以下のような事情があった。新会社法の起草過程において経済界は、取締役会が選んだ訴訟委員会が株主代表訴訟を棄却する決定を行えば、裁判所が原則として尊重するという、アメリカの多くの州で採られている訴訟委員会の制度を、我が国会社法上の制度として採用することを要求していた（日本経団連経済本部「訴訟委員会の構想（素案）」（2003年9月9日）、西川元啓「株主代表訴訟制度のさらなる見直し——適正な制度の構築のために——」商事法務1697号（2004年）32頁・35頁）。他方、司法界や学界においては、株主代表訴訟は会社をも被告として提訴すべきであり、会社は、自らの見解と有している訴訟資料を株主代表訴訟の中で主張し提出すべきであるという意見があった。尤も、前者の主張に対しては訴訟委員会の独立性に問題があり、株主の代表訴訟提訴権を損ない、会社経営者の責任追及を困難にするという反対があったし、後者についても民事訴訟法理論上の問題や代表訴訟の中における会社の代表の仕方等に問題があった。そこで新会社法の起草の際には、これらの意見をそのまま取り入れることは困難であるが、意見の実質を一部取り入れるものとして、不提訴理由書の制度が設けられたように思われる。即ち、会社を代表する監査役が、訴訟委員会に代わって責任追及訴訟を提訴することの妥当性を判断し、不提訴理由書に記載されている理由や訴訟資料を、株主代表訴訟を審理する裁判所が参考にするわけである。裁判所が監査役の決定をあくまで参考にするだけであり、また不提訴理由書に記載されていることだけを参考にするというように、訴訟委員会制度や会社自身が被告となる制度に比べれば弱い効力しか持たない制度ではあるが、将来は、会社を被告とさせ、裁判所としては訴訟委員会の決定を原則として尊重してレビューすることに止めるという制度への一歩にしようという志向を秘めていたように思われる。また同時に、監査役が株主からの役員等に対する責任追及訴訟の提訴請求を受けたときに、十分な調査と責任をもって提訴・不提訴の判断をすることを期待する制度でもあり、監査役が役員等の責任追及につき会社自身の自己規律を働かせる役割を担うことを期待した制度でもあったと思われる。

尤も前述したように、その一環として起草された株主代表訴訟の棄却事由に関する規定が国会の審議において野党の反対で削除されるなど、上記のような志向は殆ど実現されていない。そのため実務の運用も、不提訴理由書に監査役が不提訴の理由やその前提となった資料等をなるべく簡単にしか記載しないものになっており、制度の趣旨を実現する方向にはなっていない。

しかし、もし監査役が本当に独立した立場に立って、十分に資料を収集し、しっかりした調査を行って、公正な立場から責任追及訴訟の理由の存否とその妥当性につき意見を纏めて不提訴理由書を作成するのであれば、それは株主代表訴訟を審理する裁判所にも影響を与えるよう

になると考えられる。実務の側も、原告株主側に利用されることを恐れて、不提訴理由書に詳しい記載することを避けるのではなく、それを充実させることによって、裁判所がそれを株主代表訴訟における判断のベースにできるような方向にもっていくことが望ましいように思われる。それは会社の経営に関わる判断につき裁判所が過剰な介入を行うことを控えて、会社内部の自己規律による責任追及のメカニズムを育て、そのことが会社の実情にあったより合理的な責任追及を実現することにつながっていくことが期待されるからである。またそのことは、コーポレート・ガバナンスの過程において、監査役がより独立した役割を果たしていくことを可能にする一つの道になるように思われる。

## V 開示及び監査に関する会社法と金融商品取引法の制度の一元化

公開会社（金融商品取引法の開示規制の対象となる会社）については、金融商品取引法の開示制度に統一することとし、株主に必要な情報を有価証券報告書に盛り込むことにより、会社法上の事業報告書や計算書類の作成は不要とすること、また、会社法上の会計監査人監査を金融商品取引法上の公認会計士・監査法人監査に統一することが提案されている。会社法上の開示・監査制度と金融商品取引法上の開示・監査制度は、目的や適用範囲に違いがあることから単純な統一は困難であるが、両者が重複する部分は省き、両者の調整をより進めることで、実務の負担を軽減する努力はなされてよい。

まず開示の面における両者の関係を見ると、計算書類や事業報告の記載事項（会社法435条2項、会社計算5条—145条、会社則118条—128条）と有価証券報告書の記載事項（金商法24条1項、開示府令15条・第3号様式）は、重なる部分と違う部分がある。違いの中には会社のガバナンスの観点からの開示と資本市場における投資者の投資判断のための開示という両者の目的の違いに基づくもの、あるいは開示方法の違いに基づく量的な差異に基づくものもあるが、必ずしもそのような違いに基づくものではない違いも存在するように思われる。それらに関しては両者の調整を図ることも考えられよう。

他方、目的の違いに基づく差異や、計算書類や事業報告は株主に送付されるもので量的に限界があるのに対して（会社法437条）、有価証券報告書は内閣総理大臣に提出して公衆縦覧に付されることから（金融商品取引法24条・25条）、より多くの情報を提供できるという開示方法の違いに基づく差異については、直ちに解消できるものではないが、それによる実務の負担を少しでも和らげる工夫はなされるべきであろう。しかし、株主に直接送付される計算書類や事業報告を廃止し、公衆縦覧に付されるだけの有価証券報告書に一本化するという提案は、会社法上の株主の権利を著しく弱めるものであり、賛成できない。

例えば考えるかもしれない一つのアイデアは、仮に有価証券報告書の開示の方が計算書類や事業報告による開示より量的に多いという差異だけに解消できるのであれば、公開会社においては有価証券報告書の作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよいとする、等の工夫である（会社法440条4項参照）。会社法上の計算書類や事業報告とみなすのは、それらに関

する責任等の会社法の規制を及ぼす必要があるためである。尤も、そのように単なる量的差異に解消できるのか、金融商品取引法と会社法の法体系としての違いに基づく問題はあるかないか、そのような「みなし」によって実際にどれだけの実務の負担の軽減になるのか等、検討すべき課題は多い。

またそのような「みなし」を行う場合、監査の面においても同様の「みなし」を行うことになるかもしれない。例えば、公認会計士・監査法人による財務諸表監査により、計算書類に関する会計監査人監査がなされたものとみなすといった方法である。ただ会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の手続は、全く別立てで規定されており、後者は監査役・監査役会・監査委員会による監査の手続等を考慮していない等の違いもあるため、そのような「みなし」を可能にするためには、監査のスケジュールに合わせた細かい具体的な調整の検討が必要であり、課題は多い。「みなし」という手法を用いる理由は、上述の開示の場合と同様、責任等の規制が及ぶようにするためである。

## VI その他

提案されている社外監査役の社外要件の強化、企業集団における監査役を通じたガバナンスの強化等は、大きな検討課題であり、会社法規制の見直しが必要であることから、各界の理解を得ながら、検討を進めていくべきであろう。

以 上

## 資料5 八田委員の提言

(平成21年2月26日第11回懇談会提出資料)

### 「監査役宣言」の表明に対する期待について

平成21年2月26日

日本監査役協会「有識者懇談会」委員 八田 進二

今般、日本監査役協会にて設置の有識者懇談会では、わが国コーポレート・ガバナンスおよび監査役制度の現状認識と今後の方向性について取りまとめた最終報告書を会長宛に提出する運びとなった。

同報告書には、わが国の企業社会の健全な発展と監査役機能の更なる向上を目途として、有識者懇談会において行われた多岐にわたる議論と包括的な提言が数多く盛られている。

したがって、今後、日本監査役協会所属の全ての監査役にあつては、同報告書に盛られた提言およびそこに流れる基本理念を正しく理解するとともに、わが国監査役制度のより一層の信頼性の向上と健全なコーポレート・ガバナンスの更なる構築に向けて、監査役としての職務を誠実に履行することが強く期待される場所である。

そこで、全ての監査役が、監査役としての使命を適切に果たすための精神的支柱として、また、社会からの全幅の信頼を獲得するための礎石となるべく、ここに、有識者懇談会での議論の総括と監査役の主体的な行動方針を定めた「監査役宣言」を表明し、もってわが国監査役制度の国際的な信認を獲得することを強く望むものである。

「監査役宣言」(私案)の全体については、別添のとおりです。

以上

(別添)

監査役宣言(私案)

我々監査役は、以下の通り、監査役としての矜持をもって、監査役業務に専念することを、ここに宣言するものである。

- 一、我々監査役は、株主を初めとする全てのステークホルダーからの役割期待に応え、「監査役監査基準」に則った実効性の高い監査役制度を維持・向上させることを宣言する。
- 二、我々監査役は、経営トップのみならず、企業関係者全ての者から尊敬される資質を備えると共に、わが国独自の制度である監査役制度の信頼性をより向上させるべく、日々研鑽努力することを宣言する。
- 三、我々監査役は、企業において健全なコーポレート・ガバナンスが構築され、かつ、有効な内部統制が整備・運用されていることを監視・検証することで、「内部統制の番人」としての役割を果たすことを宣言する。
- 四、我々監査役は、経営トップの職務の遂行を監査する目的達成のために、企業内外の関係者との円滑なコミュニケーションを促進すると共に、会計監査人との密な連携を強化することを宣言する。
- 五、我々監査役は、経営トップに関わる企業不祥事が露呈した場合には、積極的に監査役としての責任を履行するとともに、誠実に説明責任を果たすことを宣言する。

以上



## 資料6 武井委員の提言

(平成21年2月3日第10回懇談会提出資料)

### 「上場会社監査役コーポレート・ガバナンス・コード(骨子)」について

弁護士 武井一浩

#### 第一 上場会社の企業統治と監査役が果たすべき役割

1 上場会社においては、所有と経営が分離していることから、業務執行者(経営執行者)が自己の利益を会社利益に優先させる行為(経営権保身のための不当な行為等)あるいは会社利益を損なう行為<sup>1</sup>など「利益相反あるいは経営者支配が懸念される業務執行」が行われないようにする仕組みをいかに備えるべきなのかが議論となる。

注 株主総会において選任されている会社役員は、所有と経営の分離構造のもと、会社財産を保全する受託者責任を負い、会社と自らを選任した株主(総会)に対して受託者責任の履行状況についてアカウントビリティ(「説明責任」と訳すべきか)を負う。

注 利益相反(あるいは経営者支配)が懸念される事項の例

- (1) 会社財産を保全する(=会社の損害を防止する)ための会社の仕組みの状況(=内部統制システムの状況に関する事項)<sup>2</sup>
- (2) 経営者の保身等による弊害が懸念される事項(訴訟等による責任追及、買収防衛策の発動、正当な目的を有しない株主価値を希釈化するだけの大規模第三者割当増資、利益相反取引ほか)
- (3) 適正な財務関係書類の作成とその公表(なお、この点については会計専門家を外部監査人として別途選任して監査を行う仕組みがとられている)
- (4) 業績が悪く会社利益に合わない経営執行者の交代<sup>3</sup>

2 利益相反の懸念への対応措置として、業務執行に関与しない(株主総会で選任された)会社役員(=「非業務執行会社役員」。あるいは「Supervisory Board」<sup>4</sup>)が関与し、利益相反の懸念

---

<sup>1</sup> 不公正な第三者割当増資や不適切な買収防衛策の発動など、会社利益は必ずしも損なわないかもしれないが、株主利益は損なう行為類型もある。但し、監査役を含めた会社役員は、会社利益の毀損等に対しては法的責任を負うが、(会社利益の毀損とは切り離された)株主利益の毀損に対しては直接的に法的責任を負うことになるものではない。

<sup>2</sup> 監査役職責として適法性監査は典型であるが、違法行為は会社に損害を与える典型的な例である。法令等遵守体制のあり方は内部統制システムの状況に対する監査の重要な構成要素である。

<sup>3</sup> なお利益相反事項の典型例である「経営執行者等の報酬」は、日本では、監査役会設置会社について株主総会決議事項となっている。

<sup>4</sup> 企業統治のあり方については国際社会に対する説明も重要である状況にあるが、「Supervisory Board」の

の回避・解消等に向けて一定の重要な役割を果たす仕組みが、主要な資本主義国においても共通して採用されている。

こうした仕組みは、株主・資本市場側と経営・執行現場側との不必要な疑心暗鬼を防ぎ、経営の安定にもつながりうる。

注 業務執行者の利益相反の懸念に対応するための仕組みであるため、Supervisory Boardには必然的に非業務執行会社役員が構成員として入ることとなる(非業務執行会社役員以外に業務執行会社役員がどの程度加わるのかは、当該Supervisory Boardが果たす役割次第である<sup>5)</sup>)。

注 株主の中には短期的な業績向上を重視する者もいるところ、業務執行者の中には長期的・安定的利益を志向する者が少なくない。このような株主側と業務執行者側とはどうしても意見が合わない論点に対して、非業務執行役員が説明責任を果たすことで、経営及び業務執行が安定化するプラスの効果も指摘されている。こうした問題意識は、近時の金融危機及びグローバル金融資本主義に対する反省が唱えられている現状下で、なお一層重要である。

3 監査役は、経営・執行から独立した機関として、株主から選任され会社に対して法的責任を負っている「非業務執行会社役員」にまさに該当する。

従って、上場会社の監査役は、非業務執行会社役員としての職責(Supervisory Boardとしての職責の一部)を果たす必要がある。

上場会社の監査役は、業務執行に関与しない会社役員(非業務執行会社役員)として、会社利益に反する業務執行が行われうる事項その他業務執行者と株主との間で利害等の対立・相違が生じうる事項について、会社法の定めるところに従い監査活動を経て助言・勧告等を行い、もって企業の健全で持続的な成長を確保する良質な企業統治体制の確立に努める職責がある。

また、上場会社の監査役は、株主総会において選任された会社役員として、監査職務の実施状況について会社及び株主に対する説明責任を果たす職責を負っている。

注 日本の監査役会設置上場会社におけるSupervisory Board機能は、「取締役会」と「監査役会」とに分属して構成されている。

「取締役会」は、「業務執行者は取締役でなければならない」という監査役会設置会社に対する現行法の法的規律等もあり、業務執行役員が多数を占める構成となっている(非業務執行会社役員である社外取締役を一名も入れていない上場会社も少なくない)のが現状であ

---

機能がいかにかに備わっているのか」が、企業統治の国際的な議論における一つの共通言語であると理解される。

<sup>5)</sup> 非業務執行会社役員は経営の現場にいないことから、あまりに広範な事項に対して非業務執行会社役員が決議に加わることは、現場・状況を知らない者が意思決定に加わることに依る弊害・非効率性がかえって企業価値向上に対する障害となる。従って、非業務執行会社役員が占める割合が多い機関であるほど、当該機関が決定すべき事項等は限定的となる。

る。

他方、「監査役会」は、その全員が非業務執行会社役員による構成されている機関であるという特徴を有している。

注 委員会設置会社では Supervisory Board は取締役会（十三委員会）に一元化されており、非業務執行会社役員は「社外取締役」と「監査委員である社内取締役」が該当する。

## 第二 上場会社監査役がその職責を果たすために求められる事項（上場会社監査役コーポレート・ガバナンス・コード）

注 本コードの各原則は、上場会社の監査役だけで取り組んでいくべき事項というよりも、業務執行者側も含む会社全体で取り組んでいくべき事項である。

### 第一原則 利益相反事項に対する非業務執行会社役員（Supervisory Board）としてのアカウンタビリティ

上場会社の監査役は、業務執行に関与しない会社役員（非業務執行会社役員）として、会社利益に反する業務執行が行われうる事項その他業務執行者と株主との間で利害等の対立・相違が生じうる事項について、会社法の定めるところに従い監査活動を経て助言・勧告等を行うとともに、監査職務の実施状況について会社及び株主に対する説明責任を果たすべきである。

#### 1 監査役会が説明責任を果たすことが重要となる利益相反事項

- (1) 会社財産を保全する（＝会社の損害を防止する）ための会社の仕組みの状況（＝内部統制システムの状況に関する事項）<sup>6</sup>
- (2) 経営者の保身等による弊害が懸念される事項（代表訴訟等による責任追及、経営権保身のための買収防衛策の発動、株主価値を希釈化するだけの合理性のない大規模第三者割当、利益相反取引ほか）
- (3) 適正な財務関係書類の作成とその公表（なお、この点については会計専門家を外部監査人として別途選任して監査を行う仕組みがとられている）
- (4) その他

#### 2 Supervisory Board として「監査役会」と「取締役会」とが果たすべき役割分担

- ・ 監査役が「対外的」説明責任を果たすべき範囲として、業務執行の決定内容の妥当性については、会社法において特段の規定が置かれていない限り<sup>7</sup>、取締役会との間で「会社の政策決

<sup>6</sup> 監査役は適法性監査を行う職責を有しているが、違法行為は会社に損害を与える典型的な例である。法令等遵守体制のあり方は内部統制システムの状況に対する監査の重要な構成要素である。

<sup>7</sup> たとえば、事業報告書記載の買収防衛策の妥当性に関する監査報告書への意見の記載など。

定の二元化」をもたらすことになって、基本的には適切でないとの考え方が強く、会社法の趨勢的な考え方である。

- ・ たとえば、究極の利益相反事項である「業績が悪く会社利益に合わない経営陣を更迭する」ことについては、監査役会ではなく取締役会にその権限がある。
- ・ **Supervisory Board** としての機能を、取締役会と監査役会にどのように分属させるのは立法政策の問題であり、難問である。業務執行の適法性については、多数決で決めるべき事項でもないので、取締役会において議決権を有していない非業務執行会社役員（である監査役）が独自に株主に対して職責を果たすとも説明できる。

3 なお、監査役の「対内的」説明責任、すなわち(取締役会の場合を含む)対内的な意見陳述や説明等については、監査役が業務執行の内容の妥当性に踏み込んで意見を述べることに関して、何らかの「法的」制約が存在しているものではない。

#### 4 検討すべき課題

- (1) 監査役監査報告の充実
- (2) 大規模第三者割当増資等に対する監査役監査意見の作成

### **第二原則 内部統制システムの実効性に対する重点監査**

上場会社の監査役は、取締役(業務執行者)が行う会社の業務の適正を確保する体制(「内部統制システム」)の構築・運用に係る業務執行を重点的に監査すべきである。

- 1 適正な内部統制システムが構築・運用されていることを株主に対して説明することは、まさに上場会社役員としてのアカウンタビリティを果たすことである。
- 2 内部統制システムの実効性に対して重点を置いてチェックすることは、主要な資本主義国の非業務執行会社役員の職責としても認識されている。
- 3 業務執行者が行う個々の業務執行が適正に行われることは適正な内部統制システムの構築・運用によって対処される事項であり、適正な内部統制システムの構築・整備は業務執行者の職責に属する事項である。監査役が行うべき業務監査としては、業務執行者が行う個々の業務執行の適正さについて個別に監査を行うというより、内部統制システムの実効的に構築され運用されているのかについて重点を置いて、監査活動を行うべきである<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 八田教授は、監査役は内部統制の番人であるべきと指摘されている。八田進二「内部統制の考え方と実務」(日本経済新聞社、2006年)120頁。

注 内部統制システムに重点を置いた監査は、現場主義に根ざした監査役監査の必要性自体を否定したものではない。監査役が、内部統制システムの適正さを監視し検証するためには、現場主義に根ざして現場の情報を監査役が適時適切に入手できる社内体制が構築・運用されていることが重要である(第五原則参照)。

#### 4 検討される課題

- (1) 事業報告及び株主総会における内部統制報告のあり方
- (2) 監査役監査報告における内部統制報告のあり方
- (3) 財務報告内部統制制度との調整

注 会社法において監査役に求められている監査報告上の報告事項は、(金商法上の「重要な欠陥」の有無の判定そのものに対して監査役がさらに何らかの意見を述べているということではなく) ①「事業報告が会社の状況を正しく示しているかどうか」(会社法施行規則 129 条 1 項 2 号)、②「取締役の職務の遂行に関し・・・法令・・・に違反する重大な事実があったときはその事実」(同 3 号)、③「会社法施行規則 118 条 2 号 (=会社法 362 条 4 項 6 号に規定する体制の整備についての取締役会決議があるときはその決議の内容の概要) に属する事項 (監査の範囲に属さないものを除く) がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときはその旨及びその理由」(同 5 号) についての監査意見である。

### 第三原則 会計不祥事の撲滅に向けた外部監査人の独立性確保と関係強化

上場会社の監査役は、外部監査人の独立性保持や監査環境の適正性を確認し必要に応じて取締役の改善を勧告するとともに、日常監査を経て得られた（外部監査に必要な）情報を外部監査人に提供し、さらには外部監査人の選任議案の決定<sup>9</sup>及び外部監査人の報酬の決定に実質的に関与することで、会計不祥事の撲滅に向け、外部監査人との相互の信頼関係を基礎とした双方向の連携を強化すべきである。

1 上場会社において適正な財務関係書類等の作成・開示がなされるために、業務執行者及び外部監査人が果たすべき役割に加えて、(必ずしも会計・経理の専門家であるとは限らない)非業務執行会社役員がいかなる職責を負うのかについては、諸外国でも制度設計の詳細は分かれている。ただ、適正な財務関係書類等の作成・開示は業務執行者による利益相反が懸念される典型領域であるため、非業務執行会社役員が何らかの形で関与する仕組みを採用している資本主義国が多い。

2 具体的には：

- ①内部統制部門の実効性監査を含む内部統制システムの実効性を監視すること（第二原則参照）
- ②外部監査人が業務執行者から干渉を受けずに独立した立場から監査を行うための環境作りと配慮を施すこと（外部監査人の独立性は外部「監査人」であることの本質的要素である）
- ③財務関係書類等における重要な問題及び判断についてレビューすること<sup>10</sup>の三つの活動を通じて、業務執行者・内部統制部門・外部監査人及び取締役会の各関係当事者が相互に連携

<sup>9</sup> 厳密には、株主総会で決議される会社法上の会計監査人の選任議案の決定をいう。取引所の上場規程において会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査人として選任するよう努めるものとされているなど（東証・有価証券上場規程 440 条）、上場会社では会社法上の会計監査人と金商法の監査人とはほぼ例外なく同一者である。従って、会社法における会計監査人の選任議案について監査役が決定権限を持つことは、金商法上の監査人の選任手続についても監査役が決定権限を持つことを意味する。

<sup>10</sup> 会計不祥事の防止のために監査役が果たすべき現実的役割としては、(故意に粉飾決算を行う業務執行者が存在している確信犯的な事例においてよりも)業務執行者(あるいはその部下の者)が収益実現のためのプレッシャーを受け、次期以降の売上も今期に計上してしまおうという誘惑に駆られ、会計原則上のギリギリのラインまで近づこうとする(そして楽観的な見通しが後に外れて会計スキャンダルに至る)ことを防止することである、との指摘がある。社内で下から積み上がってくるそうした楽観主義あるいは成果主義を諫める公平無私さが発揮されることは、業務執行者のトップ(経営トップ)自身もまさに求めている会社としての自浄作用・自浄機能である。こうした自浄機能を担うことこそが(非業務執行会社役員としての)監査役に現実に求められる重要な職責の一つである。監査役会は、こうした問題意識に照らして、会計処理上の裁量的判断が伴う財務的開示事項その他の重要な会計方針に関する意思決定について、業務執行者および外部監査人との間で、腹藏のない議論を行うことが肝要である。

して適正な財務関係書類等の作成・開示を果たす「自浄作用」を促進することが非業務執行会社役員には求められていると整理できる。

### 3 検討される課題

- (1) 外部監査人と監査役との連携強化
- (2) 外部監査人の選任（議案）に対する監査役の実質的関与
- (3) 外部監査人の報酬決定に対する監査役の実質的関与
- (4) 重要な会計事項に対する日常的な監査活動を通じた問題意識の醸成

## **第四原則 経営トップから尊重される人的属性**

上場会社の監査役会は、経営トップがその意見を無視することが出来ない威厳・職歴あるいは関係等を有している者によって構成されるべきである。

1 監査役は、同じ非業務執行機関としての社外取締役と比較すると、取締役会における議決権（経営執行者の人事権に対する議決権を含む）を有していないことに一つの差異がある。この議決権の欠缺が社内の人間の監査役に対する尊重度合いに影響を与えることのないよう、監査役が社内で尊重される全社を挙げた環境整備が重要となる。こうした事項について取り扱ったのが第四原則と第五原則である。

注 監査役会は、取締役会の外にいて（＝取締役会に出席するが議決権を持つことはなく）、取締役の業務執行状況及び取締役会の監督状況について、株主（総会）に対して直接報告を行う権限と義務を有するという特徴も有している。

2 監査役会における社内監査役と社外監査役との構成バランスでは、「①社内監査役は(社外者ではなかなか把握が難しいかもしれない)社内情報を把握し、②社外監査役は(社内者だけではなかなか難しいかもしれない)トップに対してモノをいうあるいは一定のアクションを採る」という構造として機能することが期待される。

3 監査役が、現任の業務執行トップに対してなかなかモノをいえない立場の者が就任している場合や、あるいは情報が入らない立場に事実上置かれている場合には、監査役の機能は画餅に帰し、上場会社の企業統治の空洞化を招きかねない。

4 社内監査役について、現任の業務執行トップとの(就任前からの)関係等で、それまで経営トップの指揮命令を受けて業務に従事してきた従業員であった者など、(その者への定年延長等の)人事政策の一環としていわゆる「恩賞人事」として就任した者ばかりで占められるとしたら、現実には経営トップに対してなかなかモノをいえないおそれが高く、上場会社の企業統治の空

洞化を招きかねない。社内監査役のうちの最低一名以上は、業務執行者のトップ(経営トップ)がその意見を無視することが出来ない(あるいは尊重する)威厳ないし職歴を有している「重鎮」であることが重要である。

5 社外監査役についても、その求められる利益相反の懸念の解消に資する資質、すなわち業務執行者から独立性を有する者が含まれているべきである。

6 監査役の人事については会社法上監査役に一定の同意権等が付与されているが、第四原則の実現のためには、業務執行者側の理解と協力も求められる。

7 但し、監査役の人選は、ガバナンスのあり方の基礎であり、ガバナンスのあり方は各国の状況やどういった産業分野がその国での成長性・優位性や国際競争力を持っているのかによって異なる。グローバル金融資本主義に対する批判が強まっている現下の経済状況下で、どういった企業統治体制が日本企業の企業価値向上につながるのか、日本企業の国際競争力強化につながるのかの視点から検討すべきである。硬直的な規律を置くべきではない。

#### 8 検討される課題

- (1) 社内監査役の人選に関する説明責任（社内監査役全員が社長の元部下である「恩賞人事」で占められないこと）
- (2) 社外監査役の機能に関する説明責任
- (3) 監査役会議長の **Chairman of Supervisory Board** としての機能促進
- (4) 監査役の報酬を平取締役の報酬よりも低いものとはしないこと
- (5) 上記に反する場合について監査役が同意しないこと
- (6) 社外役員に対する法的責任の合理化（開示責任を含む）



### 第五原則 Supervisory Board機能の実効化に向けた監査役監査環境の整備

上場会社の監査役会は、①業務執行現場からの適時かつ無制約な情報伝達体制、②内部統制部門に対する一定の指揮命令体制、③監査役補助部門及び内部統制部門に属する者の処遇に関する一定の同意権、[④その他]等が確保されるべきである。

上記の各事項について上場会社の取締役会は、監査役会が（取締役会と共に）Supervisory Boardとしての機能を担っていることを踏まえ、監査役監査の実効性を確保する体制（会社法施行規則105条3項）として決議すべきである。

1 監査役会と取締役会とは共に、supervisory boardの機能を担う機関としての性格を有している。経営執行者と対峙することをあまりに強調すると、政策決定の二元化の観点から、経営執行者側はどうしても監査役会を遠ざける行動を示しがちとなる懸念がある。こうした懸念を防ぐために、取締役会と監査役会とは、適度な緊張関係は保ちつつも、Supervisory Boardとしてある程度一元化された形態で、会社及び株主に対するアカウンタビリティを果たすべき面もある。

2 具体的には、取締役会が入手すべき情報について、監査役も同様に入手すべきである。監査役には適時かつ無制約に情報が入る体制が整備されていないと<sup>11</sup>、現実問題として、監査役はその職務を果たすことができない（また社内でも尊重されない）。

またすでに取締役会が整備している情報入手体制と完全に独立した情報収集体制を監査役が一から整備することは、経営資源の有限性に照らしても無駄である（独自に監査役として情報収集を行うべき場合はありえるとしても）。

監査役に対して情報が伝達される社内体制を、会社法が定める監査役監査の実効性を確保する体制（会社法施行規則105条3項）の一環として、取締役会は決議すべきである。

3 また、委員会設置会社において監査委員会と内部統制部門との間で構築されているような、監査役（会）の内部統制部門に対する一定の指揮命令関係も構築されるべきである。内部統制部門が行う監査と監査役監査とは（目的が異なることから完全に重なるものではないが）、両者共通した監査項目が存在していることも事実であり、そうした項目についていたずらに内部統制監査と監査役監査とを二重に行う体制を企業側に求める合理性は何ら存在しない。内部統制部門に対する一定の指揮命令関係は監査役監査のために必要な監査役としての社内での職務行為の一環<sup>12</sup>であり、「（監査委員が取締役である）委員会設置会社であるから可能で、監査

<sup>11</sup> なお、金商法193条の3の監査人から監査役に対する情報伝達制度が、別途徐々に機能しつつある。

<sup>12</sup> 「監査役は業務執行を行わない」との制約について、対外的な契約締結などの対外的な代表権を伴う執行行為については監査役が行うためには会社法上の別段の規定を要するとの考え方がある。しかし内部統制部門に対する監査役監査の職務のために必要な指揮命令を行うことは、対内的な業務フローの問題であり、会社法の解釈からしてもこれを監査役は出来ないと制約的に考える合理的理由は存在しない。

役では会社法上不可能である」という解釈を採ることにも合理性がない。

4 監査役に対する情報伝達体制は、監査役の責任に対して実質的な影響を与えるファクターである。監査役として、情報を入手した上でもなお何らのアクションをとらないことは監査役自身の法的責任につながりうる。金商法 193 条の 3 により外部監査人から監査役に対する情報伝達体制が規定され、監査役において何らかのアクションをとる事例も出てきている。

・ なお、第 5 原則で述べた監査環境の整備は、第 2 原則で述べた内部統制の実効性に関する監査役監査においても、監査上の重要な前提情報となるものでもある。

5 取締役会と監査役会とは、(監査する側とされる側と行った対峙関係だけでなく) **Supervisory Board** としてある程度一元的な協調関係を構成すべき面もある。両者を対峙関係だけで捉えると、両者にはどうしても遠心力が働き、たとえば取締役が監査役にはなるべく情報を入れないといった動機を生むだけとなる。

6 5 の観点から、取締役会としても、①内部統制部門や監査役の補助使用人に対して、監査役が同意権その他の一定の関与を行うこと、②人事ローテーションのキャリアパスの一環として、監査役事務局のポストに当たる部署や内部監査室も重視すること(企業のリスク管理が出来るヒトはその後の幹部候補者として大変有益である)など、監査役監査環境の「実質的な向上につながる」整備に努めること(会社法施行規則 105 条 3 項)も大変重要である。

7 さらに、監査役に(委員会設置会社の)監査委員と同等の地位と権限を付与することも十分考えられる制度的選択肢である。そもそも非業務執行会社役員(監査役会は必然的に非業務執行会社役員のみから構成される機関である)にどの程度までの決定権限を与えるのかがよいかは、制度設計上の重要な論点である<sup>13</sup>。ただそうした中でも、監査役会設置会社と委員会設置会社の監査委員会との間で、両者の構造的差異に伴って理論的に演繹されうる実質的差異は存在しないと考えられる。

・ 上記の諸事項は相当の部分、監査役監査基準等ですでに問題提起等が行われている事項が少なくない。上場会社としては、経営執行者側も含めて、非業務執行会社役員/Supervisory Board の実効化の重要性を認識の上、上記の環境整備に必要な事項を推進していくことが望まれる。

---

<sup>13</sup> 現場に関与していない者は(どうしてもその状況を把握しづらいため)リスクを採った判断を行うことが困難であり、そうした者に(リスクを伴うことが必然的な)経営事項の判断権限を付与する法制は、(企業がリスクを単に採らなくなるだけで)企業価値の向上にはつながらない懸念が指摘される。

・ 「仮に、・・・監査委員会が会社の内部組織や公認会計士を使いながら財務報告の監査過程を総括するような体制を、我が国の監査役・監査役会が構築することを認めるとすれば、我が国の会社会計に係るガバナンスのあり方を大きく変えることになる。アメリカにおける監査委員会と同様の役割を監査役・監査役会が果たすには、経済界等にそのことへの理解が広がる必要があるであろう。」とのご指摘がある（岩原先生）。

以上





社団法人 日本監査役協会  
Japan Corporate Auditors Association  
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区榮 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 (204) 2131 (代)
九州支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-1-23 サニックス博多ビル 4 階 電話 092 (433) 3627 (代)